

(第  
五  
部)  
國  
第  
百  
九  
十  
六  
回  
參  
議  
院  
財  
政  
金  
融  
委  
員  
會  
會  
議  
錄  
第  
五  
号

八五

平成三十年三月二十二日(木曜日)

午前十時開會

委員の異動  
三月二十日

三月二十二日辰巳

中西	祐介君	青山	繁晴君
川合	孝典君	磯崎	哲史君
辰巳	孝太郎君	小池	晃君
二日			
任			
小池			
青山			
繁晴君			
晃君			
補欠選任			
中西	祐介君	辰巳	孝太郎君

出席者は左のとおり

理  
事

委員

○委員長（長谷川岳君） 政府参考人の出席要求に関する件についてお詫びいたします。

所得税法等の一部を改正する法律案の審査のため、本日の委員会に、理事会協議のとおり、財務省主税局長星野次彦君外十七名を政府参考人として出席を求め、その説明を聴取することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（長谷川岳君） 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長（長谷川岳君） 参考人の出席要求に関する件についてお詫びいたします。

所得税法等の一部を改正する法律案の審査のため、本日の委員会に日本銀行副総裁若田部昌澄君を参考人として出席を求め、その意見を聴取することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（長谷川岳君） 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長（長谷川岳君） 所得税法等の一部を改正する法律案を議題といたします。

本案の趣旨説明は既に聴取しておりますので、これより質疑に入ります。

質疑のある方は順次御発言願います。

○徳茂雅之君 自由民主党の徳茂雅之です。本日は質問の機会を頂戴し、長谷川委員長を始め理事の皆様には厚く感謝申し上げます。

所得税法の改正につきましては、昨年この委員会におきまして質問をさせていただきました。二度目になります。本日は時間をかなり頂戴しましたので、まず、改正内容の主要部分につきまし

て財務省に質問させていただきます。その後、時間がありましたら、当面の金融行政につきまして、とりわけ昨年の通常国会以降いろいろな動きがりますので、金融庁にお尋ねしたい、このように思います。

まず、二十日、地球の裏側ブエノスアイレスではG20が閉幕いたしました。資源が乏しい我が国においては、自由貿易を維持することは極めて重要であります。保護貿易主義が台頭する中で、更なる対話と行動が必要という共同声明を採択し、自由貿易を維持する流れができるのは良かった、このように思っております。

さらに、今回、仮想通貨についても初めて協議されたということです。我が国は、世界に先駆けて仮想通貨交換業につきまして法律で位置付けをしました。さらに、ビットコインも含めその取引高は世界のトップクラスということになります。

また、我が国は、四年前にマウントゴックス社の破綻、それから最近におきましてはコインチェック社の仮想通貨の流出問題ということで、いろんな面で負の側面も経験してきています。今回の仮想通貨に関する国際的な対応の流れを今リードできる、そういうポジションにあつたと思ひます。惜しむらくは、麻生大臣、本来であればG20に御出席されて、まさにいろんな人脈を使って日本の国益をしっかりとG20の中で主張いただけたと思います。その部分については残念であります。

先日、三月十一日、東日本大震災から七年を迎えた。謹んで哀悼の意を表しますとともに、被災地の更なる復興を願う限りであります。

今回の改正案におきましても、被災された酒類製造業者の酒税の特例、これを三年間延長するという措置が盛り込まれております。このような形で、税制におきましても被災地支援についてしっかりと取り組んでいただきたい、このように思う次第であります。申すまでもなく、税制改正は国民生活あるいは

経済社会に直結するものであります。今回のようないいられないものであります。是非とも、本委員会においてもしっかり議論の上、着実に実施できるように思っています。

まず、二十日、地球の裏側ブエノスアイレスではG20が閉幕いたしました。資源が乏しい我が国においては、自由貿易を維持することは極めて重要であります。保護貿易主義が台頭する中で、更なる対話と行動が必要という共同声明を採択し、自由貿易を維持する流れができるのは良かった、このように思っております。

さらに、今回、仮想通貨についても初めて協議されたということです。我が国は、世界に先駆けて仮想通貨交換業につきまして法律で位置付けをしました。さらに、ビットコインも含めその取引高は世界のトップクラスということになります。

また、我が国は、四年前にマウントゴックス社の破綻、それから最近におきましてはコインチェック社の仮想通貨の流出問題ということで、いろんな面で負の側面も経験してきています。今回の仮想通貨に関する国際的な対応の流れを今リードできる、そういうポジションにあつたと思ひます。惜しむらくは、麻生大臣、本来であればG20に御出席されて、まさにいろんな人脈を使って日本の国益をしっかりとG20の中で主張いただけたと思います。その部分については残念であります。

先日、三月十一日、東日本大震災から七年を迎えた。謹んで哀悼の意を表しますとともに、被災地の更なる復興を願う限りであります。

今回の改正案におきましても、被災された酒類製造業者の酒税の特例、これを三年間延長するという措置が盛り込まれております。このような形で、税制におきましても被災地支援についてしっかりと取り組んでいただきたい、このように思う次第であります。申すまでもなく、税制改正は国民生活あるいは

○副大臣(うえの賢一郎君) お答えいたします。  
安倍内閣は、働き方改革、生産性革命、人づくり革命に全力で取り組み、成長と分配の好循環を強化をし、デフレ脱却力強い経済成長を目指しているところであります。

こうした点を踏まえ、本法案では、働き方の多様化等への対応、デフレ脱却と経済再生の実現などの観点から、税制面で所要の措置を講じることとしております。

具体的には、働き方の多様化を踏まえ、働き方改革を後押しする観点から給与所得控除、公的年金等控除からの基礎控除への振替、デフレ脱却と経済再生に向け、生産性向上のための設備や人材への投資と持続的な賃上げを強力に後押しをする、まさに財政の入口を成す、そういう位置付けであるとともに、さらに税は国家なりということで、国家のあるべき姿あるいは将来を本当に指し示す、そういう役割を果たしていると私は思っております。

さらには、個別の税制改正についてお伺いします。

まず、個人所得課税について伺います。

ある民間調査によれば、昨年、我が国の広義のフリーランス、これは一千百万人を超えたといふことがあります。とりわけ、近年、格差社会、あるいは不平等社会といふことが社会問題化される中で、水平的公平と垂直的公平、この機能、役割を持つ税制は今まで以上に極めて重要な役割を果たしています。

我が国は、少子高齢化、人口減少という構造的な課題を抱える中で長年にわたるデフレに苦しんできましたけれども、五年前のアベノミクスの成果によりましてようやくデフレと言われる状況を脱して、雇用、企業業績共に着実に前進してまいりました。

そこで伺います。

さきほどの答弁で、給与所得控除につきましては、特に近年、働き方の多様化が進展しております。こうした動きにおいてもしっかり議論の上、着実に実施できるように期待する限りであります。

○政府参考人(星野次彦君) お答え申し上げます。  
方、基礎控除について十万円引き上げた理由について、趣旨についてお伺いします。

今、まさに委員御指摘がありましたとおり、様々な構造変化が起きている中で、特に近年、働き方の多様化が進展しております。こうした動きにおいてもしっかり議論の上、着実に実施できるように期待する限りであります。

さきほどの答弁で、給与所得控除につきましては、特に近年、働き方の多様化が進展しております。こうした動きにおいてもしっかり議論の上、着実に実施できるように期待する限りであります。

さきほどの答弁で、給与所得控除につきましては、特に近年、働き方の多様化が進展しております。こうした動きにおいてもしっかり議論の上、着実に実施できるように期待する限りであります。

そこで、今回上限額を引き下げた際にどのような点に配慮されたのかということについてお伺いします。

そこで、今回上限額を引き下げた際にどのような点に配慮されたのかということについてお伺いします。

そこで、今回上限額を引き下げた際にどのような点に配慮されたのかということについてお伺いします。

さきほどの答弁で、給与所得控除につきましては、給与所得者の勤務関連経費、主要国の大体の概算控除額と比べて過大となつてきているということを踏まえまして、上限額を引き下げるとしております。

具体的には、現行制度においては給与収入が一千円を超える場合の給与所得控除額は二百二十

万円とされているところでございますが、今回の見直しによりまして、給与収入が八百五十万円を超える場合の給与所得控除額は百九十五万円ですることとしております。

その際、委員から御指摘がございましたとおり、配慮する必要がございます子育て世帯等に配慮する観点から、給与収入が八百五十万円を超えていても、二十三歳未満の扶養親族がいる者ですかとか特別障害者である扶養親族がいる者等につきましては負担増が生じないような措置を講ずることいたしております。

○徳茂雅之君　ありがとうございます。  
さらに、公的年金控除につきましては、他の所得金額が一千万円を超える場合に控除額の上限を設けるということで、これまで年金受給者に対し手厚い仕組みだつたものを見直すということにしました。公的年金だけで本当に切り詰めて暮らしている方もいらっしゃる一方で、ほかに高額な所得がありながら公的年金で優遇されている人もいるということは、これは公平の観点からも望ましくないと、このように思います。そういう意味では妥当な改正だとうふうに思つております。

公的年金控除については、更に全世代がその負担、これを分かち合う仕組みとするために、例えば、拠出と給付の両面、二重で控除されているというのを見直し、こういったことも含めて、諸外国の制度を参考にしながら異なる検討が必要でないかというふうに思いますが、お伺いします。

○政府参考人(星野次彦君)　お答え申し上げます。  
委員御指摘になられましたとおり、公的年金の制度をどのように考えるかという、課税の面で考えてまいりますと、昨年、政府税制調査会のレポートにおきまして主要国と比較をしているわけでございますけれども、主要国を見ますと、大別して、拠出・運用段階では非課税、給付段階では課税とする仕組み、いわゆるEET型と、拠出段階では課税、それから運用・給付段階では非課税とする仕組み、いわゆるTEE型が存在しており

ます。我が国は前者、EET型に属しますけれども、手厚い公的年金等控除によりまして給付段階におきましても課税が十分になされていないといふこととしております。

ただいま委員からの御指摘とも共通する問題意識かと考えております。

今般の見直しにおきましては、こうした問題意識も踏まえまして、世代内、世代間の公平性を確保する観点から、公的年金等収入以外の所得が一千万円を超える場合には控除額を引き下げるなど

の見直しを行うこととしたとしておりますけれども、今後の公的年金等控除の在り方ににつきましては、ただいま委員の御指摘も踏まえながら、各國の制度も踏まえながら、今般の改正の影響も見極めながら引き続き検討してまいりたいと考えております。

○徳茂雅之君　ありがとうございます。

統いて、事業承継税制についてお伺いします。中小企業の事業承継については、経営者の高齢化に伴い、黒字であつても事業の承継が困難なケース、これが増えてきております。中小企業の調査では、二〇二五年に六割以上の経営者の高齢化が七十歳を超える、百二十七万社の後継者が決まります。

が失われる可能性があるというような調査もございます。一方、中小企業の中には、特に非製造業においては大企業を上回る生産性を上げている企業もたくさんございます。事業承継問題というのは我が国にとりましてまさに生産性革命、生産性向上のためにも待つたなしの課題であると思いまます。

しかしながら、この税制については制度創設から十分な利用がされていないということで、平成二十六年以前、これは年間二百件足らず、二十七年以降も年間五百件程度にとどまっているといふことがあります。なぜこれまでこれほど利用が少なかつたのかということについて、さらに、今までこの改正是その問題、課題についてどのような対応をしていきたいと考えております。

応することになっているのかについて、税制改正の概要を含めてお知らせいただきたいと思います。

○政府参考人(星野次彦君)　お答え申し上げます。

中小企業経営者の高齢化、急速に進展しております。

他方、現行の事業承継税制は、猶予の対象となる株式に制限がございまして、相続、贈与のときには税の支払が必要であること、それから雇用を平均八割維持するという要件を満たさなかった場合に納税猶予は打ち切られる、そういうリスクがあるといった要因によりまして、必ずしも制度の利用が進んでいかつた面がござります。このため、今回の改正におきまして事業承継税制を抜本的に拡充をすることとしたしました。

具体的には、猶予対象の制限を撤廃することによりまして、承継時の贈与税、相続税の支払負担をゼロとし、また雇用確保要件を弾力化いたしました。複数名からの承継や最大三名の後継者に対する承継にも対象を拡大したほか、会社の譲渡や解散時に税額を再計算する制度を創設して、将来の税負担に対応する不安に対応するなどの特例措置を講ずることとしたしました。

こうした事業承継税制の拡充に加えまして、後継者による新しいチャレンジを応援する補助金など切れ目のない支援を併せて実施することで、中小・小規模事業を次世代にしっかりと引き渡していくという対応をしていきたいと考えております。

○徳茂雅之君　ありがとうございます。

先ほど申し上げた利用件数が少ないというのは、先ほど局長から御説明があつた雇用要件が厳しかったということもありますけれども、制度の趣旨が必ずしも中小企業の経営者に十分浸透していないなかつたんじやないか、このようにも思いました。

先ほど早期に後押しをしていくということでありますけれども、これは中小企業の所管官庁である中小企業庁ともしつかり連携して、他の補助金制度等も併せてしっかりと周知、広報をお願いしたいと、このように思います。

また、経営者の高齢化、なり手不足というのは、我が国の高齢化、人口減少が続く中で、これは一過性の問題じやないといふふうに思つていております。今回、本制度は十年の期限というふうにされます。委員御指摘のとおり、中小企業の事業承継問題、これは生産性革命の観点からもそうですがあります。日本経済の屋台骨を揺るがしかねない、まさに待つたなしの課題であると認識をしております。

○政府参考人(星野次彦君)　お答え申し上げます。

中小企業の経営者の高齢化が急速に進展し、若返りを抜本的に図る必要がある中で、今般、十年間の贈与、相続に適用される时限措置として事業承継税制の拡充を行つておきます。

具体的には、今般の改正で導入する事業承継税制の特例を利用するためには、法律の施行後五年間、平成三十五年三月までに金融機関、税理士などの認定支援機関の所見を記載した承継計画を作成し都道府県に提出した上で、十年間、平成三十一年十二月までに贈与、相続を行つていただく必要があります。

中小企業の経営者の高齢化が急速に進展し、若返りを抜本的に図る必要がある中で、今般、十年間の贈与、相続に適用される时限措置として事業承継税制の拡充を行つておきます。

具体的には、今般の改正で導入する事業承継税制の特例を利用するためには、法律の施行後五年間、平成三十五年三月までに金融機関、税理士などの認定支援機関の所見を記載した承継計画を作成し都道府県に提出した上で、十年間、平成三十一年十二月までに贈与、相続を行つていただく必要があります。

○徳茂雅之君　ありがとうございます。

先ほど申し上げた利用件数が少ないというのは、先ほど局長から御説明があつた雇用要件が厳しかったということもありますけれども、制度の趣旨が必ずしも中小企業の経営者に十分浸透していないなかつたんじやないか、このようにも思いました。

断だなど私も思つております。是非とも本制度が

します。

企業収益が本当に過去最高を記録する中で、それが設備投資あるいは賃上げにつながっていないんじゃないのか、人材投資につながっていないんじゃないのかというような疑問があります。その中で、企業の内部留保は過去最大だということあります。もちろん、企業努力で、経営努力によりまして収益力を高めてきたということもあります。個々の企業は将来の景気変動に備えて内部留保を蓄える、これは必ずしも否定されるべきものではありません。しかしながら、今の企業収益の回復は、五年間のアベノミクスの成果、あるいは円安傾向によりまして特に輸出型産業について収益が積み上がってきたという外生的な要因、これも否定できないと、このように思いました。

人口減少が進む我が国において、生産性革命に向かって人材投資と設備投資、これは成長と分配の好循環をつくり出す、さらには、デフレからの脱却、経済再生を図る観点からも極めて重要であります。いろんな面で税制の措置も講じられてきました。とりわけ今回の所得拡大促進税制については、数次にわたり改正もされてきております。利用する側からも使い勝手の良い制度になってきております。租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書という電話帳みたいな分厚い報告書ありますけれども、これによりますと、平成二十八年度は十万件近くの利用ということで、制度創設時よりも十倍近く上ってきているということです。

これまで、所得拡大促進税制、具体的にどのような効果があり、さらに賃上げ効果について組についての狙いをお伺いします。

○政府参考人(星野次彦君) お答え申し上げます。

所得拡大促進税制でございます。適用実績につきましては、直近二十八年度、委員から御指摘ご

ございましたとおり、適用件数九万九千百三十四件、適用金額三千百八十四億円となっているところです。

この適用金額の三千百八十四億円、制度上、税額控除率一〇%でございますので、これで割り戻しますと適用対象賃上げ額が三兆円を超える金額であるということが出てくるわけだと思います。これは、二十四年度から二十九年度の雇用者報酬増加額、約十六兆から十七兆程度でございますけれども、これの約二割に相当する金額でございまして、一定の効果があつたものと考えているところでございます。

また、賃金引上げは、もちろん税制のみならず企業収益、雇用情勢に影響を受けるものでございまますので、税制の効果だけを取り出して経営者の賃金引上げ判断への影響を測ることはなかなか難しいのでござりますけれども、近年、四年連続で二%程度の賃上げを達成しておりますと、本税制もその一助となつたものと考えているところでございます。

平成三十年度税制改正の見直しは、持続的な賃金引上げや生産性向上のための設備投資を強力に後押しする観点から、賃金の引上げにつきましては、平成二十四年度に比べて一定以上増加という要件に代えまして、前年度に比べて賃金を三%以上引き上げることと、生産性の維持向上のため減価償却費総額の九〇%以上の国内設備投資を行うことを要件に税額控除が受けられることといたしております。

このように、今般の改正は、これまでの賃金引上げをしっかりと行おうとする企業を広くサポートする制度としているところでございまして、企業における賃金引上げ、生産性向上のための設備投資が一層進むことを期待しているところでございます。

○徳茂雅之君 ありがとうございます。これまでの所得拡大促進税制、賃上げに対するいろいろな面で効果が高かつたと思います。今回、中身を変えたいことありますので、異なる効果を期待します。

したいというふうに思います。

その中で、中小企業、これ我が国の企業数の九・七%、就業者数でも七割を占める、さらに収益も大企業よりも高いというようなところもありますけれども、一方では経営がかなり弱くなっています。今回の所得拡大促進税制について、仮に中小企業が使い勝手が悪い、あるいは使いにくいような仕組みになつていますと、その効果は大企業などの一部の企業にとどまってしまうんじゃないかと、このようにも思いました。

そこで、今回の改正につきまして、とりわけ中小企業についてどのような配慮がなされているのかということについてお伺いします。

○政府参考人(星野次彦君) お答え申し上げます。

経済の好循環の確立のためには、生産性の向上による持続的な賃金アップが不可欠でございます。その実現に当たりましては、委員御指摘にならましたとおり、中小企業の占める大きさ、この重要性に鑑みますと、中小企業の賃金アップ、これも強力に後押ししていくことが必要だと考えております。

このため、今般の所得拡大促進税制の見直しにおきましては、先ほど申し上げた、これは大企業に対する要件でございますが、これにつきましては、平成二十八年度はその半分の約千七百億本ということで半減してきております。一方、税収はといえば、約二兆円強でほとんど変わらないということで、ある意味漸次ずつとたばこの税率を引き上げてきたということで税収を補つてきただろうと、このように思っています。

たばこの税率というのは、まさに財政物資、財源といふことで、とりわけ地方税、地方にとつては重要な財源でもあります。たばこの税率の見直しについて、税収確保の観点からも、今回の税率格差を正すためにどのように配慮されたのかといふことについてお伺いしたいと思います。

○政府参考人(星野次彦君) お答え申し上げます。

今般、加熱式たばこについて、紙巻きたばこの税率格差の是正という点からまず申し上げます。こうした改正を受けまして、中小企業におけるの税率格差の是正のための改正を行つております。これは、加熱式たばこにつきましては、紙巻きたばこと比べて高い税額控除率を設定するなど、強力な支援をすることといたしているところでございます。

式たばこの製品間で税負担が大きく異なるといった課税の公平性の課題があるほか、紙巻きたばこの代替性が高く、足下の販売量は急速に増加している状況にございまして、財政面からも早急な対応が必要であると考えていろいろところでござります。

このため、今回の見直しでは、加熱式たばこの製品特性を踏まえまして、課税区分を新設した上で、重量の計算方法の見直し、価格に応じた換算方法を導入することで課税方式の適正化を図り、税負担の公平性を確保することといたしております。

その上で、加熱式たばこにつきましては、企業の開発努力によって新たに生まれた商品でもござりますし、市場はまだ成長途上にあることも踏まえまして、新課税方式への移行は五回に分けて段階的に実施するということにしているところでございます。

すということありますけれども、今後どのような金融行政を目指そうとしているのか、お伺いしたいと思います。

○副大臣(越智隆雄君) 金融庁発足から数年は、金融機関の不良債権問題や法令遵守への対応が最優先課題でございました。そのため、検査マニュアルを用いたチェックリスト方式による厳格な資産査定や法令遵守違反の検査を実施をしてまいりました。検査マニュアルは、金融危機の時代に最も低限の基準の遵守体制を確立する上で一定の役割を果たしてきたというふうに考えております。

他方で、検査マニュアルを用いた従来の検査監督の手法では、チェックリスト方式であるために幾つかの副作用が生じてきたとも考えております。すなわち、重箱の隅をつつきがちで重点課題に注力できない、バブルの後始末はできたが新しい課題にあらかじめ対処できない、金融機関による多様で主体的な創意工夫を妨げているといった副作用を発生させているというふうに考えております。

金融庁では、これまでも、担保、保証に過度に依存しない、事業を見た融資への転換、オン、オフ一体の継続的なモニタリングといった様々な取組を進めてきたところでございます。こうした中で、これまでの取組の基本にある考え方を整理するとともに、検査マニュアルの廃止を含めた今後の方針を整理いたしまして、昨年の十二月に、金融検査・監督の考え方と進め方、検査・監督基本方針案を公表しております。今後、主要なテーマ、分野ごとに、より具体的な考え方と進め方について、チェックリスト方式ではなく、考え方と進め方の形で示すことで金融機関が自ら創意工夫を進めやすくしていくといふに考えております。

当局においても、チェックリスト方式による機械的、網羅的な確認ではなく、金融行政の目標に適応するとの考え方の下、イノベーションの促進と利用者保護のバランスを取りつつ、現在の業態ごとに規制体系を機能別、横断的なものにすることによる対話を行つてまいりたいというふうに考えております。

○徳茂雅之君 ありがとうございます。  
続いて、金融法制についてお伺いしたいと思います。

金融庁では、先ほどのフィンテックの進展に合わせて、一昨年、資金決済法を改正して仮想通貨登録業者の制度を入れ、昨年は銀行法改正によりましてオープンAPI、これを導入してきたということで、まさに時代の流れに合わせた臨機応変な対応をされただけであります。

私も、従来の金融庁のイメージから本当に様変わりだなというふうに思います。

現行の金融法制というのは、例えば銀行法、保険業法、また金融商品取引法といった業態別の法律、法体系になつております。一部の業態、これをまたがるとか、あるいは一部の業態を切り出してアシバンドルする、あるいは逆につなげる、リバンドルするというようなことについては、なかなか法の垣根があつて難しくなつてきてるというふうに思います。これから生まれるであろう多様なサービスに対応するために、いろんな面での見直しが必要だというふうに思います。

そこで、現行の業態別の金融法制の見直しについて、どのような問題意識を持つてどのような方の意見などとされているのかお伺いしたい、このように思います。

○副大臣(越智隆雄君) 御指摘のとおり、現在、銀行は銀行法、保険会社は保険業法、証券会社は金融商品取引法というように、基本的に業態ごとの規制体系となつております。情報技術の進展等の環境変化を踏まえると、既存の業態ごとの規制を通じて規制を回避する動きが生じるおそれがあるとの指摘がござります。

今後、同一の機能、リスクには同一のルールを適用するとの考え方の下、イノベーションの促進と

てまいりたいというふうに考えております。

○徳茂雅之君 続いて、マネロン、テロ資金供与問題についてお伺いしたいと、このように思いました。

政府間の会合であります金融活動業部会、いわゆるFATFが十年前、日本に対しても第三次の登録業者の制度を導入してきました。その際に、日本の対策と対日審査を行いました。その際に、日本の対策というのが必ずしも十分じゃないんじゃないかというような評価を受けております。それを受けて、一昨年犯収法が改正されて、疑わしい取引の明確化、あるいは金融機関に対するマネロン対策の確認、あるいは内部管理体制の整備、こういったところを求めるようになつております。金融庁におきましてもいろんな政省令を改正されたというふうに聞いております。

さらに、昨年末にガイドラインを金融庁は公表されています。これは、金融機関に対して、リスクベースでマネロン等について対策を立てていく、あるいは三線管理といって、フロントである営業部門、それからミドルである管理部門、それからバックである監査部門、この三つの体制でしっかりと対応していく、こういったことを求めているというふうに承知しております。一方で、金融機関の中には、どこまでその対策を立てていっていいのか分からぬといふような声も聞いたりします。

先生から、金融機関、具体的にどういうふうな対応を必要かと、いふことにについての御質問がございましたが、こうした観点から、金融庁といたしましては、専門部署の設置などの必要な体制を当面としても図りながら、マネロン等の対策についてのガイドラインを本年一月に公表いたしました。各種金融業界団体とも連携いたしまして、ガイドラインなどに示しておりますマネロンダーリング対策の理解を一層促進するために、金融機関に対しまして説明会なし対話などを精力的に行っております。また、金融機関などに対しまして、立入検査を含む確かなモニタリングを行なう所存でございます。また、関係省庁や業界団体と連携いたしまして、金融機関などの利用者に対しましてマネロンダーリング、テロ資金供与対策の必要性につきまして周知などを図つてまいります。

こうした取組を進めまして、金融機関における対応などを促しているところでございます。

マネロンダーリング、テロ資金供与の未然防止というのは日本の金融システムの健全性を維持する観点から大変重要な課題であるといふうに認

ける顧客管理の内容が不十分であると、こういう御指摘を受けました。こうした指摘に対応するため、本邦といたしまして、マネロンダーリング及びテロ資金供与対策に関する所要の法令改正、整備を進めました結果、二〇一六年の十月、改善が進捗したというふうに評価されまして、FATFによりますフォローアップから卒業をしたところでございます。

二〇一九年に予定されております第四次相互審査につきましては、関係法令の整備を前提に、マネロンダーリング及びテロ資金供与対策の実際の実効性というのが主な審査対象となるものと承知しております。そして、金融庁といたしましては、このFATFの審査も見据えまして、関係省庁と連携しながら、金融機関を含む本邦全体としての実効的なマネロンダーリング、テロ資金供与対策の実施を確保していくことが重要であるといふふうに考えております。

先生から、金融機関、具体的にどういうふうな対応を必要かと、いふことにについての御質問がございましたが、こうした観点から、金融庁といたしましては、専門部署の設置などの必要な体制を当面としても図りながら、マネロン等の対策についてのガイドラインを本年一月に公表いたしました。各種金融業界団体とも連携いたしまして、ガイドラインなどに示しておりますマネロンダーリング対策の理解を一層促進するために、金融機関に対しまして説明会なし対話などを精力的に行っております。また、金融機関などに対しまして、立入検査を含む確かなモニタリングを行なう所存でございます。また、関係省庁や業界団体と連携いたしまして、金融機関などの利用者に対しましてマネロンダーリング、テロ資金供与対策の必要性につきまして周知などを図つてまいります。

こうした取組を進めまして、金融機関における対応などを促しているところでございます。

マネロンダーリング、テロ資金供与の未然防止というのは日本の金融システムの健全性を維持する観点から大変重要な課題であるといふうに認

識してございます。金融庁といたしましては、必要に応じて立入検査を含む的確なモニタリングを行いまして、関係省庁ともしつかり連携いたしました。本当に、本邦全体としての実効的なマネーロンダリング、テロ資金供与対策の実施を促してまいりたいと存じます。

○徳茂雅之君 最後に、仮想通貨問題についてお伺いしたいと思います。

昨年十二月に本委員会でもフィンテック企業の視察あるいは日銀の視察をさせていただきました。本当に、金融の分野でＩＴ、技術革新というのが本当にどんどん導入をされているなど、改めてフィンテックというのが利用者利便を高める、あるいは我が国の経済成長を支える本当に基盤になるなどというふうに思った反面、やはり例えば成り済まし、情報漏えいといった負の部分もあるというふうな印象でございます。

昨年三月に私も本委員会で、ＩＴ、テクノロジーの世界からいえば、できるだけ規制を掛けないことが望ましいが、金融の世界からいえば、信用、顧客保護、マネロンといった影の部分についてもしつかり検討することが必要ということで申し上げさせていただいたいわけであります。

この度のコインチエック問題、資金流出の問題、まさに影の部分が表面化したというふうに思っております。とりわけ今回のコインチエックについては、大々的にテレビＣＭを打って宣伝をし、言わば金融知識あるいは経験の乏しい不特定の顧客を対象に、しかしさらに、じゃ、仮想通貨の抱えるリスクを十分説明したのかといったようなところが大変疑問なわけであります。

これまで金融庁は顧客本位の業務運営、いわゆるフィデューシャリーデューティー、これを金融機関に対して徹底を求めてきました。

今回のコインチエック問題を受けて七社に対しても処分を行ったということありますけれども、この問題について改めてどのように考えるのか、お伺いしたいと思います。

○副大臣(越智隆雄君) 御指摘のように、金融庁では先般八日に、みなし業者を含む複数の仮想通貨交換業者について、利用者保護を含む内部管理体制上の問題が認められたことから、行政処分を実施したところでございます。このことは、業務拡大を優先する中で十分な利用者保護が図られてこなかつたことによるというふうに考えておりま

す。

金融庁としましては、引き続き、みなし業者を含む仮想通貨交換業者において利用者保護を優先した業務運営が図られるよう、適切に対応してまいりたいというふうに考えております。

○徳茂雅之君 ありがとうございます。

先ほどFATFの対日審査の質問をさせていただきましたけれども、銀行など金融機関をしっかりと対策を立て取り組んでも、仮想通貨交換業者がその抜け穴になってしまってしまうということになれば大変な問題であろうというふうに思います。

今回の処分業者の中には、マネロン対策が不十分という理由で処分されたというケースもあったといふふうに聞いております。今後しつかりした指導が必要だというふうに思いますが、お伺いしたいと思います。

○政府参考人(佐々木清隆君) お答え申し上げます。

金融庁では、昨年四月、各國において規制導入を検討している中、マネーロンダリング対策の観点から、仮想通貨交換業に關します法規制をいち早く導入いたしまして、仮想通貨交換業者においては、本人確認、疑わしい取引の届出などが義務付けられているところでございます。

こうした中、今般、コインチエック社における仮想通貨流出問題を受けまして、仮想通貨交換業者に対し、システムリスク管理体制に加えましてマネーロンダリング等に係る管理体制を検証した結果、複数の業者に不備が認められたことから、一般処分を行ったところでございます。

仮想通貨交換業者に対しましては、引き続き、立入検査を含む的確なモニタリングを行いまして、実効的なマネーロンダリング対策、テロ資金

では、最後にお尋ねしますけれども、顧客保護の観点でこのICOについて問題となるようなケースはこれまであったのかどうか、さらに、今後金融庁としてどのようにこのICOについて対応していくのかということについてお伺いしたいと思います。

○徳茂雅之君 最後に質問したいと思います。

ICOには三つの機能があると言われています。通貨には高いとされる価値の保有と、価値の交換、価値の尺度、それから価値の保有と、いうことでございます。現在流通している仮想通貨については、例えばビットコインというものは物を買つたり送金に使われているというケースもありますけれども、大多数が投資というか投機に使われているんだろうと、このように思います。

仮想通貨というのは、価値の変動、ボラティリティが極めて高いということで、なかなかその価値の尺度としては使い勝手が悪かろうと思いますし、また、安定的な保有手段としてもその要件を欠いているというふうに思います。

そういう観点から、仮想通貨ではなくて、仮想資産、あるいは今回G20では暗号資産というふうにも呼んでいますけれども、本来果たすべき役割を十分果たせていないということだらうと思います。

一方で、しかし、仮想通貨というのはデジタル通貨でありますので、現金と比較しても圧倒的にその取引コストが低い、あるいは迅速にその取引が行えるということで、我が国は、現金、いわゆる通貨といつても貨幣あるいは紙幣の流通が極めて多いわけでありますけれども、むしろ仮想通貨そのものが我が国の経済構造を大きく変える、そういう起爆剤になることも十分考えられます。

先日の大臣所信で藤末先生からも質問がありましたが、ICOでございます。今資金調達したけれども、ICOでございます。今資金調達ますけれども、これについては、いわゆるIP

ICOを含めまして仮想通貨をめぐる規制の在り方につきましては、イノベーションと利用者保護のバランスにも留意しつつ適切に判断する必要があると考へております。ICOの仕組みによつては資金決済法、金融商品取引法等の規制の対象となる旨、注意喚起を行つておるところでございます。

ICOを含めまして仮想通貨をめぐる規制の在り方につきましては、イノベーションと利用者保護のバランスにも留意しつつ適切に判断する必要があると考へております。ICOを含めまして仮想通貨交換業等に関する研究会において幅広い観点から御議論いただき、その結果を踏まえまして適切に対応してまいりたいと考えております。

○徳茂雅之君 ありがとうございます。

今まさに審議官おつしやつたイノベーション、それから顧客保護、このバランスを是非しつかり取つた行政をお願いしたいというふうに思いました。

○磯崎哲史君 民進党・新緑風会の磯崎哲史でございます。

二年ぶりの財政金融委員会での質問のパッター

と/orことで機会をいただきました。様々配慮をいただきました筆頭理事含めて関係者の皆様に、まずは感謝を申し上げたいと思います。

今日は、国税、所得税法等の改正に関する質疑ということになりますが、これは言わざもがなでありますけれども、行政府から予算案あるいは税についての様々な改正案というものを、これは正しい情報、あるいは正しい考え方、自分たちの考え方に基づいてこれは法案を作つて、そして立法府である私たちにこれの審議を持つてきて、今ここで審議をしているということになります。大前提として、立法府と行政府の関係において正しい情報のやり取りあるいは認識を持つての審議、これが大前提となつて今日のこの審議も成立をするんだというふうに思います。その意味では、ここ数週間、もつと言えば昨年から始まつた森友学園問題のこの件につきましては、これも言わざもがなであります。そのため行政府と立法府の関係において、一年間、立法府に対して行政府がうその情報を出してきて、あるいは答弁をしてきたということになります。これはお互いの信頼関係を大きく傷つけることになつております。これが現実です。

そして、それが成り立たなければ今日ここでやる審議だつて本来成り立たなくなる、そういう危険性すらある重大なものだということにならうかというふうに思いますので、この点については、これは与野党関係なく、やはり行政府と立法府の関係においてしっかりと真相究明をしていくといふこと、これが私はまず大前提として必要だといふふうに、こういう認識で今日はお話を進めさせていただきたいと思いますので、冒頭にまず、その原因となりました森友学園問題、この国有地の取引に関する件、それにつまつわる財務省内で行われた公文書の改ざんなどいうお話をさせていただきたいと思います。

まず、この件ですけれども、率直に素朴な質問からさせていただきたいと思つておりますが、私は今冒頭のお話の中で、財務省の中で行わされた公文書の改ざんなどいうお話をさせていただきたいと思います。

えという表現が使われております。一般的なといいますか、普通の感覚では、公文書を黙つてひそかに書き直しちゃつたんだから、これ改ざんといふ表現の方が適切ではないかなということを素朴に思つんすけれども、なぜこれ改ざんではなくえ方に基づいてこれは法案を作つて、そして立法府での私たちにこれの審議を持つてきて、今ここで審議をしているということになります。大前提として、立法府と行政府の関係において正しい情報のやり取りあるいは認識を持つての審議、これが大前提となつて今日のこの審議も成立をするんだというふうに思います。その意味では、ここ数週間、もつと言えば昨年から始まつた森友学園問題のこの件につきましては、これも言わざもがなであります。そのため行政府と立法府の関係において、一年間、立法府に対して行政府がうその情報を出してきて、あるいは答弁をしてきたということになります。これはお互いの信頼関係を大きく傷つけることになつております。これが現実です。

まず冒頭に、委員から厳しい御指摘をいただきました。委員のおっしゃつているとおり、こういう文書を国会に提出をして国会の審議の混乱を招いたということは、国会に対する冒瀆だという批判は免れないというふうに思つております。大変申し訳ないことでございまして、深くおわびを申し上げたいと思います。

その上で、今の委員の御質問でございますが、委員のおっしゃつていることはよく分かります。我々も、改ざんという言葉でなく書換えという言葉を使うことによつて、我々のやつてることを何か是認しようというか、罪を免れようというつもりなど全くございません。言葉そのものは、確かに改ざんという言葉に比べて書換えという言葉がやや中立的過ぎるという御批判だと思います。

元々、今回報告をする前に最初の報道が書換えという報道があつたこと、別にその新聞社のせいにするつもりなんか全くありませんが、そういうことに引きずられた面があるかもしれません。ただ、ただ、そう書いているからといって、冒頭申し上げたようなことに対して我々が間違つたことはしていないなんとは全く思つておりませんの

と、また何の認識が違つたかというような御論議を换了えといふ言葉を使つていていますので、それを書いています。またある時点でお改ざんという言葉に變えるとする

えという表現が使われております。一般的なといいますか、普通の感覚では、公文書を黙つてひそかに書き直しちゃつたんだから、これ改ざんといふ表現の方が適切ではないかなということを素朴に思つんすけれども、なぜこれ改ざんではなくえ方に基づいてこれは法案を作つて、そして立法府での私たちにこれの審議を持つてきて、今ここで審議をしているのか、この点についてます確認をさせていただきたいと思います。

○政府参考人(太田充君) お答えを申し上げます。

まず冒頭に、委員から厳しい御指摘をいただきました。委員のおっしゃつているとおり、こういう文書を国会に提出をして国会の審議の混乱を招いたということは、国会に対する冒瀆だという批判は免れないというふうに思つております。大変申し訳ない、とんでもないことをしている、ということは、委員のおっしゃつていています。

○磯崎哲史君 最初にそれで言い始めたからそのまま使つていいんですけど、最初は疑惑だつたんですね。新聞が報じたのは、書換えたけど、改ざんが行われたと、それがもう紛れもない事実なんだというよりも、多分疑惑という形から始まつたんではないかというふうに思つます。

当然、疑惑ということですから、事実関係が確認できないんですから書換えという表現だつたのかもしれません。その後、調査をされて、実際に物が変わつていたということが事実として、ファクトとして確認ができたんだとすれば、その時点で十分に見える余地はあつたのではないかと私は思いますよ。正直、思います。

ちよつともう一つ確認ですけれども、そのまま使い続けているといふことなんですが、具体的に、じや、改ざんと書換え、それぞれのこと、中立的といふようなお話をされました。たが、具体的に言葉の定義としてどのようない違ひがあるといふうに御認識をされてるか、もう一度その点確認をさせていただきたいと思います。

○政府参考人(太田充君) お答えを申し上げます。

委員から御質問の通告をいただきましたので、広辞苑調べてお答えするのが、私ごときではそれぐらいしか能力ないなと思つてお答えを申し上げます。

広辞苑を拝見しますと、書換えというのは書き換えるというようなことは極めてゆゆしきことでありますけれども、違法性についてどのように今認識をされておりますでしょうか。

○政府参考人(矢野康治君) お答えを申し上げます。

まず、今回明らかになりました決裁文書を書き換えるというようなことは極めてゆゆしきことでありますけれども、誠に申し訳なく存じております。

御下問の公文書管理法と刑法の関係ですけれども、前者の公文書管理法につきましては、もう一

れも議論されておりますけれども、書換えについて云々という規定はないわけではありますけれども、しかしながら、同法のそもそもの立法趣旨に即しまして本件がどのように評価されるべきか、書換えの経緯や目的に関する調査を進めてまいりまして、その上で検討しなければならないと存じております。そのため、まず、財務省におきましては、引き続き更なる調査を深めまして、なぜ書換えが行われたのかという経緯等についてしっかりと明らかにするよう取り組んでいただきたいと思います。

また、刑法に関する点につきましては詳しく述べます。

法務省にということになりますけれども、基本的には、犯罪の成否は捜査機関によって収集された証拠に基づきまして司法当局によって個別に判断され

られるべきものと承知しております。最初に申します

したように、いかなることであろうとも書換えを行ふということにつきましては極めてゆきしきものであるという認識でございます。

○磯崎哲史君 今お話の中で、公文書法の件についていえば第一条ですね。そこに書かれている

第一条の精神に違反していることはこれはもうや

はり明らかなわけでありますから、この点につい

てはしっかりと調査をしていただきたいと思うんで

すが、今、その調査を今していらっしゃることで

ありましたが、よく分からぬのは、これ、誰が

調査しているのかで、いや、大臣が指示するべき

ではないかとかいろいろな話ありますけれども、

もう一度確認をしたいんですが、誰の責任において

まずこれ調査を行つてているのか、どんな調査を

いつまでに行うというふうに指示が出されている

のか、その点、官房長の方に確認をさせていただ

きたいと思います。

○政府参考人(矢野康治君) 今行つております調

査でござりますけれども、これは大臣官房を中心

といたしまして、また大臣からも厳しい御指示を

いたしておりますので、省全体として取り組んでおるところであります。官房でありますので、官房長である私を中心といたしまして着手してお

ります。

また、個別に今まで既に発表をさせていただい

たところでは、理財局の一部の職員によってとい

うことが分かっているわけですから、更に掘

り下げる

まし

たのかということについて調査をし尽くす必要が

あります。

う

こと

が

あります。

一円も返済されない状態が続いているまじか  
二年ほど前にこの件について、麻生大臣に

す。 一円もかねられない心配を絶しておられました  
一年ほど前にこの件について、麻生大臣に是非  
とも返済について御検討いただきたいというお話を  
をさせていただきましたが、その当時は、まだ記述として平成三十年度までは今の状態でキープされないと、そういうお話をいただいたんですが、いう当時の財務大臣、国交大臣の覚書があるのですから検討になるので今の段階では何も言えないと、そういうお話をいたしましたが、昨年の暮れです、この間の十二月に財務大臣と国交大臣の中で覚書が結ばれまして、残り返済額としてはまだ六千億円以上残っていたんですねけれども、この中から一部、金額としては二十三億円という金額が特別会計の方に戻ってくるということでも覚書がなされたというふうに承知をしておりま

そこで、大臣に一つ確認なんですかけれども、まず来年度の中で二十三億円というものが返済というふうになりましたけれども、これは今後も継続的に返済というものが行われていくという理解でよろしいのかどうか、その点について確認をさせていただきたいと思います。

○国務大臣(麻生太郎君) これは今、磯崎先生御指摘になりましたように、これは長い、もう本当にかなり長い話でして、当時、金がなかつたときにおちよつと特別会計の方から一般会計に借りたお金が約一兆一千億ぐらいのものだつたんですが、それをいろいろな形で返済させていただいて、今回ので六千百九十億ぐらいまだ残つていると存じます。

いすれにしても、これは、いをいをなどこれらからお話をありましたように、何となく、入つてお

されないしでも、これは、いろいろなところからお詫びがありましたように、何となく、入っておられる方々にしてみれば、これはだんだんだんだん減つていっていますから、なくなつちゃうんじゃないかいなどいう、何というの、不安全感といふところも十分に考えないかぬのではないかということで、平成三十年度の予算におきまして、自動車安全特別会計という特会なんですけれども、この被害者保健に係る事業の充実等を図るために、一般会計から自動車安全特別会計に二十三億円の繰戻しというのをさせていただいております。今、平成十五年以来のことですから、平成三十年、約十五年ぶりということにならうかと思いますが、今、御心配は今後の繰戻しの話ということなんだと思いますので、今回、国土交通大臣との間

いずれにしても、これは、いろいろなところからお話をありましたように、何となく、入っておられる方々にしてみれば、これはだんだんだんだん減つていっていますから、なくなつちゃうんじゃないのかという、何というの、不安感というところも十分に考えないかぬのではないかということで、平成三十年度の予算におきまして、自動車安全特別会計という特会なんですけれども、この被害者保健に係る事業の充実等を図るために、一般会計から自動車安全特別会計に二十三億円の繰戻しというのをさせていただいております。今、平成十五年以来のことですから、平成三十年、約十五年ぶりということにならうかと思いますが。今、御心配は今後の繰戻しの話ということなんだと思いますので、今回、国土交通大臣との間に、その点に関しての新たな合意として、原則として平成三十一年度から平成三十四年度までの間に分割して繰り戻すということにさせていただいております。

されないしでも、これは、したしたたとこども、らお詫がありませんように、何となく、入っておられる方々にしてみれば、これはだんだんだんだん減つていっていますから、なくなつちやうんじやないかという、何というの、不安感というところも十分に考えないかぬのではないかというところで、平成三十年度の予算におきまして、自動車安全特別会計という特会なんですけれども、この被害者保健に係る事業の充実等を図るために、一般会計から自動車安全特別会計に二十三億円の繰戻しというのをさせていただいております。今、平成十五年以来のことですから、平成三十年、約十五年ぶりということになるとかと思いますが、今、御心配は今後の繰戻しの話ということなんだと思いますので、今回、国土交通大臣との間に、その点に関しての新たな合意として、原則として平成三十一年度から平成三十四年度までの間に分割して繰り戻すということにさせていただいております。

具体的な繰戻し額につきましては、これはちょっと毎年の予算額等々もあるうと思いますが、予算編成の段階において一般会計の財政事情等を考えるという必要があろうかと思いますが、基本的に、被害者のニーズに応じ、被害者保護増進事業等が安定的、継続的に将来にわたって実施されるよう十分留意しつつという文章を入れさせていただいた上で、真摯に協議してまいりたいと考えております。

お話しがありましたように、何となく、入っておられる方々にしてみれば、これはだんだんだんだん減つていっていますから、なくなつちゃうんじやないかという、何というの 不安感というところも十分に考えないかぬのではないかということで、平成三十年度の予算におきましては、自動車安全特別会計という特会なんですけれども、この被害者保健に係る事業の充実等を図るために、一般会計から自動車安全特別会計に二十三億円の繰戻しというのをさせていただいております。今、平成十五年以來のことですから、平成三十年、約十五年ぶりということにならうかと思いますが。今、御心配は今後の繰戻しの話ということなんだと思いますので、今回、国土交通大臣との間に、その点に関しての新たな合意として、原則として平成三十一年度から平成三十四年度までの間に分割して繰り戻すということにさせていただいております。

具体的な繰戻し額につきましては、これはちよつと毎年の予算額等々もあるうと思いますが、予算編成の段階において一般会計の財政事情等を考えるという必要があろうかと思いますが、基本的に、被害者のニーズに応じ、被害者保護増進事業等が安定的、継続的に将来にわたって実施されるよう十分留意しつつという文章を入れさせていただいた上で、真摯に協議してまいりたいと考えております。

○磯崎哲史君 今、平成三十四年度まで分割してお話しがありました。

是非、金額もできれば上乗せ乗せという形にしていただきたいと思いますし、総額はまだ六千億円を超える金額ということでもありますので、この点については、是非、これは自動車ユーチャーが保険料として払ったお金で税金とは違いますので、是非、早期の返済、改めてお願いを申し上げたいというふうに思います。

今後の税制の中でも引き続き自動車の車体課税について様々な中身が盛り込まれております。

が。 が。  
従来から私は自動車ユーザーの負担軽減といふ  
ものも訴えておりましたので、その観点を今後も  
議論していく上で少し冒頭に御説明を申し上げた  
いというふうに思うんですが、やはり様々な税制  
が。 が。  
税について様々な中身が盛り込まれております。  
基本的には昨年度につくられました与党の税制改  
正の大綱に基づいた内容で、その延長上で来年度  
に向けてもその中身がつくられたというふうに認  
識をしております。その意味では、昨年度も議論  
はこの場でもされておりましたけれども、その延  
長上ということで、是非とも、こうした継続した  
取組という、安定的に事業をやっていくという意  
味でもしていただきたいというふうに思います。

が、  
正の大綱に基づいた内容で、その延長上で来年度に向けてもその中身がつくりられたというふうに認識をしております。その意味では、昨年度も議論はこの場でもされておりましたけれども、その延長上ということと、是非とも、こうした継続した取組という、安定的に事業をやっていくという意味でもしていただきたいというふうに思います。  
従来から私は自動車ユーザーの負担軽減といふものも訴えておりましたので、その観点を今後も議論していく上で少し冒頭に御説明を申し上げたいというふうに思うんですが、やはり様々な税制つくつしていく上で、今足下の状況がどうなつているのかということを把握しておく、正しい認識に立つということが大変重要だと思っておりますので、その点、簡単にちょっとお話をさせていただく上で、お手元に資料を何枚かお配りをさせていただきました。

この今回の税制の中でも引き継ぎ自動車の車体課税について様々な中身が盛り込まれております。基本的には昨年度につくられました与党的税制改正の大綱に基づいた内容で、その延長上で来年度に向けてもその中身がつくられたというふうに認識をしております。その意味では、昨年度も議論はこの場でもされておりましたけれども、その延長上ということで、是非とも、こうした継続した取組という、安定的に事業をやつしていくという意味でもしていただきたいというふうに思いますが。

従来から私は自動車ユーザーの負担軽減というのも訴えておりましたので、その観点を今後も議論していく上で少し冒頭に御説明を申し上げたいというふうに思うんですが、やはり様々な税制つくっていく上で、今足下の状況がどうなつているのかということを把握しておく、正しい認識に立つということが大変重要だと思っておりますので、その点、簡単にちょっとお話をさせていただく上で、お手元に資料を何枚かお配りをさせていただきました。

一枚目に、戦後一九四六年から二〇一七年までの自動車の国内の生産や販売、それから輸出や海外生産台数というものを折れ線グラフでまとめたものをお配りをさせていただきました。これが今までの自動車産業の置かれている状況でありまして、過去からの経緯をまとめたものとなります。一番注目をいただきたいのは国内の生産台数であります。緑色の線になりますが、これは、ちょ

が、今回の税制の中でも引き継ぎ自動車の車体税について様々な中身が盛り込まれております。基本的には昨年度につくられました与党の税制改正の大綱に基づいた内容で、その延長上で来年度に向けてもその中身がつくられたというふうに認識しております。その意味では、昨年度も議論はこの場でもされておりましたけれども、その延長上ということで、是非とも、こうした継続した取組という、安定的に事業をやっていくという意味でもしていただきたいというふうに思います。

従来から私は自動車ユーチャーの負担軽減というのも訴えておりましたので、その観点を今後も議論していく上で少し冒頭に御説明を申し上げたいというふうに思つてますが、やはり様々な税制つくっていく上で、今足下の状況がどうなつていいのかということを把握しておく、正しい認識に立つということが大変重要なと思つておりますので、その点、簡単にちょっとお話をさせていただきます。

過去からの経緯をまとめたものとなります。一番注目をいただきたいのは国内の生産台数であります。緑色の線になりますが、これは、ちょうどバブル期、一九九〇年がピークです。一千三百四十九万台という台数がピークになりました。そこまでは、戦後の様々な復興、それから高度経済成長期を踏まえて右肩上がりで来たものが、これをピークとして右肩で下がつてきているという状況になっています。足下としては九百六十九万台ということです、およそ一千万台のレベルということになります。

いる車と輸出している車の合計値がこの生産台数になりますので、その赤い線の販売台数や紫色の

する車と輸出している車の合言併かこの生産に委託になりますので、その赤い線の販売台数や紫色の線の輸出台数というものが大きいに関係をしてきたということになります。

線の輸出台数というものが大きいに関係をしてきたということになります。

販売の推移も、生産と同じようにやはりバブル期がピークになりました。その後、徐々に右肩下がりということで今五百万台前後のレベルというふうに落ち置いておりますし、輸出についても、輸出については実はピークはバブル期のちょっと前にありました。この理由としては、日米の貿易摩擦が一番大きかったというふうに認識をしています。日米貿易摩擦で様々な輸出製品がアメリカでからバッシングをされるということになりましたが、その矢面に立たされたのが自動車ということです、このときには強固な関税の措置もアメリカでされるという方向に動いておりましたけれども、最終的には日本の業界団体が自主規制をするという対応をもって、ですから、ここでのピークというものは需給の関係で決まったのではなくて、自ら輸出をしないという判断の下にこういう構図になつたということになります。

販売の推移も、生産と同じようにやはりバブル期がピークになりました。その後、徐々に右肩下がりということで今五百万台前後のレベルというふうに落ち置いておりますし、輸出についても、輸出については実はピークはバブル期のちょっと前にありました。この理由としては、日米の貿易摩擦が一番大きかつたというふうに認識をしています。日米貿易摩擦で様々な輸出製品がアメリカからバッシングをされるということになりましたが、その矢面に立たされたのが自動車ということです、このときには強固な関税の措置もアメリカでされるという方向に動いておりましたけれども、最終的には日本の業界団体が自主規制をするという対応をもって、ですから、このピークというものは需給の関係で決まったのではなくて、自ら代わってちょうどその頃から海外生産が右肩上がりになってきて、要は輸出を規制しましたので、企業自らが、結果的には現地で造るという方向にキープしてきたということになりますて、それに代わってちょうどその頃から海外生産が右肩上がりになつたということになります。

それ以降は、ですから、輸出についてはある程度の、右肩下がりというよりもある程度の水準をキープしてきたということになりますて、それに代わってちょうどその頃から海外生産が右肩上がりになつてきて、要は輸出を規制しましたので、企業自らが、結果的には現地で造るという方向に考え方がシフトをしたということで、目下二千万台の目前まで毎年生産が上昇つてしまふというところになります。

線の輸出台数というものが大きいに関係をしてきました。販売の推移も、生産と同じようにやはりバブル期がピークになりました。その後、徐々に右肩下がりということで今五百万台前後のレベルとなります。ふうに落ち着いておりますし、輸出についても輸出については実はピークはバブル期のちょっと前にありました。この理由としては、日米の貿易摩擦が一番大きかつたというふうに認識をしています。日米貿易摩擦で様々な輸出製品がアメリカからバッシングをされるということになりましたが、その矢面に立たされたのが自動車ということです、このときには強固な関税の措置もアメリカでされるという方向に動いておりましたけれども、最終的には日本の業界団体が自主規制をするという対応をもつて、ですから、ここでのピークといいうものは需給の関係で決まったのではなくて、自ら輸出をしないという判断の下にこういう構図になつたということになります。

それ以降は、ですから、輸出についてはある程度の、右肩下がりということになります。それにキープしてきたということになります。それによってわってちょうどその頃から海外生産が右肩上がりになつてきて、要は輸出を規制しましたので、企業自らが、結果的には現地で造るという方向を考え方がシフトをしたということで、目下二千万台の目前まで海外生産が上がってきたということになります。

実力としては、日本の自動車産業の実力としては一番この右側の部分というのが今の実力ということになりますが、今後も海外で様々な競争を外國の企業としていくという意味で、いま一度、やはり国内の事業基盤というものの、これを維持していくことが大変重要だというのが私の認識であります。

1

りますが、先ほども申し上げました、この一千万台の国内生産のレベルを維持するためには、やはり国内の販売あるいは輸出台数というこの二つの項目というものをしっかりと見ていかないといけないということにならうかというふうに思っています。

直では公共機関のレベルがえらく発達してきましたんで、その分だけ車に対する需要が減って地方とは違うという状況もあるうかと思いますが、いずれにしても、そういったものが変わってきていましたんで、それに合わせてこういった生産台数も変わらざまでした。

将来的なことを考えて、この種の産業育成とかそういうものを真剣に考えにやいかぬということになつてきつつあるのかなと思っております。○犠崎哲史君 ありがとうございます。為替の話あるいは公共交通機関の話も含めて、今大臣の御所見をいただきました。やはり何か一つがこの要

をすることができた。逆に、自動車ユーチャーからすれば高止まりの状態が続いてきているという見方も私はできるのではないかなどいろいろと思つてお  
ります。

やはり税の設計において様々な購買行動にも影響は都度都度出ると思いますし、大きな目線で見て

当然これを進めていく上では、国内の税制であつたり、あるいは外国との関税の問題であつたたり、様々な取引というのも見ていかなければいけないということになりますけれども、ちょっとこの後、税金についてのお話をさせていただきたいというふうに思います。まず、この過去からいの推移と現状の今産業が置かれている状況などを、私なりの理解も含めてお話をさせていただきたけれども、大臣の御所見あれば少しお話を伺いたいなどというふうに思います。

○國務大臣(麻生太郎君) これ磯崎先生もよく御存じのとおりで、状態が激変しておるというのが幾つかの条件があるんだと思うんですね。

また、海外においての生産台数が増えて、アメリカなんかでも、これは我々としていつも海外との、特にアメリカとの交渉という、今週はよく使わせていただく資料ですけれども、いずれにしても、アメリカの中ににおいて、アメリカ生産でアメリカから中南米に輸出していいる車の比率が何パー、どれくらいあるのかというのではなく、アメリカが一番分かっていないところなんんで、そういうところは、これは俺たちの車であって、これは日本が造っているもののなのであって、アメリカが造ったということになると、元はといえば俺たちがアメリカで造つてあげているからこれだけのことができているんじやないかという点は、ちょっとほかの中国とかほかの国とは全然違うよという話はきちんとと言わにやいかぬところで、これは交渉をよくするときに使わせていただいている資料であります。

因になつてゐるというわけではなくて、全てが複合的にやはり関係して今のこの状況になつてゐるという、もう大臣そこはおっしゃるとおりだとうふうに思いますし、あるいは当然そこは認識をしているところでござります。

その中の、数ある要因の中の一つとして、税金の設計の仕方というのも大きくやはり関係しているんだというふうに思つていて、お配りした二ページには、先ほどと同じように一九四六年から二〇一七年までの、これは国内の販売台数と自動車関係諸税の税収の総額、消費税率も含んでいます、そうしたものを、縦額を並べたものをお付けをいたしました。一九七〇年代のところで少し凸凹しているのは、これはもうオイルショックの影響ということで、このときに、日本においても実は様々な税金が上げられたり新たなものがつくられたりということになつていて、

たときにも、やはり過去のその税の設計の仕方が現状のところにも大きく影響してくるという認識であります。その意味で、税を設計するというものは、その後への影響も含めて大変慎重にやはり、これは増税もです、減税も含めてですが、設計しなければいけないということが表現できるグラフかななどというふうな思いで今お話をさせていただきましたが、改めて大臣に、この税の設計と市場への影響という観点で御意見をいただきたいと思います。

○国務大臣(麻生太郎君) この自動車の、今、磯崎先生が言われた販売台数の年度ごとの増減といふものにつきましては、これは御指摘のように税制改正による影響も考えられますけど、それ以上に、今申し上げましたように経済情勢の変化とか、自動車メーカーが造れます新しいモデルの販売状況など様々な影響が出てくるんだとは思ひ

一 二は、二百四十円だった円が百二十円に変わつたときには、海外で生産拠点がつくりやすくなつて、海外で輸出して、そこで現地で生産して現地で売つた方がもうかりが、利益がでかいという状況に大きく変わつた、これ一点だと思います。

それから、アジアの新興諸国、ながんぐくタイ等々において、いろいろな意味で自動車の部品を作るといういわゆるサプライサイドの状況が極めて良くなつてきてているという、レベルが向上した等々もあるうかと思いますが、そういう状況が二つあります。

それから、生産台数が減つたというのは、これは、いろいろ国内の若い人の車に対する需要といふものが減つてきてるのは確かなんで、我々の世代のときのように何より先にまずは車なんて時代じゃなくして、今は、車よりはファッショントリカ、車よりは携帯とか、そういう話になつていまんで、需要の度合いが違つてきたのは、人口が減つたのと、もう一個はやっぱり、東京を含め周

とはかの中国とかはかの国とは全然違うよという話はきちんとと言わにやいかぬところで、これは交渉をよくするときに使わせていただいている資料もあります。

そういうものがありますが、もう一つは、やっぱり自動車産業をやられる場合には今後考えにやいかぬところは、やっぱり電気自動車といふものの発達というものは、今部品が、自動車ですがと部品どれぐらいでしよう、三万点ぐらい部品が必要りますかね。そういう意味では、国内企業が、そういうものを、何というの、下請で作つておられる部分というものの約三万点が、電気自動車になると部品が一万点ぐらい減ると思われますので、そうすると二万点。そうすると、その分だけ、一万多点だけ産業に出す部品が減りますので、その分だけ日本の国内産業というものはその点からまた別の意味でのリアクションが出てくるということ等々も考えにやいかぬので、自動車が電気製品になるわけですから。そういう意味で非常に大きな流れの変化が出てくる等々、これ

ところで少し凸凹しているのは、これはもうオイルショックの影響ということで、このときに、日本においても実は様々な税金が上げられたり新たなものがつくられたりということがなっています。燃料に関する揮発油税はもとより、自動車の重量税や自動車の取得税というもののこの時点で新設あるいは増税というものがされていたということになり、結果として国内販売の台数というものには大きな影響があつたということになります。それ以降、また経済成長を伴つて、バブル景気も伴つて販売も右肩上がり、税収も增收ということになってきたわけですが、先ほども申し上げました九〇年代から国内販売は低迷をしていきますけれども、税の総額については、これはある程度のやつぱり水準がキープされることになります。

これは、一つにはやはりその七〇年代につくられた様々な税体系によって相当種類も増えましたし税負担も増えていったということで、安定的にある意味税を、税収という意味では安定的に推移

販売状況など様々な影響が出てくるんだとは思いますが、

なお、中長期的に考えると、今申し上げましたように、自動車がある程度、昔と違つてかなり普及したということは、地方に隅々までかなり軽自動車を含めて自動車が普及したという点もありますが、少し減つてきているのは御存じのとおりなんですが、地方に比べて大都市に人が、人口が集中していますが、大都市ほど公共交通機関が発達しておりますので、いろいろなことを十分に考えておかなきやいかぬのであって、一つの要素であるとともに、税制としてはいろんなことを十分に考えておなきやいかぬのであって、一つの要素であるといふことは私どもも思っていますので、平成二十九年度の与党税制改正大綱等々も踏まえて、今後、経

○磯崎哲史君 ありがとうございます。  
産省、総務省等々と、これ地方税もありますの  
で、いろんなことを考えていかなければ、検討し  
ていかねばならぬところだと思っております。

以前、経産大臣にも同じようなやり取

ていただいて、そのときにも経済産業大臣の方か

うたす。

らも、税と国内のそうした販売あるいは消費者の行動というものには、全てではないけれども、やはり一つの因果関係ということは認めていただいておりましたので、大臣からもそうした認識をいただけたというふうに受け止めました。今後行なうべきことは言つてしまつて、

六、の財し在りをし地

今地方のとくにことを大臣われわれましたので、  
地方の観点でいうことでいいけば、言われたとおり、やはり地方では車は必需品ということでもありますので、やはりユーザー負担軽減を行つていいといふことが結果的には国内の販売というところにも当然影響はあるというふうには思いますけれども、それと併せて、地方で生活をされてる皆さんの生活コストの負担軽減にも結果的にはつながっていく。そのコスト軽減につながつていいと、いふことは、これはやはり地方の様々な活性化にもつながつていく、経済的な効果もあるのかなというふうには思います。

以前、高橋道各の千円見直しを別第一二、三、四割變

○ 磕いたる様々そなまますますがす。まがあますまます、

十分に検討していく必要があると考えております。崎哲史君 今、副大臣からその観点でお話をだきました。の観点も含めてなんですかけれども、今後、な産業に起こる変化というのも予見されま先ほど大臣の答弁の中には電動化というお話をしましたけれども、当然それも一つだと思いますし、あるいは今、自動運転というものもあり。あるいはシェアリングという、そういう業界考え方というのもあります。海外では、バーといった会社あるいはほかの会社も含め今そうしたシェアリングなどもどんどん事業として市場としては拡大をしております

しては、国地方の貴重な財源となつてゐることも踏まえつつ、委員から御指摘のありました電動化あるいは自動化などをめぐる技術革新の動向等にも十分注視をしながら、経産省や総務省とともに検討してまいりたいと考えております。

○磯崎哲史君 以前、やはりこうしたやり取りをさせていただいたときに、大臣からこんなお話をいただきまして、今グローバルで自動車産業がやつてゐる、自動車だけではなくて様々な企業がグローバルでやつてゐる観点においてはGDPだけではなかなか測るのは難しい時代になつてきていて、GNP、そうした考え方ややっぱり持つて様々なものを見ていかなければならぬといふことでお話をいただきました。

相手がアーティストをどの程度の扱いとしないものか  
予見をされているというふうに思います。と  
けシエアリングなどは、国内の販売あるいは  
シー業界も含めて大きな影響を受ける、そう  
社会変化だというふうに思われますけれど  
今、現時点では何が起こるかまで明確には分  
ないわけですが、やはりこれ、こうした社会

まことにおしゃるとおりで、和もその役立つところと勉強もさせていただいたわけありますけれども、その他、自動車だけではなくてグローバルで様々な事業をしていく上で税をしっかりと適切に集めていくという観点では、B E P S の話も、大臣、先頭に立ってまとめてこられて今形がつくられているといふところでもあります。

に対して遅れることなくしっかりと税制の見直しを図つていくべきだというふうに思います。今後起きることのある程度予見をしながら税見直しを図つていくこと、その重要性について意見をいただきたいと思います。

非常に、大臣、その点については御見識も持つてこれまで取組をされてきたというふうに思いますので、その意味で、今後様々起こるモビリティー社会への変化に追随を、遅れることなく税をやはり設計していく意味でも、今度の、来年度といいますか、今年の末に行われる税制改正の考え、まとめしていく段階がその後に大きく影響をさ

方の負担というような御指摘もそれぞれ頂戴  
の軽減を逐次図つてまいったところであります  
カ一減税や税率の引下げ等を行い、ユーザー  
面も当然あるわけであります。他方で、車体  
に関しましては、リーマン・ショック以降、

の移行あるいは自動走行が劇的に進展をするなど、自動車産業を取り巻く環境はこれから大きく変化をしていくということ、十分考えられるところでありますので、この変化に的確に対応していく、これは大変重要な政策課題でもありますので、今委員からも大変建設的な問題提起を頂戴したというふうに思います。

れていく中身になつていくんだという意味では、この後の半年間の税制に関する議論というのが後々に大変大きな影響を与える、それぐらい重要性を私は感じているんですけれども、この平成三十一年度に向けた税制改正の重要性について、大臣の御認識を伺いたいと思います。

○国務大臣(麻生太郎君) 今話題になつております例えば自動運転にしても、これは、この車が事故を起こしたときは誰が金払うんですかね。これは、運転しているのは本人じゃありませんから。車会社ですか、誰がこれ保険払うんですかという話についてはこれは真剣に話をしてもらわぬと、これ自動車会社の責任となつたら自動車会社はもうかつにこの研究は進めませんよ、危なくてやつてられないから。自分はこれ以上保険料まで払わせられちゃかなわぬと、自動車会社だつたらどうお考えになられても不思議じやありませんから。そういうふた意味で、この話は税も含めまして非常に考えないかぬところなんだと思つておりますので、車体課税等々の在り方につきましても重要な要素なんだと思っておりますけれども、少なくとも平成三十一年度における税制改正における車体課税の見直しに関しましては、これは昨年度でしたか、平成二十九年度の与党税制改正大綱というのを踏まえまして、先ほど、うえの副大臣の方から答弁があつておりますけれども、これは経産省また総務省等々ともこの話を真剣に話をさせていただかなかぬところなんで、いろいろな問題が出てきておりますことは事実でありますので、十分にこの話は、従来この話は幾らとかいうふうに思いまし、この件については我々も様々また意見はさせていただきたいと思つておりますので、よろしくお願ひをいたします。

あと、時間がまだ五分、六分ありますので、もう一度、ちょっと最初に戻りまして、森友学園の問題についてあと少しだけ御質問をさせていただきたいというふうに思います。

先ほどはその調査の中身という部分について確認をさせていただきましたが、その理財局の一部が行つたという事実部分については既に報告がなされておりますけれども、もう一つ明確にお話をいただいているコメントがあります。それは、佐川さん、前局長の関与の度合いが大きかつたということ、これについては明確に発言をされていると思います。

で行つてそれを確認してということになりますので、その上でそういうお答えをしているわけですが、そこで、じゃ、誰が指示をしてどういう役割を果たしてというところまではまだ行き着いておらず、それは調査をいたしますといふうに申し上げています。

それはなぜかというのは失礼な言い方かもしれないが、要すれば、例えば何人かでやつていて、そのうち誰がどういう役割を果たしているかというのは大変難しい話だらうと思つております。

逆に訳分からなくななりまして、関与の度合いが大きいというのは、これ、責任があるというふうに受け止めていいのか、指示をしたというふうに受け止めていいのか、何を意味しているのかが考えると逆に分からなくなつたんですが、関与の度合が大きいといつてこの言葉の意味をまず教えていただきたいのと、あわせて、そういうふうに明確に言われた具体的な根拠についてお話をいただきたいと思います。

国会でのやり取りの中で「どうぞ」といは  
したので、答弁を最初に多分したのは私だったと  
思いますので、その責任を持つて答えないといけ  
ないと思いますが、国会のいろんなやり取りの中  
で、確かに今委員おっしゃるとおり、関与あるい  
は度合い、最初たしか関与といいますか度合いで  
いいますかというふうに私は申し上げてしまつた  
覚えがあるんですが、そういうことなので、その  
一つ一つの言葉を厳密に定義をせよと言われる  
大変苦しいところがあるんですが、何が調べて、  
何をお答えができるって何ができるでないかとい  
うことを整理して申し上げますと、要すれば、理  
財局の一部の職員がやっていたと。それは、いろ  
んな基本的には聴取をし、あるいは書類を特定し、  
それを最終的には今回お出しをしたものは地検ま

で行つてそれを確認してということでござりますので、その上でそういうお答えをしているわけですが、そこで、じゃ、誰が指示をしてどういう役割を果たしてというところまではまだ行き着いておらず、それは調査をいたしますというふうに申し上げています。

それはなぜかというのは失礼な言い方かもしれないが、要すれば、例えば何人かでやつていて、そのうち誰がどういう役割を果たしているかというのではなくて、大変難しい話だらうと思つております。

私は捜査をしたことがないで分からんのですが、恐らく、捜査をして、仮にですよ、仮に犯罪があつて捜査をするときに、何人かやつていて、それは俺は余りやつていない、俺も余りやつていないというようなことが多いと思いますのと、それで誰がどこまで、どういう役割を果たしているかと。それをいろいろ裏を取つたりしてやられるのが捜査機関の一番大事なところではないかといふうに、これは勝手な察察で大変恐縮ですが、そういうふうに思つております。

そういう中で、一部の職員、そういう意味で、誰が指示をしてどうということどころまでは行き着いていないということと、それから佐川局長のお話を申し上げました。これは答弁をするときに常に常識で御答弁を申し上げていますが、書き換えられた文言を見る限り、それまでの、それまでといふうに二月から三月にかけての国会答弁が誤解を受けたこと、それからもう一つはなぜと、理由について御答弁を申し上げていますが、書き換えられた文言をしておりまして、その国会答弁を行つておられたのは主として佐川局長であったということとか、関与といいますか度合いといいますかと最初は申し上げましたが、それが大きいといふうに申し上げているということござります。

○磯崎哲史君 いや、何か結局よく分からん

ですよ、よく分からんんですね。  
だから、佐川さんには誰かが作つたその答弁書が  
行つて、それを佐川さんがその範囲の中でお話を  
されて、じゃ、その作られた事務局員さんの問  
与つてどうなんですか。逆に、もしそれ作られ  
方の答弁書の範囲の中で佐川さんが話をされ  
るんだつたら、関与が一番大きいのは違う方にあ  
りますよね。そうなりませんか。  
もし、ただ、その作られたものから更に飛び出  
たところで佐川さんがお話をされたのであれば、  
それは佐川さんの関与が大きかつたということに  
なると思うんですけど、そこが分からんんで。  
そこがこの関与の度合いが大きいというので、  
今、作られたという、事務の方で作られたとい  
ふ話もされていますけれども、その部分はもう  
しっかりと聞き取り調査をされた上で今のよう  
言葉に結び付いてるんでしようか。その調査で  
いうのは一体やられているんでしようか、どうな  
んでしようか。  
○政府参考人(太田充君) お答えを申し上げます。  
今委員、冒頭で答弁との関係でお話をございました。  
基本的には、答弁書は課長補佐なりなんなり  
で書いております。平時であれば、その答弁書

書でラインの範囲内だと思いますが、一言一句答弁書のとおりなんというそういうことでできるのであればこんなことにはなっていらないんで、そういう意味で、最終責任者は、答弁を作った人間、その範囲を超えていると思つていませんが、最後に答弁するのは局長なので、局長の責任だというふうに私は申し上げているつもりでございます。  
○磯崎哲史君 もう時間が来たので終わりりますが、ただ、その範囲内でお話をされているとかとということになるのに、いや、ただ、この闇との度合いが大きいとか最終責任が佐川さんと言えば、逆にその先入観を社会に与えることになりますよ。そういうことになります。書換えと改ざんの一一番最初の質問で、書換えが中立的な表現でといふふうにおつしやられましたけど、なぜそこはいつまでたつても中立的な表現使つておいて、ほかのところは先入観とするような中間の事実の報告だけをしてしまうのか。進め方に大変私は違和感を覚えるということは改めて言わせていただきたいと思います。

この件、まだまだ疑惑は全くもつて解明されていないと、もっと時間掛けてしまつかりと、早急にこれは解明しなければいけないということを申し上げまして、質問を終わりたいと思います。  
○古賀之士君 民進党・新緑風会の古賀之士でございます。

私からも、先ほど磯崎委員から御質問がありました、森友学園に関する問題から質問をさせていただきます。

補足説明の形で、まず、最初に磯崎委員がその調査のトップは誰なんですかと、その体制はどうなつてあるんですかと、そういう質問を官房長にさせていただきました。

麻生財務大臣に伺います。その調査のトップはどうなたで、現在何人体制でその調査を進められていらっしゃるのでしようか。そして、その調査体制を決定する省議というのはあつたのでしょうか。そういった点についてお答えをお願いいたしました。

房長を中心に入部で何人体制で、大体どれぐらいの調査を行つてきているのか、教えていただけないでしょうか。

○国務大臣(麻生太郎君) 今回の甚だ遺憾な話になつております。誠に申し訳ない仕儀になつておるんですけども、この調査の体制ということにつきましては、私どもとしては当時の理財局の一部の職員、一部というのは、よく聞かれますけれども、一部というのは理財局もいろいろありますので、国際局もあれば、いわゆる財政投融資を行う部門があつたりましたので、その意味で国有財産制度、国有財産行政を扱う部署ということになりますので、理財局の一部という言葉を使わせていただいておるんですけども、そういったことから、どの職員がどの程度関与したかということになりますので、これは理財局の中ではなかなか、同じ理財局の中になりますので、きちんとした形でということで私どもの大臣のところの官房、いわゆる官房長と、これをもつて、大臣官房の下で人事担当つておりますので、監察官等々もその大臣官房の中においておりますので、そいつた者を充てているというのでありますので、人事担当部局といふのは秘書課及び同課の首席監察官ということにならうかと存じます。

○古賀之士君 ですから、財務大臣、調査体制なら調査チームというのが、例えば独自に省内に設置をされて、もう掛かりつきりでこの問題に対し何人体制でやつていらっしゃるのか、そしてそういうことはもう省議で決定をされているのか、そういう点についてはいかがでしようか。

○政府参考人(矢野康治君) 調査の細かい体制でございますけれども、大臣官房、官房長の私の下に、大臣官房の中にございます秘書課、それから首席監察官室、これを中心にやらせていただいております。調査は全省を挙げてやるということで、特定の者だけに限らず全員で、総出でやつてているということでございます。

○古賀之士君 総出というお話を今ございましたけれども、いわゆる中核を成す調査チームの具体的な体制というのは明らかにしていただけないんでしょうか。総出でというのは、当然調査する側と調査される側があると思いますので、現在、官

います。その点についてはどういうその調査チームは決定されたのか、そういう意味で答弁いたただいでしようか。

○政府参考人(矢野康治君) 首席監察官室という的には先ほども申しましたけれども、大臣官房の秘書課とそれから首席監察官室、これの合同チームということになります。チームという名前は付けておりませんけれども、その二つの部署が中心となつてやつております。

○古賀之士君 それは具体的には何人ぐらい

らっしゃるんでしょうか。そして、それは、二つ

の部門でやつていくというものは省議の上決定され

たものなんでしょうか。

○政府参考人(矢野康治君) 省議といった形ではございませんけれども、大臣の指揮をいただきま

してやつておりますので、人数、ちょっと数えてお

りませんけれども、ざつと十名ないし十数名とい

うところでございます。

○古賀之士君 ありがとうございます。

なぜ省議では決定されなかつたんでしょうか。

○政府参考人(矢野康治君) 省議というもの自体

が特段頻繁に行われておるものではございません

で、財務省の場合は年に一回かそこらでございま

すけれど、いざれにいたしますても、大臣の厳し

い指揮をいただいて、また次官以下そろつたとこ

ろで訓示をいただいて、しっかりと調べ上げると

いう指示をいただいておりますので、それをもつ

て私どもは指示をいただいたと思っております。

○古賀之士君 済みません、私もなかなか実際の

中にある者ではございませんので、分からぬ部

分を是非教えていただきたいと思っております。

では、一般的に例えば企業などで不祥事が起

こった場合、不幸にして、調査チームをつくった

というのは、当然その会社の幹部クラスでの承認

を求めて、そしてスタートするわけでございます

が、私がえて省議という言葉を使わせていただ

いたのは、それぐらい重大な事項で、臨時の省議を開いていただいて決定してもいいような状況だ

それでは、確認ですのでもう一度伺います。

それは、関税局や国際局を含めた局長クラスの前でも、徹底した調査を行うように、全省への調査を行つようというのを命じられたのかどうか、それからも一辺は、理財局の一部以外での文書の改さんはないと答えるんでしようか。

○国務大臣(麻生太郎君) 去る三月の十五日に、いたしましては首席監察官室の者が當時チームを組んでいて、そのチームが、物があれば、物事が起これば監査をするという体制になつてござります。

それから、おつしやるよう、事の重大性に鑑みれば幹部がある意味集つて云々ということがあつてしまがるべきという御指摘はよく分かりますけれども、まさに大臣からもこれまで何度も答弁させていただいておりますように、去る十五日に大臣が大臣室に事務次官以下全局長を集めて訓示、指揮をなさいまして、その中で幾つかおつしやつた中に、徹底した調査をするべしということを御訓示いただいたところでござります。

○古賀之士君 分かりました。

では、少なくとも局長の皆さん方のいらっしゃる前で財務大臣がしっかりとその辺の調査をされすけれど、いざれにいたしますても、大臣の厳しこ指揮をいただいて、また次官以下そろつたところで訓示をいただいて、しっかりと調べ上げると

いう指示をいただいております。

○古賀之士君 そのとおりでござります。

○政府参考人(矢野康治君) そのとおりでござります。

○古賀之士君 それで、先ほどからお話を出ております理財局の一部のという文書の改さんの問題ですが、その理財局以外での文書の改さんはないともう言える段階なんでしょうか。財務大臣にお聞きいたします。

○政府参考人(矢野康治君) 今、調査をやつております途中ですので、一部切り出しての御答弁はお許しいただきたいと思いますけれども、少なくとも、本件に関して今理財局のほかで何がしかが見えたということはございません。

○古賀之士君 二点、財務大臣にお伺いします。

一般的には、そういう調査が広範の場合は、ある程度少しづつでもその調査の経緯をしつかりと皆さんの前に公開していくことも大切なものだと思います。いきなり最終報告という形で膨大な資料が出てくる可能性というのもあるからですし、また、調査の途中でもしかすると軌道修

正が可能な部分はそれの様な声が出てくる、それをまた受け入れやすいという部分もあるからです。その辺についてはどうお考えでしようか。

○政府参考人(矢野康治君) 先ほども御答弁をさせていただきまして、中間報告という御指摘があることは重々承知しておりますし、それは、基本的にもう早くしろと、早くできない膨大なものであるならば途中にまずやれという御趣旨はよく分かりますけれども、調査をしっかりと、全体をつかんで責任のある御説明、御報告をさせていただかなければいけないと存じておりますし、途中で、また調査が進んでいつて食い違いが発見され、御報告が異なる、御報告を修正をしなければいけないといった事態も想定されます。するとその後の調査に影響するということとも考えられますので、きちんと責任を持って、できるだけ早く、一括して責任のある御報告をしたいと思つております。

○古賀之士君 やはり最終報告まで待つてしまふ

ということは、いつまでかという問題、当然出てくるわけとして、せめていつまでに、中途半端と言つたら語弊があるかもしれません、ここまで調査ができるよという形での何らかの発表

といふのはあつていいものかと思います。

それから、第三者委員会、一般的には、民間企

業あるいは政府系の商工中金の不正融資問題でも

第三者委員会がありました。今伺っていますと、

十人ぐらいの方々がやつていらつしやると、調査を。

更に増員をされたりですか第三者委員会を充足させるというお考えは財務大臣にはないでしょうか。

○政府参考人(矢野康治君) これまで、第三者

調査ということは多々御指摘をいただいておりますが、本件につきましては、御案内とのおり、捜

査当局による捜査を受けております、既に。この

捜査当局による捜査というものが、まあ口幅つた

いですけれども、究極の第三者による調査だと観念いたしております。

調査の客觀性をしっかりと担保しなければ意味がないという御趣旨は重く受け止めますし、我々が云々できる立場はないという御叱責もよく分りますけれども、まずは、捜査当局の捜査に並行するものといましては、我々まず財務省が自らの責任において可能な限りの調査をし尽くすこと

のことだと思つております。

○國務大臣(麻生太郎君) 今、矢野官房長の方か

ら御説明申し上げましたし、先ほど磯崎先生から

思いますが、今、私どもとしては、今調査をされ

ている側の立場にありますので、調査をされて

いる側の中また調査をするといつたときには、こ

れは本人の身分に関わる話になりますので、これ

はなかなか難しい話、本人のいわゆる責任とい

うのが発生いたしますので、なかなか本人として

も、いわゆる調査の対象と、いわゆる査察の対

象、地検の対象ということになりますので、なか

なか発言は、当然のこととして自分の、自己保身

の都合がありますので、しゃべることがなかなか

難しいんだと思つております。

その上で、私どもは、まずは捜査が終わらない

と、こちらが聞いてもなかなか答弁はしない、い

や、ちょっと私は都合がありますのでといふこ

とになると、そこはなかなか、今調べを受けてお

ります立場なのでということになりますのでなか

な。

したがいまして、私どもとしては、これは捜査

が終結するということが出ませんと、なかなかあ

る程度のことは調べられないという事情にあるの

はよく御理解いただいているところだと思うんで

すが、その上で、私どもとしては、今やつており

ます状況というのは、限られた範疇ではあります

けれども、少なくとも、今調べられた範疇までで

いうことで、過日、まあ中間報告と取つていた

だとかどうかは別にいたしまして、理財局の一部

というところで言わせていただくということが

できるという、そういうスタイルになつてござい

ます。

○古賀之士君 では、更にちょっと今伺います

が、今日資料をお手元にお配りしておりますそ

の記載されたものと、そ

れと、公認の方以外で文書管理システム上にある

文書、こういったものにアクセスができるという

方はいらっしゃるんでしょうか。

○政府参考人(太田充君) お答えを申し上げま

す。

この文書については、理財局の国有財産業務課

というのが担当課になります。そうすると、基本

的には、その担当課の課長とその課長から権限の

委任を受けた者という格好になります。

ただ、実際上、じゃ、仕事上どういう形でそれ

を見るかといいますと、それがいいということを

伺いしたい点がございますが、財務省の文書管理

システム上の決裁文書のアクセス権というのはどう

なうなっているんでしょうか。当然、これは重要な

文書だと思いますので一部の人間しかアクセスで

きないとますが、パスワードなどで管理をさ

れているのでしょうか。実態だけ、分かつている

範囲でお知らせいただけますか。

○政府参考人(太田充君) 今の御質問は、特例承

認というのがあって、その二元的な文書管理シス

テムというところで一番お尋ねをいただいていま

すので、そのところでということだらうと思つ

てお答えを申し上げます。

基本的には、決裁が終わつた後それを閲覧でき

る者あるいは更新できる者という、これは必ずし

も一致をしているわけじゃないんですけど、基本的

には、文書管理者というのが課長級でいます。先

般、答弁で文書管理責任者と私申し上げてしまつ

て、それは訂正をしないといけない、文書管理者

という名前で課長級がいます。

その上で、あとは、その文書管理者から、その

仕事の都合上、文書管理者が全部はできないの

で、権限の委任を受けたその部下の者に何人か、

それは何人か、その課によって仕事の業務上違ひ

があるんですが、権限の委任を受けた者がそれが

できるという、そういうスタイルになつてござい

ます。

○古賀之士君 いや、ただ、異動してもその文書

課の管理下にあるので、その文書課が許可をす



ら教えてください。

○政府参考人(星野次彦君) お答え申し上げます。

事業承継税制の適用件数ですけれども、直近、平成二十七年度の実績で申し上げますと約五百件、平成二十一年の制度創設以来、平成二十七年までの累計ですと千五百件ということになります。

平成二十七年の相続税の申告件数のうち、相続財産に同族会社株式を含んでいるものが約一万二千件ということになります。このうちアンケート等に基づいて拡充後の本制度の利用が見込まれるものとして約二千二百件を見込んでおりま

す。そういう意味では、四倍強利用が拡大するのではないかと考えておりますが、今回、これは十

年間の時限措置として拡充を行っておりますので、生前贈与の前倒しが促されるというようなことを併せて考えますと、一年当たりの適用件数は更に増加する可能性もあると考えているところでございます。

○古賀之士君 先般、委員や委員長を始め伺いました。その結果、当事者の方々からも、一部なかなかその辺が、システムが分かりづらいというお声もいたいた経緯もござります。

ちょっと確認で幾つか、分かりやすくお答えい

ただければと思います。

例えば文言の中に事業を続いている限りという言葉がありますが、これの意味、納税の猶予といふのはどれぐらいの範囲を考えていらっしゃるんでしょうか。

○政府参考人(星野次彦君) 事業承継を利用した後継者の要件ということになると、思いますが

れども、今回、この利用に関しましては、株式の承継後五年間は代表者として承継した会社を經營する必要があります。また、承継から五年後以降は承継した会社の株式を継続して保有する必要があるという要件が課されております。これが事

業を続いているということになるわけになります。

す。

○古賀之士君 実際に引き継ぎたいという方はもちろんなんでしょうけれども、また、元々の今事業をやっていらっしゃる方々からは、いや、もう是非これ詳しく分かりやすくホームページ載つてるので見てくださいと言わせていただいても、いやいや、ホームページがよう分からぬというような御意見も、それぐらいやっぱり高齢の方も多いというのも現実でございますので。

その後継者の範囲を是非具体的に、例えばなぜ三人なのかとか、そういう要件のもし決め方があります。その結果、事業承継における株式の分散を防止する観

点から、事業承継税制の適用対象となる後継者は、これは一人に限定してまいりました。一方で、兄弟姉妹で協力して事業を引き継ぐようなケースにおきまして、事業承継税制の適用対象が一人に限定されていることが制度の利用をためらわせる要因になつてゐるのではないかという指摘もあつた

ことから、今般、十年間の特例に限りまして、事業者の実態も踏まえて、同一親族内の最大三人の後継者まで事業承継税制の適用ができることとしたしまして、多様な承継パターンに対応することといったとしたところでございます。

○古賀之士君 ありがとうございます。それで一

人から三人になつたといふ訳も分かりました。

最後の質問にさせていただきます。  
まだまだ積み残しているものもあるんですが、雇用要件、八割の人数要件ですね。例えばこれ、小さい会社だったら十人の方の八割、大きい会社

人になりますが、この辺はどんなふうに考えたらよろしいんでしょうか。

○政府参考人(星野次彦君) 雇用確保要件における維持すべき従業員数の水準につきましては、承継前の従業員数の大小にかかわらず、承継前従業員数の八割ということにしております。

ただ、平成二十九年度改正におきまして、雇用

確保要件の計算方法の見直しを行いまして、維持すべき従業員数の計算において端数を切り捨てる

ことといたしまして、従業員の少ない小規模事業者に対する配慮を行つたところでございます。

今般の改正におきましては、中小企業の人手不足が問題になる中で、雇用確保要件が事業承継が使いづらい要因の一つになつているという指摘があつたことを受けまして、雇用確保要件の弾力化を行つております。具体的には、承継後五年間、平均の雇用が八割を下回った場合であつても納税猶予は打ち切られず、その理由を都道府県に報告し、その理由が経営悪化等である場合は、認定支援機関の指導、助言を受けることによって納税猶予が継続するということにいたしております。

○国務大臣(麻生太郎君) 元経営者として、具体的で言わないと分からぬなと思いますので、今おきました。事業承継税制の適用対象が一人に限定されていることが制度の利用をためらわせる要因になつてゐるのではないかという指摘もあつたことから、今般、十年間の特例に限りまして、事業者の実態も踏まえて、同一親族内の最大三人の後継者まで事業承継税制の適用ができることとしたしまして、多様な承継パターンに対応することといつたとしたところでございます。

○古賀之士君 ありがとうございます。それで一

人から三人になつたといふ訳も分かりました。

時間が来ましたので、質問を終わります。

○委員長(長谷川岳君) 午後一時三十分に再開することとし、休憩いたします。

午後零時十六分休憩

が選任されました。

○委員長(長谷川岳君) 理事の補欠選任についてお諮りいたします。

委員の異動に伴い現在理事が一名欠員となつておりますので、その補欠選任を行いたいと存じます。

理事の選任につきましては、先例により、委員長の指名に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○委員長(長谷川岳君) 御異議ないと認めます。

それでは、理事に中西祐介君を指名いたしました。

○委員長(長谷川岳君) 休憩前に引き続き、所得税法等の一部を改正する法律案を議題とし、質疑を行います。

○宮崎勝君 公明党の宮崎勝です。

私は、今回の所得税法等の一部改正案につきまして質問をさせていただきたいと思います。

○宮崎勝君 公明党の宮崎勝です。

これまでの国会論議などにおきましても、様々なこの法案についての御指摘や御懸念が示されています。これまでの国会論議などにおきましても、様々なこの法案についての御指摘や御懸念が示されています。この法の意味も含めまして質問をさせていただきました。

○古賀之士君 ありがとうございます。

○委員長(長谷川岳君) ただいまから財政金融委員会を開いたします。

委員の異動について御報告いたします。

本日、青山繁晴君及び小池晃君が委員を辞任せられ、その補欠として中西祐介君及び辰巳孝太郎君

が選任されました。

午後一時三十分開会

○委員長(長谷川岳君) ただいまから財政金融委員会を開いたします。

委員の異動について御報告いたします。

本日、青山繁晴君及び小池晃君が委員を辞任せられ、その補欠として中西祐介君及び辰巳孝太郎君

脱却という観点からいたしますと、むしろ増税は逆行しているのではないかと、そういった指摘をされる向きもございますけれども、本法案の趣旨を改めて分かりやすく御説明をいただきたいと思います。

○副大臣(うえの賢一郎君) お答えいたします。

本法案におきましては、働き方の多様化等への対応、デフレ脱却と経済再生の実現などの観点から、税制面で所要の措置を講じることとしております。今委員御指摘のとおりでございます。

具体的には、働き方の多様化を踏まえ、働き方改革を後押しする観点からの基礎控除への振替、デフレ脱却年金等控除からの基礎控除への振替、公的年金等控除からの基礎控除への振替、デフレ脱却と経済再生に向け、生産性向上のための設備投資と持続的な賃上げを強力に後押しする観点からの所得拡大促進税制の改組、中小企業の代替わりを促進する事業承継税制の拡充。このほか、国際課税制度の見直しや税務手続の電子化の推進、たばこ税の見直しなどを実施することとしております。

なお、今回の改正によりまして、国税では平年度ベースで一千五百九十億円程度の增收となる見込みであります。たばこ税の見直しにつきましては、厳しい財政事情を踏まえ税率を引き上げることとしたものであり、引上げに当たっては、消費者の負担が急激に増えることとなるよう、三回に分けて段階的に実施することとしております。また、所得税の見直しの結果、税収増となるわけであります。子育て世帯等に配慮することによりまして、九六%の給与所得者は負担増となる見込みとなつていて、家計への配慮も行っているところであります。

今回の改正は、全体といたしまして、経済社会の構造変化に対応するといふと考えております。○宮崎勝君 社会の構造変化に対応するといふとで、税制を今回見直していくことになります。

○宮崎勝君 社会の構造変化に対応するといふとで、税制を今回見直していくことになります。

さらに、今回の消費税の軽減税率の財源との関係について御質問をさせていただきたいと思いまして、政策として軽減税率が導入をされるという予定になつてございます。その財源については、政府・与党が責任を持つて平成三十年度末までに手当てをするということで合意をしているところでございます。しかし、これまでの国会議論等におきましては、たばこ税など本法案による增收分を軽減税率の財源の一部に充てるのではないかといつた誤解も生じてゐるところでございます。

本法案と軽減税率の財源確保との関係について、明確な御答弁をお願いをしたいと思います。○副大臣(うえの賢一郎君) 例えば、今御指摘のたばこ税につきましては、高齢化の進展により社会保障関係費が増加をすると中、引き続き厳しい財政事情にあることを踏まえ、たばこ税の税率を国と地方合わせて一本当たり二円引き上げることとしたものであります。

軽減税率制度の財源につきましては、平成三十年度末までに歳入及び歳出における法制上の措置等を講ずることによりまして、安定的な恒久財源を確保することとされております。今後、歳入及び歳出両面にわたつてしまつかりと検討を行つてまいりたいと考えています。

○宮崎勝君 ありがとうございます。

続きまして、今回の税制の改革の影響と意義について改めて確認をさせてもらいたいと思いますが、本法案は、働き方の違いによる課税の公平性を確保するために、所得税の給与所得控除を十万円引き下げて、誰もが受けられる基礎控除を十万円引き上げると、そういう内容でございます。これによつて、自営業者であるとかフリーランスの方々は減税となるということです。さらにも、給与所得控除の上限額が適用される収入金額を八百五十万円、その上限額を百九十五万円にそれぞれ引き下げるとともに、基礎控除に所得制限

を設定して、合計所得金額が二千四百万円から逓減をして、二千五百万円で消失をするという、そういう仕組みになつてございます。

この一連の改正をサラリーマン増税というふうに指摘する声もありますけれども、今回の改正がす。

働く人々にとつてどのような影響をもたらすものか、また、所得再分配機能の回復に向けた個人所得税改革にとつてどのような意義があるのか、御説明をいただきたいと思います。

○政府参考人(星野次彦君) お答え申し上げます。

ただいま委員から御指摘がございましたとおり、一般の個人所得課税の見直しにおきましては、大きく言うと三つの見直しかござります。給与所得控除等から基礎控除への振替を行う、それから給与所得控除の上限の引下げを行う、基礎控除の通減、消失化という三つでございます。

まず、給与所得控除、公的年金等控除から基礎控除への振替につきましては、最近の働き方の多様化を踏まえまして、働き方改革を後押しする観点から、特定の収入のみに適用される給与所得控除等から、どのような所得にでも適用される基礎控除に負担調整の比重を移すという狙いの改正でございます。これは働き方に左右されない税制に向けた見直しであると考えているところでございます。

次に、給与所得控除につきましては、給与所得者の勤務関連支出や主要国の概算控除額と比べて過大となつていてこれを踏まえまして、控除が頭打ちとなる給与収入を八百五十万円超に引き下げることとしているものでございますけれども、子育て世帯、介護世帯等に配慮することとしておりまして、九六%の給与所得者には負担増にならない見込みとなつていてあるところでございます。

また、基礎控除につきましては、高所得者にまで税負担の軽減効果を及ぼす必要は乏しいのではないかなどの指摘がなされてきたところでございます。こうした指摘を踏まえつゝ、現行の所得控除方式から所得再分配機能の強化のためにどのような制度に移行するかということを検討したわけでございます。

委員御指摘のとおり、諸外国を見ますと、確かにゼロ税率方式または税額控除方式等々ございませんが一定額を超えると控除額が遁減、消失する仕組みに見直すということにしているわけでござい

ます。この見直しは、委員御指摘のとおり、所得再分配機能の回復に資するものと考えているところでございます。

○宮崎勝君 分かりました。

その所得再分配機能の回復ということでございますけれども、主要国においては、一定の課税所得までは税率をゼロにするゼロ税率方式と、それから課税所得に累進税率を適用した後に一定の控除額を差し引く税額控除方式、それから所得控除方式を維持しつつ、高所得者については控除額を逕減、消失させるという逕減・消失型の所得控除方式といつて三つがあるそうでございますけれども、いずれもこれまで我が国が取つてきた所得控除方式と比べると所得再分配機能は高いといふに言われてゐるところでございます。

今回の改正におきましては、この所得再分配機能の回復に向けた改革といたしまして、このゼロ税率方式とか所得控除方式は取らないで逕減・消失型の税額控除方式を採用したとしたことでございましたけれども、いろいろここは議論があるところだつたとは思うんですけど、この逕減・消失型の税率方式とか所得控除方式は取らないで逕減・消失型の税額控除方式を採用した理由について御説明をいただきたいと思います。

○政府参考人(星野次彦君) 基礎控除につきましては、現在の制度、これは所得の多寡によらず一定金額を所得から控除する所得控除方式を採用しているところでございます。この点につきましては、先ほど申し上げましたとおり、高所得者にまで税負担の軽減効果を及ぼす必要性は乏しいのではありません。こうした指摘を踏まえつゝ、現行の所得控除方式から所得再分配機能の強化のためにどのような制度に移行するかということを検討したわけでございます。

委員御指摘のとおり、諸外国を見ますと、確かにゼロ税率方式または税額控除方式等々ございませんが一定額を超えると控除額が遁減、消失する仕組みに見直すということにしているわけでござい

変わります。負担の変動が急激なものとなりかねないということ等も考慮いたしまして、今回は、例えばイギリスやアメリカなどで採用されております遞減・消失型の所得控除方式を採用することとしたわけでございます。

○宮崎勝君 激変緩和ということかと思います。

それから、もう一つ、所得把握の不均衡という問題も指摘されてございます。

このうえ、他の所得との調整が必要とされる理由は、給与所得控除は源泉徴収をするために事業所得等と比べると捕捉されやすいことから、この所得把握の不均衡、いわゆるクロヨン問題があるためということございますが、この所得把握の不均衡がまだ解消されていないのではないかとう懸念も指摘されるところでございます。

適正な所得把握など、公正な税負担を確保するための対応についてどう取り組むのか、お考えをお聞かせいただきたいと思います。

○政府参考人(星野次彦君) 今般の税制改正での振替など今回の一連の改正を行うことによって、かえって不公平が助長されるのではないかとう懸念も指摘されるところでございます。

適正な所得把握など、公正な税負担を確保するための対応についてどう取り組むのか、お考えをお聞かせいただきたいと思います。

寡婦控除は、配偶者と死別又は離婚した場合に、所得や扶養親族に係る要件を満たせば一定の控除を受けられる制度ということでございます。

これは法律婚が前提とされておりまして、結婚をせずに一人で子供を育てている場合などは控除を受ける仕組みとなっておりますけれども、

法律婚かどうかで寡婦とそれから結婚をしていく非婚の一人親等を税制上で区別する、そういうふうに考えております。

実際、地方自治体においては、非婚の一人親に対して、公営住宅への入居や保育料の算定において寡婦と同様に扱う寡婦控除のみなし適用を行なうなど対応は進んでおりませんけれども、國の税制面での対応は行われていないのが現状でございます。

○宮崎勝君 これから議論がされるということでございますので、なかなか対応については言いつらい申し上げたいと思います。

最後に、先ほどの古賀委員の質問とも重なりますが、賃上げ促進に向けた税制措置の効果等についてお伺いしたいと思います。

平成十五年度税制改正で創設された現在の所得拡大促進税制は、当初の適用件数と比べて現在は十倍以上に大幅に増加しているということで、先ほどの古賀委員の質問に対しても九万九千件余りということで御回答がございました。こうしたこと

とでございますが、このように適用要件を強化することで更なる賃上げにつながるのかどうか、この政策の狙いと期待される効果についてちょっとお伺いしたいと思います。

○副大臣(うえの賢一郎君) 平成三十年度税制改正におきましては、持続的な賃金引上げや生産性の向上のための設備投資を強力に後押しをする観点から、所得拡大促進税制を見直し、総理が昨年も後押しをすることとしております。

今般の税制上の措置の要件について申し上げれば、三%の賃金引上げにつきましては、これは定期昇給分が含まれており、大企業の定期昇給率が平均一・七%程度、これは二〇一七年の春闘、連合の集計でございますが、一・七%程度であることを踏まえますと、実質的にはベースアップや賞与により一%強の賃上げを求めているところであります。

今後、与党における検討も十分に注視をしつつ、必要な検討を行つてまいりたいと考えています。

○宮崎勝君 これから議論がされるということでございますので、なかなか対応については言いつらい申し上げたいと思います。

最後に、先ほどの古賀委員の質問とも重なりますが、賃上げ促進に向けた税制措置の効果等についてお伺いしたいと思います。

また、設備投資要件につきましては、生産性を維持し、持続的な賃上げが行える環境の観点から、登記に陳腐化する資産を更新をするために必要な金額、これと同程度の投資を求めているものであり、黒字大企業一万八千社のうち約四割が三%以上の賃上げを実施するものと想定をしているところであります。

また、設備投資要件につきましては、生産性を維持し、持続的な賃上げが行える環境の観点から、登記に陳腐化する資産を更新をするために必要な金額、これと同程度の投資を求めているものであり、黒字大企業の約五割が当該要件を満たすものと想定をしております。

いずれにいたしましても、今回の改正は、企業の持続的な賃上げや国内設備投資に対しより一層インセンティブが働く制度としているところであり、この措置によりまして、より多くの企業が賃上げや設備投資に積極的に取り組むようになることが期待できるものと考えております。

○宮崎勝君 以上で私の質問を終わります。

○里見隆治君 公明党の里見隆治でございます。質問の機会をいただきまして、ありがとうございました。

今後、年末に向けて与党内で内容を検討していくことになるわけでございますが、政府におかれ

て改定されるとということでございます。

本改定によりまして、賃上げと投資を両立した企業でなければ減税は受けられなくなるというこ

一昨日、二十日の本委員会で、古賀先生から御報告がありました二月十九、二十日の青森、函館への委員派遣、私も御一緒させていただきました。そのときに御報告をいたいだとおり、地元中小企業との懇談で、事業承継税制の見直しや消費税の軽減税率に伴う事務負担などの話題がございました。まずはこの二点についてお伺いをしたいと思います。

委員派遣当日、長谷川委員長のお計らいで、事業承継税制の特例について、あらかじめ分かりやすい資料も皆様に配付をいただきました。ありがとうございました。財務省の皆様からもその場で御説明もいただきました。このような機会が全国津々浦々、あらゆるレベルで進められる必要があるというふうに考えております。

そもそも事業承継税制については、昨年十二月の本委員会において私も質問をさせていただきました。そしてその実現を強くお願いしておりますので、今回の法案は大賛成でございます。

本日午前中の徳茂先生、古賀先生の質疑においても、その意義、概要等については質疑があり、御答弁もいただいておりますので、内容については割愛をするといたしまして、今後、制度改正ができる暁には、より多くの事業者にお使いをいただくため、まさに先ほど申し上げました周知、広報、そして相談が重要になつてまいります。

その際、課題となつてまいりますのが、関係する省庁が多岐にわたっているという点でございました。相続税の納税猶予を受けるためには、会社が承継計画を策定し、まず認定支援機関に所見を記載してもらう、そして都道府県厅に認定申請、そしてその認定を受けて税務署に申告書を提出するといった手続が続きます。一方、様々な支援措置を行つているのは経済産業省、中小企業庁となつておりますが、どこに何を聞きに行けばいいかというような状況にございます。

そこで、中小企業庁にお伺いをいたします。

今回、抜本的に改正する事業承継税制をより多くの事業者にお使いいただくため、制度の積極的

な周知、広報、また相談が重要であると考えます。財務省とも連携して進めていただく必要があると思いますけれども、中小企業庁としてのお取組についてお伺いをいたします。

○政府参考人(吾郷進平君) お答えいたします。

事業承継税制につきましては、御指摘のとおり、全国の事業者の皆様に制度の内容をお伝えして普及させていくというのが非常に大きな課題であると承知しております。

足下、私どもの取組を御紹介しますと、ここ三

か月間でも、地方経済産業局におきまして百二十回の説明会を開催しておりますし、各地で開催

されております事業者や専門家の方々向けの説明会におきましても、合計百二回、中小企業庁ある

いは中小企業基盤整備機構の職員を派遣しているところでございます。その際に、地方財務局の方から金融機関の方にもこうした取組への参加を呼びかけるなど、財務省とも連携しながら普及活動を行つてきましても、しっかりと連携しながら

今後につきましても、しっかりと連携しながら

○里見隆治君 これまでの認定件数、この税制の面で、相続税、贈与税合わせて平成二十七年分で

は五百件、また今日の午前中の御答弁でもこれを

思ひます。

そこで、財務省にお伺いいたしますけれども、

税収効果としては短期的には減税措置でございますけれども、中長期的には納税主体を維持、更に

増進していくという意味で非常に意義があることだと思います。

そこで、財務省としても、主体制にお取組をいただき、事業承継税制を円滑に施行するため

どのようなお取組をされる御予定か、副大臣、いかがでしょうか。

○副大臣(うえの賢一郎君) 事業承継税制につきましては、今委員御指摘のような非常に大きな効果があるものと考えておりますが、その円滑な施行に当たりましては、中小企業者や税理士等に対

する制度周知というものが大変重要なつてくると考えております。

財務省といたしましても、新しい事業承継税制の理解や普及が進むよう、税理士会等が主催をされます税制改正の説明会等におきまして制度の周知、広報を行つてお伺いをいたします。

今し方中企庁の方から御紹介をいただきましたが、各財務局を通じまして、地域の金融機関に対しまして経済産業局等が主催する説明会への参加の呼びかけも行つてお伺いをいたします。

加えて、法施行後は、制度周知用リーフレット等の税務署窓口等への配置あるいは国税庁ホームページへの制度周知用リーフレットや法令解釈通達などの各種情報の掲載、できるだけ分かりやすい形で掲載をしてお伺いを思つております。

が、それなども予定をしているところであります。

ムページへの制度周知用リーフレットや法令解釈

等の税務署窓口等への配置あるいは国税庁ホー

ムページへの制度周知用リーフレットや法令解釈

通達などの各種情報の掲載、できるだけ分かりやすい形で掲載をしてお伺いを思つております。

が、それなども予定をしているところであります。

今後とも、経済産業省等の関係機関と緊密な連携、協調を図りながら、積極的な周知、広報を

図つてまいりたいと考えています。

○里見隆治君 是非、分かりやすい周知、そして

きめ細かな相談をよろしくお願いいたします。

次に、消費税の軽減税率についてお伺いをいた

します。

既に法律では実施も予定されておりますが、改めてその意義を考えますと、消費税引上げに当たつて、国民の理解を得るとともに景気への影響を最小限にするという観点でも、消費税の持つ逆進性や痛税感、これを緩和し、世界標準でもある

軽減税率の導入をする意義は大変大きいものがあ

ると考えております。

しかし一方、私、先日、地元愛知、名古屋のお

そば屋さんでちょっとした御意見をいたしました。例えば、出前と店内で扱いが異なるとか、仕入れの商品で消費税が掛かるもの掛からないも

の、様々手続が面倒だと、そんな御意見でございました。おっしゃる現場の声としては、納得、な

ど申上げました委員派遣でも、青森で中小企

業の皆様から手続面について御意見を賜りました。

そこで、この軽減税率の導入に際しての手続、その事務負担の緩和という観点でお伺いをしたいと思います。

明年十月の消費税率の引上げと同時に実施される軽減税率制度について、中小企業・小規模事業者の経理処理等の負担を減らすための軽減税率対策補助金の積極的な活用が期待されております。現在の執行状況についてお伺いをいたします。

○政府参考人(吾郷進平君) お答え申し上げます。

軽減税率対策補助金の執行状況につきましては、申請受付を開始した平成二十八年四月から今

年二月末までの二十三か月間の合計で、申請件数約六万四千件、申請金額約百八十億円となつております。

軽減税率対策補助金の執行状況につきましては、申請受付を開始した平成二十八年四月から今

ども、現在の取組状況について教えてください。

○政府参考人(藤井健志君) お答え申し上げます。

消費者それから事業者に関係するものでございます。特に事業者の方には、制度の実施に向けて税率ごとの商品管理などの準備を行つていただく必要がありますがございますので、制度の周知、広報、相談対応、これらが非常に重要なつくると認識しております。

このような観点から、これまで、軽減税率制度の適用対象品目ですか請求書の書き方について国税庁としてQアンドAを公表し、お問合せに応じて随時改定しております。

それから、説明会は、関係民間団体、これは税に関する関係民間団体、それから各省庁の所管しておられる様々な団体がございますけれども、そこで連携しながら説明会を開催してきております。ちなみに、政府全体で集計しておりますが、平成二十八年四月から二十九年十二月までに約一万九千回の説明会を実施いたしておりまして、延べ五十五万社程度の事業者が現在のところ参加なさっているということでございます。

また、細かな点につきましては、私ども、電話相談をいただいて、それでいろいろと回答を差し上げるという仕組みをつくりしております。軽減税率電話相談センターを設置するということにし委員御指摘の補助金についてでございますが、国税庁が作成しておりますパンフレットの中にも補助金の説明に関するページを入れまして、まず事業者の方が認識できるようにして、補助金と、それから、私どものやります説明会におきましても、可能な限り中小企業基盤整備機構さんと/or参考人(藤井健志君) お答え申し上げます。

た、たらい回しにならないような支援、相談体制、是非今後とも更に積極的に進めていただきたいと思います。

私は、三月五日、確定申告のちょうど時期でございましたけれども、愛知県一宮市で税務署あるいは地元税理士会、自治体が行つて税理士の皆様の共同作業で申告が行われている税務相談の会場を訪れました。國のみならず自治体の職員、様子を現場でうかがうことができました。

今回の税制改正もそうですが、日々刻々と時代に応じて制度を変化させる一方で、適正に納稅いただけるような環境整備を進めること、これが大変重要だという認識を新たにいたしました。一方で、税務署などの窓口に来られる方への利便性確保という点でも配慮が必要だと考えます。特に、皆様には、金融あるいは税制という観点でアクセスを確保していくことは大変重要な視点であるというふうに考えております。

そこで、少し角度を変えて質問させていただきたいと思います。

社会福祉法人日本盲人会連合の平成二十八年の調査によりますと、弱視の方が書くことで困つている内容で最も多いのが、契約、解約等の金融機関の手続ということで、複数回答で八八・八%。ちなみに、二番目が役所や公共機関での行政手続で八五・〇%というところでございました。まさに本委員会、税制、金融の関係でございます。

そこで求められるのが、読み書きに困難を抱える高齢者や障害者の読み書き困難者に対して代読、代筆の情報支援サービスを、例えば金融であれば金融機関の職員を対象とする研修会の開催を促すとか、あるいは、こうした情報支援サービスの実施を来店者にお知らせするための表示を金融機関の窓口に設置するといった対応を促すことだと考えます。

実は、こうした措置については、既に金融機関では相当程度規定は整備されているようございます。

○里見隆治君 ありがとうございます。そうし

ます。一方で、現実には実行に移されていないという状況も伺っております。こうした点、金融庁としてどのように認識をし、また業界に対してどのような働きかけをされているか、金融庁にお伺いしたいと思います。

○政府参考人(遠藤俊英君) お答え申し上げます。

私は、質問はいたしませんけれども、障害者等に配慮した取組に関するアンケート調査、これを実施し、公表しております。これによつて、金融機関における取組状況を把握するとともに、障害者の方々にとって利便性が高まるよう、金融機関の自主的な対応を促しているところです。

金融庁といたしましては、平成二十二年から、障害者の方々からの御意見等を踏まえまして、毎年、障害者等に配慮した取組に関するアンケート調査、これを実施し、公表しております。これによつて、金融機関における取組状況を把握するとともに、障害者の方々にとって利便性が高まるよう、金融機関の自主的な対応を促しているところです。

アンケート調査におきましては、障害者の方々から代読、代筆依頼があつた場合の対応でありますとか、また、職員の障害者の方々への対応力向上のための研修等を行つているかという点についても確認しております。その結果、委員御指摘のように、この代読、代筆に関する内部規定はほぼ全ての金融機関で整備され、研修等の取組についても銀行を中心着実に取組が進められていると承知しております。

まず、マイナンバー制度との関連で、様々これは、個人情報保護の観点あるいは一方で利便性をどう活用していくかと、その画面からのアクセスであろうかと思います。

マイナンバー制度の導入、これから一年が経過をいたします。国税の分野において、マイナンバーの活用状況、現状、また今後の方針についてお伺いいたします。

○政府参考人(藤井健志君) お答え申し上げます。

マイナンバー制度の導入によりまして、国税関係手続におきましては、平成二十八年一月以降、申告書や法定調書などの一定の税務関係書類にマイナンバー、あるいは法人につきましては法人番号でございますが、これの記載を、記載して提出いただいているところでございます。例えば、所得税の確定申告書について、昨年からマイナンバーの記載が必要となつております。導入初年度の二十八年分につきましては、約八三%の申告書にマイナンバーを記載いたいているというのが実績でございます。

このマイナンバーの活用状況、効果といたしましては二つあると思っております。一つは行政の効率化、もう一つは納税者の利便性の向上ということがございます。

まず行政の効率化といたしましては、マイナン

バーを用いることによりまして、法定調書の名寄せですか申告書との合併がより効率的かつ正確に行えるようになりますので、所得把握の効率化、適正化が期待できるところでございます。まだ導入当初でございますので、今後これらの効果が得られていくものと考えております。

納税者利便の向上という点では、マイナンバー制度の導入を契機いたしまして、住宅ローン控除などの申告手続におきます住民票の添付省略などを実施しております。また、マイナボーナルというのが併せて、税の制度ではございませんけれども、ございます。これにログインすればe-Taxを一言で言えばより簡便に行えるようになりますというようなこともやつております。

今後もそのマイナボーナルとe-Taxの認証連携ということを進めていきまして、対象手続の更なる拡大に向けて関係省庁とも検討を進めいくというのが私どもの考え方でございます。

○里見隆治君 ありがとうございます。このマイナンバーの活用、まだ始めて間もないということでお伺いします。

次に、税務署含めての体制についてお伺いをしたいと思います。

どうも、お伺いしたところでは、実地調査の割

合というものが長期的には低下をしてきているということでお伺いしております。この長期的な推移、またその低下しているという背景、こうしたしっかりと税制改正をしながら制度を整えていく一方で、適正課税に向けてお取組をしていただくな必要があると考えておりますが、その取組状況についてお伺いをいたします。

○政府参考人(藤井健志君) お答え申し上げま

私の事務年度、各年の七月から翌年の六月なんですかね、そこにおきます実地調査割合というのを見てみますと、個人の納税者につきましては、平成元年度が二・三%であったのに対し

まして、直近の二十八年度は一・一%でございます。法人につきましては、平成元年度が八・五%であったのに対しまして、平成二十八年度は三・二%ということで、低下してきているということです。

この原因のようなことですけれども、税務行政を取り巻く環境を見ますと、様々な事務量の増加がございます。例えば、経済活動の国際化、IC

T化に伴う調査事務の複雑化、一件にかかる時間が長くなるとか、そういうようなことがございま

す。また、平成二十五年一月の改正国税通則法の施行に伴いまして、税務調査手続の法定化がなさ

れています。これに伴いまして幾つかの手続が増えますので、その分なかなか件数が増えていかないというようなこともあります。それから、申告件数自体も増加しております。

一方で、国税庁全体の定員につきましては、二

百九十七名の純減、この二か年は増えておりま

すけれども、八人の純増ということで、横ばいない

しマイナスといふことになっています。こうい

う、事務量の増加と定員が増えないとこれが相まって実調率の低下を来しているという現状にござります。

このままでは具合が悪いのですけれども、私はもとしては、与えられた条件の中で、実地調査に

ついては多額の申告漏れ、悪質な所得隠しが見込

まれる事案を優先して実施する、それから、簡易な誤りであれば直接赴かずに電話や書面によって

納税者の自主的な見直しを要請して課税の適正化を働きかけていくということで、効率的かつ効果的な調査の実施に取り組んでいるというところです。

○里見隆治君 ありがとうございます。

最後に、今の体制について、こうした状況を踏

まえて、大臣に最後お伺いをしたいと思いますけれども、定員確保、体制整備を図るというこの点は、毎年の所得税法改正に対して附帯決議がされております。言葉は毎年同様でございますけれども、大臣は、通常ではそれは考えられない

も、毎年毎年これは前進していくものでなければなりません。麻生大臣に御見解と、また御決意をお伺いしたいと思います。

○國務大臣(麻生太郎君) 今御指摘のあった点プラスこれは税の国際化という問題が非常に大きな要素になってきております。加えて、いわゆるITとかいふんものが入ってきておりますので、そういう意味では、税務行政を取り巻く環境といふのはいろんな意味で変わってきておるという事実なんだと思います。

したがいまして、こういった状況に合わせて税務体制の強化というか変化も、それに対応して我々もやっていかないとと思っておりますので、

平成三十年度の予算におきましては、国税庁の定員では七名のいわゆる増というか純増になつております。

また、機構いたしましては、国際税務の専門官として十四人の増設などを行つこととしており

ますので、引き続きの厳しい財政事情であろうと

は存じますけれども、少なくともこの税務署の職員のことに関しましては、業務の効率化を図ると

同時に、絶対的な量が不足していると私はそう思っておりますので、いろんな意味、役人の数を減らしておる中につてここ部分はきちんとし

た対応をせねばならぬと思って、今申し上げたような数字をこの二年間やらせていただいていると

いうことがあります。

○里見隆治君 ありがとうございます。

○辰巳孝太郎君 別に名前を言つてもいいんですけれども、当時の第一国有財産の統括官で、籠池氏とやつていたメンバーといふのはほぼ限られますが、それは御承知だと思うんですね。一月九日にも事前通知という話が出ておりますから、同

じような方々だと思いますので、聞き取り調査、

○政府参考人(太田充君) お答えを申し上げま

す。それでは、確認はさせていただきます。

○辰巳孝太郎君 これ、価格を事前に言つてい

た、通知していたということになれば、これは過去の答弁からいっても、これ虚偽答弁ということにもなるかと思いますので、これまた後日聞きます。

さて、先日の当金融委員会でやりましたけれども、ごみが二〇一六年の三月十一日に噴出をして、籠池氏がそれを発見してからこの値引きの交渉というのが始まつていくわけですが、リーガル文書、法務監査官とのやり取りでも明らかにあります。

まず大臣にお聞きしたいんですが、二十日の予算委員会で、私は、籠池氏が二〇一五年当時、貸付料の見積り合わせをする前の段階ですね、二〇一五年の一月十三日に近畿財務局の職員が三人、籠池氏と折衝をして、そのときに、事前に指

とおっしゃつたわけありますが、この三人の職員、恐らく特定できると思いますので、この職員に直接調査、聞き取りをしていただけませんでしょうか。まず大臣にお聞きします。

○政府参考人(太田充君) お答えを申し上げます。

委員は、多分こういう人間だろうとおっしゃら

れましたが、そういう人間だろうと思われるのに我々過去聞いて答えを申し上げているつもりでござりますが、その上でという御下問でございま

しょうか。

み、つまりこれが新たなごみとなることになるわけですが、そのごみのかとすることで全く補償の仕方は違つてくる。

つまり、契約書五条のごみ、元々あつたごみ、そして前年の有益費で森友が森友の責任であえて残したごみ、それがくい打ちの過程で出てきたということであれば、これは有益費として国は森友が撤去をしたその費用を償還払いで有益費で支払うと、そういう手続でやりなさいということをリーガルの法務監査官は言つててきたわけあります。

局長、改めて聞きますけれども、この出てきたごみが新たなごみ、つまり契約書に明示をされていないごみだと判断をしたのはいつなんでしょうか。

○政府参考人(太田充君) お答えを申し上げま

す。

三月の十一日に連絡があつて、三月の十四日に初めて現地確認をしている。それから、委員からの御指摘もあって、これまで御案内がありますように、翌日には籠池夫妻が本省を訪れられることがあります。それから、それ以降、更に現地の確認を何度かさせていただいて、三月の下旬、三月三十日あるいは四月の五日といったこともあります。それから、三月の二十四日の頃にはいろんな打合せもしているというようなこともあります。

それから、いろんな話合いをしている、打合せをしている、いろんな先方の御意見も聞いているところです。そこで、資料などを集めて新たなごみだと初めて判断をできる、だから値引きができるという話だと思います。

○辰巳孝太郎君 従来どおりの答弁だと思つんですね。ですから、三月の終わり、試掘などをして、資料などを集めて新たなごみだと初めて判断をできる、だから値引きができるという話だと思います。

ところが、私たちがこの間示してきた交渉の

テープというのが何本がありますが、三月の十五日に本省で籠池氏は直談判を田村審理室長とやるわけですね。先日も紹介しましたけれども、このテープの中では田村さんどう言つてているかとい

りますと、今日の資料の二ページ目にも付けておきが出てきたつていうのは、我々もそういうのを知りませんでした。え、何で知らんかったの、籠池、奥さんがおっしゃるわけですね。で、田村さんは、だから、そういうのがあるつていうの、近財も航空局も知らなかつた。出てきたつていう事実を踏まえて、どうしたらしいのか、これはちゃんと検討しますので。これ、つまり、元々あつたごみではなくて、それより下にあつたごみだから我々知らんかったんですということは、この段階で既に新たなごみといふことでもう示唆しています。

翌日、近畿財務局が大阪に戻つてきた籠池さんと三月の十六日にこれまた折衝をします。国側の職員がこう言つております。有益費で土壤汚染改良と埋設物の撤去を既にやつていただいておりますので、それは対応できないということは御存じのとおりだと思ひますけれども、それとは別にあります。それで、今回出てきた産業廃棄物は国の方に瑕疵があることが、多分、多分といふか判断されますので、その撤去については、國の方からやりたいところです。それは、今回出てきた産業廃棄物は国の方に瑕疵があることが、多分、多分といふか判断されますので、その撤去については、國の方からやりたい

だいたと思いますが、局長、どういうふうに捉えられますか。

○政府参考人(太田充君) お答えを申し上げます。

最初に連絡を受けて十四日に現地確認をしていました。その時点で、委員のおっしゃつてるのはよく分かります。要すれば、三メートルより下のごみかどうかということについてどういう認識を持っていたかというのを委員はお尋ねだと思ひます。三月十四日の時点で九・九メートルまで掘つて、そこから出てきて、これだけ出てきていたりのを拝見をしているということだと思います。

そういう中でということで、今御指摘がありました三月十五日のテープは、恐らく田村という当時の室長は、三月十四日の現地確認の状況を近畿財務局から恐らく電話で連絡を受けていたということだと思いますが、そういう中で、要するに九・九メートルまで掘つたら出でたという話を聞いて、その上で話をしてみると、そういうレベルだと思います。逆に言えば、そんなに詳しい状況を、彼が現地のことを精通しているわけではないので、そういう状況でこの話をしているということだと思います。

それから、翌日の三月十六日のところの部分は、委員取り出されている部分は、確かに割と、国が新たに、新たなごみだとうのを非常に言つてゐる感覚のところですが、国で、これが財務局部分とは違うものだと。今回、土壤汚染改良と埋設物の撤去やつていますよね。それとは違うもの。籠池さんが、え、違うの、どういうこと、違

うの。国は、そうですね。今出でている部分がありますよね。それについては恐らく、瑕疵、国が知り得なかつたもの。要するに我々は土壤汚染改良をやつた残りだと認識していない。これ、三月十六日のやり取りなんですよ。

つまり、この段階では新たなごみかどうかは分からぬにもかかわらず、もう国は新たなごみとしてこれはもう認定してしまつて、こういう話になるわけなんですね。この会話、聞いていた

と言えば、三メートルより下にある可能性があると、あるいはあるんだろうという気分はあるでしょうが、逆に言うと、絶対三メートルより下だと確認をして、自信を持つてという言い方は言葉遣いがどうかと思ひますが、そういう状況でもなかつたというふうに私は承知をしております。

○辰巳孝太郎君 この文脈全部聞いていただければ、私はそういうふうには捉えないんですよ。

森友側も、実は籠池さんはごみが残されていることを知らなかつたわけですね。ですから、設計業者や建設業者が籠池さんに言つていなかつたわけですよ、残していたと。だから、籠池さんは、新たなごみなのか何なのか非常に混乱した議論がされているわけなんです。そういうやり取りがやられていて、実は籠池さん側の設計業者も、このごみを取り除く責任がどちらにあります。

財務局から恐らく電話で連絡を受けていたことだと思いますが、そういう中で、要するに九・九メートルまで掘つたら出でたという話を聞いて、その上で話をしてみると、そういうレベルだと思います。逆に言えば、そんなに詳しい状況を、彼が現地のことを精通しているわけではないので、そういう状況でこの話をしているということだと思います。

それから、翌日の三月十六日のところの部分は、委員取り出されている部分は、確かに割と、国が新たに、新たなごみだとうのを非常に言つてゐる感覚のところですが、国で、これが財務局部分とは違うものだと。今回、土壤汚染改良と埋設物の撤去やつていますよね。それとは違うもの。籠池さんが、え、違うの、どういうこと、違

新たなごみが全ての値引きの出発点になるわけですから、ここが大事なんです。この新たなごみといふをどういうふうに国側がしたのか、きつとしたのか、ここが全ての始まりなんですね。

会計検査院、新たなごみという資料は、これ、あつたんでしょうか。

○説明員(宮川尚博君) お答え申し上げます。

委員の言われる新たなごみは、私どもが昨年十一月に国会に提出した報告書で新たな廃棄物混合土と、こういうふうにしているものではないかと考えられます。この新たな廃棄物混合土は、近畿財務局及び大阪航空局が確認したとしているものでございますが、報告書におきまして、「本件土地に埋設されている廃棄物混合土は森友学園が行つた対策工事において撤去されていないため、近畿財務局及び大阪航空局が確認した廃棄物混合土が既知の地下三メートル程度までの深度のものなかか、杭先端部の地下九・九メートルの深度のものなかかについては確認することができなかつた。」このように記述しているところです。

○辰巳孝太郎君 いや、ですから、局長おっしゃるよう、三月三十日、試掘を見に行つた、資料をもらつた、だけど、それ、全く資料ないつて言つているんです、新たなごみといふ。

会計検査院、これ、リーガル文書で、詳しく新たごみが既知のごみか、これちゃんと見なさいよ、詳細な調査しなさいよ、こう書かれているんですね。

辰巳孝太郎君 いや、見ていません。だから、この観点で検査をしていらないんですね。会計検査院、改めてこの新たなごみかどうか、これちゃんと検査るべきじゃないですか。

○説明員(宮川尚博君) 今、新たなごみのお話は、財務省から会計検査院に追加で提出されまし

た法律相談文書を基にされているのだろうと思います。

財務省から追加で提出されました資料につきましては、報告書の結論に影響を及ぼすようなものではありませんと現在のところ認識しておりますが、文書の内容を精査の上、慎重に検討したいと考えております。

○辰巳孝太郎君 是非していただきたいと思うんですね。

さて、国交省に聞きたいと思いますけれども、

○辰巳孝太郎君 是非していただきたいと思うんですね。

三月三十日、我々、口裏合わせのテープだという空局の職員もおられましたよね。

○政府参考人(和田浩一君) 三月三十日とされる打合せの場ですけれども、職員に確認したところ、出席した記憶はあるが詳細には覚えていないと、こういうことございました。

○辰巳孝太郎君 詳細には覚えていない。あの

三メートルより下からはごみが出てきていない、

や、九メートルまでの混在ということで、いわゆる口裏合わせのストーリーというのがやられて

るわけですよ。そこに航空局の、たしか補償課長

だつたと思いますけれども、おられますから、おられますから。これ、本人に記憶がないじゃなく

て、テープをしっかりと聞いて記憶を呼び起させていただきたいというふうに思うんですね。

さて、改ざん前の文書として、実はまだあった

というような決裁文書の一部が財務省から先日提出をされました。森友学園事業に係る今後の対応方針について、平成二十九年四月四日というメモ

の文書であります。

○辰巳孝太郎君 私、これ見てびっくりしたんですね。航空局

が、実はこの値引きをしようじゃないかというこ

とを航空局の方から提案しているという内容であ

りますが、航空局の方から提案をされたんじよ

うか。

○政府参考人(和田浩一君) お答えいたします。

本件土地につきましては、平成二十九年三月十四日に森友学園側から新たなごみが発見されたとの連絡があつたことなどを踏まえ、三月二十四日に森友学園側から購入の意向が示されたと承知をしてございます。その上で、本件への対応につきましては、近畿財務局と大阪航空局の両者で対応をとりましたところであります。大阪航空局が主導して対応するということはちょっとと考えにくくなっています。

財務省さんが作成された文書につきましては、私どもで作つたものではございませんので、その内容を解釈できる立場にはございませんけれども、まず五番のところで、対応方針において、本件地下埋設物への対応として、売却価格からの控除を検討というふうにした上で、六番目で、大阪航空局との調整内容との項目の中で、大阪航空局が売却価格からの控除を提案することで事案の収束を図りたいとの意向を示しているというふうに記載がされてござります。

本件土地につきましては、貸付けから売払い手続へ移行するに当たつては、手続上、本件土地の所有者である大阪航空局から近畿財務局に対しても改めて処分依頼を発出する必要がありました。このため、大阪航空局においても、売却価格からの控除との対応方針について異論がなく、その後の手続には支障がない旨が説明されているのにすぎないというふうに考えております。

○辰巳孝太郎君 つまり、値引きは提案した、財務局、航空局、どちらかというのはあるかもしれない

ませんが、つまりこの時点で新たなごみだというもう認識確定をされているわけなんです、四月の四日の段階で。

○辰巳孝太郎君 確認しますが、皆さんがあの試掘、見

に行つたのは何日でしたつけ。

○政府参考人(和田浩一君) お答えをいたしま

ます。日の現地確認の際に見ていくことだと思います。

○辰巳孝太郎君 現場で見た、しかしそこはメジャーは見ていないという話だったと思うんですね。で、後に報告書をもらつたわけです。そこ

で本来は初めて新たなごみ、深くに、三・八メー

トルあるなど、こうならないやおかしいのに、四月の四日の時点では皆さんはもう新たなごみだと

言つてます。これおかしいと思いませんか。

○政府参考人(和田浩一君) 私どもとしては、八・二億円の見積りは四月十四日に提出をさせていただいております。それまでの間に様々な確認等を行いまして、どのくらいのごみが埋まつてますかという認定をしていますので、四月の四日時点で新たなごみという認定はしていないというふうに承知をしております。

○辰巳孝太郎君 いや、そうじゃないですよ。そ

うじゃないですよ。早急な予算措置は困難であるため、売却から控除を提案することで事態の収束を図りたい。これ、新たなごみとしなければ値引

きの前提にならないと言つてはいるじゃないですか。もうこの段階で皆さんは、資料をもらう段階

前から新たなごみと認定しているんですよ。これ

おかしいですよ、これ答弁できていないですよ。これ改めてまた聞きますから、ちゃんと答弁でき

るようにしておいてくださいよ。

三月三十日に口裏合わせストーリーの現場にい

た職員が、新たなごみだと確認も全くできな

いまま、資料もないまま、まさに新たなごみ、つまり値引きありきで交渉を進めた。これ財務省だけじゃないんですよ、国交省も一人三脚でやつて

きました、こういう話なんですね。

もう一点聞きたいと思います。軟弱地盤の話で

す。

国会でもいろいろありますけれども、書き換えられる前と書き換えた後で軟弱地盤の話ががらつと変わってきております。財務省、聞きます

が、この軟弱地盤というボーリング調査を森友学園が持つてきた。しかし、財務省自身が地質調査

会社にボーリングを見てもらつたところ、これは特別に軟弱であるとは思えない、こういう回答が来たわけですが、地質会社は軟弱ではないと言つたのに、結果としてはこれを価格の減価要因として賃料が安くなるわけですが、なぜ考慮したんですか。

○政府参考人(太田充君) お答えを申し上げます。

今委員が指摘をされたところは、外部の専門業者にも意見を聽取した結果、特別軟弱であるとは思えない、と、今委員が引かれたところですが、その上で、通常と比較して軟弱かどうかという問題は、通常地盤といふこの定義が困難であるため回答は難しいというのが見解でございました。それは、一つの見解。

その上で、法律相談を行つたところ、その土地の種類、要するに小学校の建設用地だということに応じて、それがそういう意味で、取引通念上の通常有する程度の地耐力が不足して建築に不向きな場合には地盤の調査等をした上で借主の方に説明する義務があるというのが、御案内とのおり、法律相談の回答です。

それで、元々不動産鑑定士に評価をしていただいたのは、十年の定期借地契約に基づいて鑑定評価、それは、最有效使用は低層の店舗用地。私は国会の他の委員会ではコンビニみたいなものを造るという前提で、というふうに御説明を申し上げています。ところが、この案件は、確かに十年の定期借地ですが、その後売買の予約が付いていて小学校を建設するということですから、低層の店舗を建てるということではないので、そういうことが分かっている状況なのに十年の店舗ということでやつては法曹部門はこれは危ないという、その法曹部門の意見を踏まえて、最終的に不動産鑑定士にもう一回やつていただきて賃料を変えたというところでございます。

○辰巳孝太郎君 時間ですから終わりますけれども、今おっしゃったのは一つ、一部なんですよ、最も効利用の話。しかし、皆さんのがいわゆる鑑定

士にお願いをするときの仕様書みたいなものには、このボーリング調査の結果に基づき鑑定評価することと、これお願いしているわけですよ。一方で、皆さんが聞き取りをしたときにはこれ、こんなのが軟弱地盤じゃないと言いながら、なぜここでお願いをしたのかということを私は聞いています。

最後にですけれども、これ、本省とも相談したことと改ざん前の文書を改ざん前に出ております。法律相談です。これ、ありますから、ありますよね。これ出していただきたいんです。最後、出し合っていただくかどうかだけ。

○政府参考人(太田充君) 今の委員の御質問の、法律相談にある、要するに本省との相談の、法律相談、どこだかに出た法律相談メモというものを探しという御指示でよろしいでしょうか。

○辰巳孝太郎君 済みません、最後にします。

改ざん前の文書には、対応方針定めるに当たり当局及び本省で相談、法律相談を行えとありますから、本省でも法律相談しているんじゃないかと思うんです。是非お願いします。

○政府参考人(太田充君) 本省にそういう部門は基本的にないでと思いますが、委員の御下問ですから、調べるのは調べてお答えを申し上げます。

○辰巳孝太郎君 終わります。ありがとうございました。

○大門実紀史君 大門でございます。

私は、今日、税法について質問と思つてました。でも、ちょっとと少しだけ、今の議論を聞いていて森友問題触れさせてもらいたいと思います。

○辰巳孝太郎君 残つてきましたといいますか、いろいろ調べましよう。されども、辰巳議員というのはもううちのホーブでございまして、超優秀な議員でございます。その辰巳議員がこの一年ごみのことばつかり調べているんですね。ごみの質問ばかりしているん

ですね。なぜかといふと、この問題の疑惑の一一番の中心がこの土地の値引きだからなんですね。自民党議員の皆さんの話をこの前しましたけど、大体自民党議員の皆さんのロジックというのは、この土地取引、値引きは何のやまいどころはないんだ、正直なんだ、だからいろんなことがあつたって影響はないんだ、そんたくもないんだと。つまり、この土地の値引きが正当だから、あとはもう何だっていいんだ、どうだつて関係ないやという論理なんですね。

ところが、この間、大阪地検に業者が証言する、あるいは音声テープ、そして改ざん前の文書を見ると非常に微妙なことが書いてあるということで、今も辰巳議員からあつたとおり、この土地取引の値引きそのものに、本当に今おかしいんじゃないかという、非常に客観的なものも含めて突き付けられているということになりますので、逆に言うと、本当に何のやましいところもないと、本当にきちっとした取引だったというならば、辰巳議員が要求した資料を速やかに、早く出していただきたいなというふうに思います。

あと、亡くなられた近財の、近畿財務局のAさん、名前を知つておりますが、Aさんは、私、あした取り上げをさせてもらおうと思ってるんですけど、例の損保代理店の、地域の頑張っている中小の損保代理店の皆さんが大手の損保にいろんなことがあっていろいろ困った目に遭つたときに、近畿財務局でのときAさんは金融課におられたことがあつたんですけど、一生懸命、親切にその地域の損保代理店の方々の相談に乗つていただいた方で、関係者の方が大変悲しんでおられると、そういう眞面目な方だったわけであります。

そういう点でいきますと、そのAさんが常識では考えられないことがあつたというようなメモを残されているということは、相当この森友問題に関わられて心労があつたんではないかと、精神的なことが、追いつめられたんではないかと思います。

そういう点で、これから将来の財務省、財務局、もちろん今働いておられる財務局、財務省全員のためにもそうですし、将来、これから働く職員の方のためにも、もういろんなそんたくとかいろんな配慮とかじやなくて、きっちりきちんと制度を明らかにしてもらいたいなど、そのためにも本当に更に太田理財局長の誠実な対応を求めておきますけれど、一つだけ、これは質問でありますけれども、第五条に、政府は、議院内閣制の下、政治主導を強化し、国家公務員が内閣、内閣総理大臣及び各大臣を補佐する役割を適切に果たすと。そのために次に掲げる措置を講ずるものとする。いうことでございまして、その三項にこういうことが書かれています。

政府は、政官関係の透明化を含め、政策の立案、決定及び実施の各段階における国家公務員としての責任の所在をより明確なものとし、国民の的確な理解と批判の下にある公正で民主的な行政の推進に資するため、次に掲げる措置を講ずるものとしてということで、さらに具体的なことが書かれているんですが、これがポイントなんですか。公務員ですね、職員が国會議員と接触した場合における当該接触に関する記録の作成、保存その他他の管理をし、その情報を適切に公開するためには必要な措置を講ずるものとすること。

つまり、公務員が、財務省の職員なら職員が国會議員と接触した場合はその記録を作成して保存しなさいと、適切に公開するための措置も講じなさいと。この場合における当該接触が個別の事務又は事業の決定又は執行に係るものであるときは、まさに今回の森友学園の認可、国有地の売買なんですか。個別の事務又は事業の決定又是執行に係るものであるときは、当該接触に関する記録の適正な管理及びその情報の公開の徹底特に留意するものとすることと、これが国家公務員制度改革基本法に書かれているわけです。

<p>国会議員との接触については記録を残してき ちつと公開できるようにしなさいと書いてござい ますが、これ、太田理財局長、御存じでしたか。 ○政府参考人(太田充君) 漢みません、一つ一つ の条文は、済みません、私が公務員として至らな いということですが、きちんと覚えているわけで はないませんが、いろんな意味で政と官の関係 について御議論があつてその法律ができるという ことは承知をしておりますので、そういう中で、 今ほど委員がお読みいただいたその条文の一つ一 つは別として、何でそういう条文ができるという 考え方みたいなものは、私なりに三十何年やらせ ていただいて、その過程においてそういうこ とがあつてそういうふうになつてているというのは 理解ができます。</p> <p>○大門実紀史君 それを踏まえてなんですけれど も、この前の書換え、私たちが改ざんだと思って いますが、書換え前、書換え後の、出してもらつ た資料の書換え前、あの資料だと三十二ページな んですが、要するに政治家の名前と安倍昭恵夫人 の名前が出てくる部分でございます、これが全部 削除されていたわけですね。そのところに 鴻池さんの名前も出てきますよね。鴻池さんは、 やっぱりこの籠池みたいな人間といつまでも付き 合つているとどうかと思つて途中からもうはねの けられるわけですね、その点まだ英明だと思ひ ますけれども。関わった議員がほかにも、平沼さ んとか、名前出てくるわけですね。</p> <p>個々に、改ざん前のこの決裁文書に書かれる前 に、その記録が、先ほど申し上げましたけど、実 際に面接したときの記録はあってこれを書かれた というのが当然だと思うんですね。ですから、 この文書に書く基になった面会の記録、先ほどあ りましたけれども、そういうものが残っているは ずだと思うんです、記録の作成、保存というふう になっていますから。</p> <p>その点でいきますと、私、安倍昭恵さんについ ては確かに伝聞のようなどころもあるんですけど、 唯一、唯一打合せの際に、打合せの際に籠池、私</p>	<p>は本当に、西田さんが言われるとおり、もう籠池 さんというのはろくなものじゃないと思つていま すよ、私も、その上で言つてあるんですけれど けでありますので、その打合せの際に、夫人から はいい土地ですから前に進めてくださいとお言葉 をいただいたと、まあ勝手に使つてあるかどうか は別としてね。いずれにせよ、そういうことと、 写真を提示したと。これは、ここにはこう記録あ りますけど、この基になつた、籠池氏とのとき にこういうやり取りでこういうことを言つたと か、これも当然、基の記録はあると思うですよ ね。</p> <p>ここに書かれている政治家、政治家は特に保存 しなきやいけないとなっていますから、これは公 開してもららしからんですけれども。この前の 発言によりますと、大体政治家の皆さんが言つた ことはほとんど実現していませんよね、ちょっとと 紹介したぐらいの、平沼さんのところぐらいで す。そういう点。それと、総理夫人というのは重 いという答弁もありましたから、当然これに書く 前の記録はあると思うんですよね。それは法律に 基づいても出してもらわなきやいけないと思いま すけれど、至急調べて出してほしいんですけど、 どう、いかがでしょうか。</p> <p>○政府参考人(太田充君) お答えを申し上げま す。</p>
<p>まず、こういう、委員がおっしゃったように、 私もちゃんと分かつて大変恐縮でした が、そういう法律があつてといふことはよく分か りました。その上で、こういうことについて、面 接の記録を残しているはずだと、あるいは残して いなきやいけないはずだという御下問でした。 ○大門実紀史君 毎日朝方まで仕事されているの も知つておりますので無理を言うつもりではない んですけど、非常に重要なところであります ので、ほかの課の応援も得て速やかに出してほし いと思います。</p> <p>もう一つは、手控えとかいろいろどころから出</p>	<p>ぜかといえば、まさにこの決裁の経緯のところに 大事なことを集約をして書くということにおいて そうだということがこれまでの基本的なルールだ と思います。</p> <p>その上で、ただ、今委員おっしゃつたことは他 の委員会でも御指摘をいただいて、それは、 我々も要するにこういう書換えといふことが起き てしまつていて以上、その書換えといふものがど こからそれが探し出せたかといえば、個人的に手 控えと持つていたもの、それが紙であつたりある いはパソコンの中に個人データであつたりという ことだったことは事実でござりますので、そういう うちで、およそこれまで申し上げてきたような ルールに従えばないはずのものはないと言い切 て、それが絶対だと、こういう状況を生じている 中でそれが絶対だと断言することはできないだろ うと、既にそういうことが生じておりますの で、そういう意味で、それは調べなければいけな いという強い意志を持つていてるというふうに申し 上げております。</p> <p>ただ、今、この十四の文書及びそれが、今日の 質疑でもありましたけど、何の目的で誰がどう やってとこうすることをまず調べよ、これはこちらが 悪いので言えた義理では全くないんですけど、十四 の文書についても、その後、一枚、一枚とやや追 加的に発見して、あるいは追加的なところを発見 してといふことが生じてますので、まず この書換え及びそれが何の目的でといふのをきち んとやらせていたんだと、その上で、もちろん ゆっくりやるなんというつもりもありませんの で、そういう調べもやらないといけないといふ うに思つていてといふことは申し上げさせていた だきたいというふうに思つております。</p> <p>○大門実紀史君 每日朝方まで仕事されているの も知つておりますので無理を言うつもりではない んですけど、非常に重要なところであります ので、ほかの課の応援も得て速やかに出してほし いと思います。</p> <p>まず、今回の税制の、ちょっと背景いろいろあ るんですけど、一つの背景として、アメリカの トランプ政権による、本当に特異な政権でありま</p>
<p>てくるという意味なんですが、そもそもなぜこ の改ざん前のこういう記述が何のために書かれた のかと。</p> <p>そのAさんの話ではありませんけれど、近畿財 務局の方々というのは本当にそんな政治判断をす るとか何かじやなくって、地道に、特に国有財産 の方々というのは地道に本当に作業されている、 仕事をしてきた人、そういう人々、そういうポジ ションでありますし、そういう方ばかりだと思います んですね。そういう方々が、ここはちょっと推測 も入るかも分かりませんけれど、今までない処 理をしたと、いかがなものかという気持ちとか、 あるいは後々、近畿財務局としては、近畿財務局 だけでこういうことをやつたのではないとか、あ るいは個々にはこういうふうなことが実は背景と してあつたんだと、その関係は述べられないけれ どもどういうような、何といいますかね、近畿財務 局の最後のブライドといいますか、思いを込めて こういう文書を残したのではないかなどといふう に、私も近畿財務局には何回か行っていますけれ ど、思うわけですね。</p> <p>そういう点でいきますと、それを削らせた本省 があつて、だつたらもし削られて後々何かあつた ら全部近畿財務局の責任にされるんじゃないかと いうようなこととか、いろんな思いが人間ですか らありますから、人一人死んでいるわけですか ら、そういう点でいきますと、手控えも含めてど なたかがそういう資料を持っておられるというこ ともあり得るわけですね、ここまで来ると。そ ういう点も含めて、冒頭申し上げましたけれど、本 当に本気で、後々の歴史に禍根を残さないために きちっとした結果を出すためにも、どこに も遺慮することなく調査をきちっとやつてほしい ということだけ今日のところはまた申し上げてお きますので、よろしくお願ひしたいと思います。</p> <p>それでは、税制、税法の質問に入ります。</p>	

して、自國さえ良ければいいというような、ちょっと何だというような政権なんですかけれども、とにかくそのトランプ政権が実効税率二一%に企業減税持っていくというようなことが一つ背景にあるんだろうというふうに思つてゐるところでございます。

ところが、このトランプさんの法人税減税の話については大変各國に影響を与えておりまして、日本にも影響を与えたわけですねけれども、特にアジアの国々に対し大きな困った影響を与えております。新聞報道でもされておりますけれども、シンガポールにある企業は、これからアメリカに拠点を移すと、シンガポールという国は企業誘致でもつてある国ですから、こんなことやられるなどどんどん外に出ちゃうわけですよ。そういうことで、新聞報道によりますと、シンガポールがこのトランプ減税の影響を受け岐路に立たされていると。あるいはマレーシアも、二一%より高い二四%ですよね。インドネシアは二五%ですよね。こういう国々がアメリカのトランプ減税に引っ張られて、法人税を下げなきゃというふうなことで、困った方向に行つてゐる。といいますのは、アジア諸国というのは日本だけではありませんで急速な高齢化が進んでおりまして、そのため社会保障等々の財源が必要になつてきております。シンガポールは消費税の引上げをやつたりしているわけですね。タイとかインドネシアでも、高齢化の財源をつくるためにたばこ税を引き上げるというようなことをやつてきて、必死になつて国民増税をお願いしてやつてきているところに、このトランプ減税で法人税を下げなきゃとなるとまた国の税収が減るということで、发展途上国といいますか、アジアの国々なんかは、このトランプ減税で大変悪い影響といいますかね、困った影響を与えております。

こういふほかの国を困らせるような、私どもでもない減税だと思いますけれども、特にアジ

アの国々に対してこういう影響を与えてゐること本としてどう考えるかあると思うんですが、麻生大臣のお考えをお聞きしたいというふうに思ひます。

○國務大臣(麻生太郎君) これは、大門先生、他

国の税制政策についてこちらの方からコメントをするというのはちょっと差し控えないかなところで、少くとも、今言われましたように、この種の話は、アメリカにとりまして、今度アメリカの立場に立てば、アメリカの貿易収支は大赤字、その半分以上がアジア。日本を入れますと、もう日本が約九%ぐらい。ドイツ、メキシコを足して、九%、九%ぐらいと、日本とメキシコ、ドイツの対米貿易黒字がほぼ九%で並んでいると思いますが、その他が大体ほとんどアメリカに対しでは、中国を筆頭に、中国は四十何%ぐらい行つて、もう五〇%ぐらい行つて、いると思いますが、そういったものを含めまして、対米貿易黒字というものは多いといふのは事実としてあるんですけど、そういうものを含めまして、今この種の話の影響がどう出てくるかと言われば、これは多分全体的な影響としては、法人税の引下げ競争というのを誘発する可能性が高いと、いうことなんだと思います。

○大門実紀史君 ありがとうございます。  
こういう中で、韓国は企業増税に踏み出しております。これ、韓国の経営者団体が反対する中ですけど、企業増税に踏み出して、サムスン電機とか現代自動車なんかは数百億円規模の増税になるというようなことになつております。ただ増税すればいい、いいと言つてゐるわけじゃないんですけれど、どんどん際限のない引下げ競争をやつてみると大変なことになるのではないかという点で、それが、これが世界的な本当にコンセンサスになつていくと思ひますので、そういう役割を果たしていただきたいということを引き続き求めておきます。

この委員会で私も何回か評価も含めて触れさせてもらいましたけど、二〇一二年のときに財務官のOECD租税委員会委員長だった浅川さんが大変頑張られたことも承知しております。ただ、あとのとき浅川さんが日経新聞インタビューでこんなことをおっしゃつてゐるんですね。課税権は国家主権の最たるものと述べつつ、行き過ぎたやつぱり法人税率の引下げが各国の経済にとって無害ではないという意識は共通してゐるということで、総理も本会議でおっしゃつてしまつたけれども、課税権というのはそれぞれの国の課税の判断だ

話をしていかぬといふので、前に税源浸食と移動という、BEPSというプログラムを五年前に日本が提案して、おかげさまで成功しております。ただ思いますけれども、少くとも、今言われましたように、この種の話は、アメリカにとりまして、いわゆる税源が浸食される、いわゆるBEPなどとは違つた別の意味で税源が浸食されることがありますので、その意味では、これは大きな関心を持つて共同で対応せないかぬところだうと思っております。

○大門実紀史君 ありがとうございます。  
そういう点で、日本も、日本だけが言い出しています。これ、韓国の経営者団体が反対する中で、韓国がみんな引下げ競争いかがなものかと考えて、そういう点で、堂々と、特にトランプ政権というのはちょっととともにじやありませんか。もうやつぱりきちっとおかしいと言ふことがあります。

もう一つは、今回、法人税改正の中身なんですけれども、目玉は二つかなと思うんですけど、賃上げ、投資を促進するための税制と、情報連携投

資を促進するための税制、この二つの税制だと思ふんですけど、この概要と減税額ですね、大企業分と中小企業分の内訳を分かりやすく簡潔に述べていただけますか。

○政府参考人(星野次彦君) お答え申し上げます。  
御指摘の賃上げ税制と情報連携投資促進税制でござります。  
まず、賃上げ税制でございますけれども、中身いたしましては、賃金の引上げにつきまして、

平成二十四年度に比べて一定以上の増加をという要件に代えまして、前年度に比べて賃金を3%以上引き上げるという要件に変える、それから、生産性の維持向上のために一定以上の国内設備投資を行うことを要件に税額控除が受けられるという制度にしたわけでございます。中小企業につきましては、所得拡大促進税制の見直しをおきましては、前年度から一・五%以上の賃金引上げで足りることとし、設備投資要件は設けないということで、大企業と比べて一定の配慮を行っているところでございます。

大企業向けの賃金引上げ及び投資の促進に係る税制の減収額につきましては、千六百十億円程度を見込んでおります。所得拡大促進税制の廃止、見直しに伴います増収額が一方で立っておりますこと、これが千七百四十億円程度でございまして、ネットで百三十億円程度の増収ということでございます。

中小企業向けの所得拡大促進税制の減収額につきましては、約二千億円程度の減収を見込んでおりますけれども、これも一部要件の見直しによる増収とネットアウトをいたしますと、ほぼ三十年度改正による改正増減収はゼロに近いというふうに見込んでおります。

なお、所得拡大促進税制につきましては、二十九年度改正におきまして中小企業向けの適用要件等の緩和を進めてきた結果、その減収額や適用額、これが大企業分に比べまして中小企業分がかなり拡大してきているところでございまして、三十年度改正におきましては、それをベースに税収中立の方針の下で中小企業向けの要件等を見直しているところでございます。

次に、情報連携投資等の促進に係る税制でござりますけれども、これは、企業の内外におけるデータを連携すること等によりまして生産性の向上を図るなど、経産省が所管する法律が定める要件を満たすものとして認定された計画に基づく投資につきまして、特別償却又は税額控除を認めるものでございます。減収額につきましては百三十

億円程度と見込んでおりまして、内訳としては、大企業について、ほとんどでございます百三十億円程度、中小企業につきましては数億円の減税でございますけれども、四捨五入するとほぼゼロといたことで見込んでおります。大企業につきましては、先ほど申し上げたとおり、所得拡大促進税制の増収百三十億円と合わせれば、おおむね税収中立となる見込みでございます。

なお、本税制の減収額につきましては、大企業が大半を占める形になつておりますけれども、当該税制はある意味、協業分担関係にござります企業群が企業間で情報連携を行うことによりまして、大企業、中小企業の枠組みを超えて、全体として生産性、効率性の向上をさせることを狙いとするものでございますので、この制度を呼び水として、中小企業にとっても、中小企業向けその他投資減税を活用すること等によって、かなりメソットが得られるものと考えているところでございます。

○大門実紀史君 ありがとうございます。

まず、ちょっとそもそも論なんんですけど、この賃上げ投資促進税制、もう全て大企業向けですね、この千六百十億円に關して言え。もうこの五年間ずっと、麻生大臣の問題意識も私たちも共にありますけれども、この税制を廃止しまして、内部留保がどんどんたまっていくのに全然賃金とか投資に回らないということと、これ何

とかしなきゃとあつたんですけど、何もこういう税制支援をしなくとも、しかもこの税制で賃上げを支援するというのはなかなか効果が難しくて、後追いで御褒美的に、インセンティブになるのかどうかですね、後追い的なものじゃないかというような議論とかあって、そもそも効果はちょっとはつきりしないんですけど、それにしても、四百兆を超える内部留保があるのにもかかわらずわざわざこうやって税制の支援する必要があるのかといふな素朴な疑問があるんですねけれど、麻生大臣、いかがお考えですか。

○国務大臣(麻生太郎君) これは度々大門先生とのいろんな場面で話をさせていたいたいたことがあります。

んですが、まず最初に、今回の法人税率の引下げに関しましては、これは単なる減税というわけではなくて、今局長というか星野の方から御説明申し上げましたけれども、課税ベースの拡大によつて財源というものをしっかりと確保しながら法人実効税率を二〇%というラインまで引き下げるという点が一点。それから、法人課税というのをより広く負担を分かち合うという構造へと改革するということもありますので、企業の収益力拡大に向けた前向きな投資方向にこれを促していくものになるのではないかと、基本的にそう思つております。

他方で、今おっしゃいましたように、四百兆と。これは、現預金は二百一十八兆ぐらい行つているかな。だから五五%ぐらいにこれ現預金は行つておるわけですから、そういう意味では、手元資金が増えてるという状況なんですが、経済界のマインドというものを、これなかなか、変わらわにやいかぬというところなんだと思うんですが。

少しずつ見えてきているのは、そこに自動車総連の方いらっしゃいますけれども、自動車総連は、これは今年たしかトヨタは改正率、賃上げ額になつて、明らかに企業側の意識が少しは変わつてきている、少しはですよ、少しは変わつてきているんじゃないかななどという感じがしないであります。これ、ただど経営者によつて対応が違いますので、全体としてそういう流れになつてきているかどうかというのはいま一つよく分かりませんが。

増収、減収、つまりあれですね、千六百十と百三十足して千七百四十が減税だけど、下の千七百四十分は制度が終わるんで増税になるんで、増税と減税が中立になるというような、これちょっとトリックだと思うんですね。つまり、今まで所得拡大促進税制で減税をしてきて、違う形で更に減税をするということなんですね。だから、それは一遍入ったかどうかとか勝手に計算すればそういうふうなこともあるかも分かりませんが、これは大企業向けの減税の継続というふうに見るの普通じゃないかと思いますので、その点も含め少しづつ変わりつつあるのが目に見えてきているかなとは思つております。

いすれにしても、今回税制改正において、設備投資とかいろんな形で積極的なものが出てこない投資とかの話じゃありませんけど、国内の設備投資というのが出てこないとなかなか、いわゆる資金、加えて雇用の維持等々、GDP、GNIじやなくてGDPの方が増えてこないということになりますので、そういう意味では取組というのには引き続きやつていかないかぬですけど、やっぱり企業収益というのは過去最高ですから、そういうたときにこそこういったことはやりやすくなるのではないかと思つております。

いすれにしても、生産性を向上させるということには、やっぱり企業は長いこと設備投資を抑えていますから、そういう意味では、今、生産性を上げるための、いろんな意味では、AIとかITとかロボットとかいろんなものが一举に出でてきてますので、そういうものに対する設備投資によって生産性が上がり、もつてそれによって賃金ととなるでしょうし、労働分配率の向上にもつながつていいだろうというように考えてますので、いろんなことを考えて、これ一発やれば必ずこうなるというようなものではないというのは一つ御理解をいただければと思つております。

○大門実紀史君 一言、あとは次回にいたしますが。

増収、減収、つまりあれですね、千六百十と百三十足して千七百四十が減税だけど、下の千七百四十分は制度が終わるんで増税になるんで、増税と減税が中立になるというような、これちょっとトリックだと思うんですね。つまり、今まで所得拡大促進税制で減税をしてきて、違う形で更に減税をするということなんですね。だから、それは一遍入ったかどうかとか勝手に計算すればそういうふうなこともあるかも分かりませんが、これは大企業向けの減税の継続というふうに見るのが普通じゃないかと思いますので、その点も含め少しづつ変わりつつあるのが目に見えてきているかなとは思つております。

いすれにしても、今回税制改正において、設備投資とかの話じゃありませんけど、国内の設備投資というのが出てこないとなかなか、いわゆる資金、加えて雇用の維持等々、GDP、GNIじやなくてGDPの方が増えてこないということになりますので、そういう意味では取組というのには引き続きやつていかないかぬですけど、やっぱり企業収益というのは過去最高ですから、そういうたときにこそこういったことはやりやすくなるのではないかと思つております。

いすれにしても、生産性を向上させるということには、やっぱり企業は長いこと設備投資を抑えていますから、そういう意味では、今、生産性を上げるための、いろんな意味では、AIとかITとかロボットとかいろんなものが一举に出でてきてますので、そういうものに対する設備投資によって生産性が上がり、もつてそれによって賃金ととなるでしょうし、労働分配率の向上にもつながつていいだろうというように考えてますので、いろんなことを考えて、これ一発やれば必ずこうなるというようなものではないというのは一つ御理解をいただければと思つております。

○大門実紀史君 一言、あとは次回にいたしますが。



めでおります。これによりまして、申告のなかつた方も含め必要性の高いものについては重点的に税務調査を実施するとともに、仮想通貨に係る取引実態の研究を行つてゐるところでございます。

今後とも適正、公平な課税の実現に向かへまし

て、仮想通貨に係る取引情報をどのように収集していくかについて、仮想通貨の取引実態や課税率の必要性を検討しながら、制度当局、主税局ともよく相談しながら検討していきたいと考えております。

○藤巻健史君

雑所得がどのくらいかというのには切り分けられないという星野局長のお話だったんですけど、少なくとも申告所得税がどのくらい増えるかというのは非常に注目できますね。これから数字を見て、この仮想通貨から考えられる税収と申告所得税の伸びが一致していかつたらば、それは課税当局が税をきちんと捕捉できていないということになるかと思うんです。別にこれは国税庁を非難しているわけじゃなくて、そういうような税制の仕組みはおかしいんじゃないかということなんですね。要するに、脱税されている方もいるかもしれないし、きちんとした正直者がいる。それが、きちんと皆が、正直者が損をするような税制はまずいということで、確かに予想どおりの税収が上がるなら、それは皆さん同じように公平な税制だろうと。だけれども、脱税を許すような、正直者がばかを見るような税制は、簡素、公平、中立という基本原則に反しちゃうわけですよ。要するに、公平でなくちゃいけない。ということであるならば、やはりもし、今年の結果を見なくちゃいけませんけれども、きちんとしたものが出で税収が上がつていないのであるならば、やはり税制自身を変えるべきだろうと私は思つております。

次に、ちょっと確認をしたいんですけども、国税局若しくは主税局にお聞きしたいんですけども、仮想通貨を物と考えれば、これ譲渡所得といふ考えも考え方されたわけすけれども、結局、原則雑所得となつたのは、改正資金決済法でこれ

は仮想通貨を支払手段と位置付けたせいだというふうに理解しておりますが、それでよろしいんですか。

○政府参考人(藤井健志君) お答え申し上げま

す。

結論は委員御指摘のとおりでございます。所得にこれが清算して課税する趣旨と解されておりまして、法令上は資産の譲渡による所得と、こういうことでございます。

ビットコインなどの仮想通貨につきましては、御指摘の資金決済法上、代価の弁済のために不特定の者に対して使用することができる財産的価値と規定されており、消費税法上も支払手段に類するものとして位置付けられておりますので、外国通貨と同様に、その売却又は使用により生ずる利益は、資産の値上がりによる譲渡所得とは性質を異にするものであるというふうに考えられるところでございます。

そういうふうに考えられるところでございます。それで、資金決済法の改正によって位置付けがなされたことも考慮の上、仮想通貨の売却又は使用により生じた利益は譲渡所得には該当せず、との所

得にも屬さないということで雑所得に該当するというふうに解していところでございます。

○藤巻健史君

今のお話をお聞いてると、黒田日銀総裁とか麻生大臣がよく仮想通貨じゃなくて仮想資産だとおっしゃつてますけど、そうすると、将来的には譲渡所得になつてもおかしくないのかなという気がしないでもないんですが、それ

は別としまして。

国内FX取引というのはこれ同じく雑所得ですけれども、雑所得でありながら特措法によつて、租税特別措置法によつて申告分離二〇%が採用されているわけすけれども、同じ雑所得であつて、もとのところは雑所得である総合課税なんですか

れども、FXと同じように将来的に申告分離になります。

○政府参考人(星野次彦君)

お答え申し上げま

す。

一定のFXを含む先物取引による所得につきましては、御指摘のとおり、先物取引が価格変動リスクの回避、公正かつ透明な価格指標の提供等、重要な役割を担つてることを踏まえて、幅広い投資家の市場参加を促すことが重要であるとの観点から分離課税が適用されているところでございます。仮想通貨は、これと同列に論ずることはなかなか難しいのではないかと考えているところでございます。

既に経産省では

は、國の監督の下で仮想通貨の取引が行われているというふうにおっしゃつて

いますから、先ほどのFX取引の国内取引、そして国外取引、海外取引での差を考えますと、国

の監督に入るもつときちんとしたルールが

できれば、当然のことながら申告分離といふうにす

るのが妥当かと思うんですが、いかがでしょ

うか。

○藤巻健史君

今の星野局長のお話によりますと、要は市場を育てたいかどうかという話だったと思うんですけど、その観点からすると、私が先ほども言いましたように、ブロックチェーンを育てるためには仮想通貨育てなくちゃいけないという意味で、市場を育てるというのは極めて重要な話かなというふうに私は思います。

もう一つ、違う観点からすると、国内FX取引は分離課税すれども、海外FX取引というのは総合課税ですよね。ただし、海外FX取引であつても金融庁の認可を受けられ、許可を受ければ申告分離課税になると、こういう話になつていいかと思うんです。ということは、商品先物取引法とか、それから金融商品取引法などの国の規制を受けていれば、言い換れば、国の監督下に入れば特措法によつて申告分離の適用の可能性があると、これが私は税の公平性だと思うんですね。要するに、FX取引は二〇%だつたならば、当然のことながら仮想通貨の取引も二〇%にして

はないかというふうに思うんですね。

特に、前回の財政金融委員会で私がお呼びした

経産省の木村参考人、マネーロンダリングや消費

者保護に関する議論もあるものと承知してござい

ます。我が国におきましては、資金決済法の改正

によりまして、取扱業者が登録制とされます

けれども、この取扱いは日本円と外貨を交換した場

どにおきまして、資産の値上がりによりその資産の所有者に帰属する増加益を所得として、その資産が所有者の支配を離れて他に移転するのを機会にこれを清算して課税する趣旨と解されておりまして、法令上は資産の譲渡による所得と、こういうことでございます。

ビットコインなどの仮想通貨につきましては、御指摘の資金決済法上、代価の弁済のために不特定の者に対して使用することができる財産的価値と規定されており、消費税法上も支払手段に類するものとして位置付けられておりますので、外国通貨と同様に、その売却又は使用により生ずる利益は、資産の値上がりによる譲渡所得とは性質を異にするものであるというふうに考えられるところでございます。

そういうふうに考えられるところでございます。それで、資金決済法の改正によって位置付けがなされたことも考慮の上、仮想通貨の売却又は使用により生じた利益は譲渡所得には該当せず、との所

得にも屬さないということで雑所得に該当すると

いうふうに解していところでございます。

○藤巻健史君

今のお話によりますと、海外のFX取引の関連でございますけれども、一定のFXを含む先物取引による所得につきましては二〇%の分離課税が適用されているところでございますけれども、近年、金融商品取引業の登録をすることなく投資家を勧誘するケースが多発し、投資家とのトラブルが生じていたことを踏まえまして、平成二十八年度改正において、投資家保護規制が講じられていない無登録業者を相手方として行う取引については分離課税の特例から除外したことなどがござります。

このように、分離課税の特例を設けるに当たつて、投資家保護規制が十分に講じられていること

が重要であるということはそのとおりであると考

えておりますけれども、必ずしもそれだけで十分

というわけでもなく、そもそもその取引をやはり

国として強く支援、保護する政策的要請が存在す

ることが前提であると考えております。

先ほど申し上げましたとおり、一定のFXを含

む先物取引による所得につきましては分離課税が

設けられておりまして、こういった国による保護

の必要性のその判断に鑑みますと、仮想通貨をこれと同列に現時点で論ずることはなかなか難しいのではないかと考えているところでございます。

○藤巻健史君 今お聞きしていますと、申告分離課税にするための必要条件としては強く政策的支援が必要かどうかということが重要だということは今分かりましたけれども、これはまた今後とも議論いたしますけれども、ブロックチェーンといふのは極めて重要な技術、日本の将来を背負うような技術だと思うんですね。そうしたならば、やっぱり表裏の関係にある仮想通貨を、これを政策支援するというのは国のあるべき姿であって、まさに、そうしないとせっかく世界のトップに走つてゐる日本のブロックチェーン技術を殺してしまうことになると思うんですね。最初に申し上げましたけど、税制で日本の将来を殺しては絶対いけないと思うんですね。その点において、仮想通貨というものをやはり政策的に支援する、要するに、ブロックチェーンを政策的に支援するということを是非考えることを強く政府に申し上げたいと思います。

もう一つお聞きしておきますけれども、コインチエック社は、もう金融庁がなかなか入つておりますのでデータかなりあると思うんですけれども、十二月の月間取引量が幾らで、事件の起きる前の口座数が幾らあつたのかということをお聞きしたいと思います。また、それと対比する意味で、SBIグループ、これFX取引でも、またネット株式の取引でも業界一位かかなりの方にいると思うんですけれども、彼らの口座数と取引額をお教えいただければと思います。

○政府参考人(遠藤俊英君) お答え申し上げます。

コインチエック社は、この取引額を定期的に公表しているわけではありません。ただ、三月八日の記者会見の中で、二〇一七年十二月の月間取引高について説明しております、それは約三兆八千五百三十七億円であるということをございました。

いわゆる事件の起きる前の口座数については、

今申しましたように公表等しておりません。ただ、この記者会見の質問の中で、事件後、三月八日の事件後の口座数は約百七十万口座であるといふように説明しております。

それから、SBIグループでございますけれども、このSBIグループに関する、一ヶ月間の取扱高等については公表しておりません。SBIグループは、決算説明書等において、クオーターベース、三か月ベースで数字等は説明しております。その数字によりますと、SBI証券に関して、二〇一七年十月から十二月の三か月間ににおける国内株式委託売買代金は約三十一兆六千九百二十四億円、二〇一七年十二月末における口座数約四百十萬口座、それから、二〇一七年十月から二月の三か月間ににおけるFX売買代金が約四十八兆九千八百七十四億円、グループ他社を含めた二口座というところでございます。

○藤巻健史君 これをお聞きしていますと、かなり、二分の一、三分の一ぐらいに今、これ仮想通貨の取引額といい、口座数といい、なつていて

思うんですけどね。かなりの大きい存在に仮想通貨の取引がなつていて、認識をしておいていた

だきたい。もうニッヂではないんだということは十分御理解いただければと思います。

それから、もう一つお聞きしますが、FX取引のレバレッジというのは今何倍まで許されている

んでしようか。

○政府参考人(池田唯一君) お答え申し上げます。

個人向けの外国為替証拠金取引、いわゆるFX取引のレバレッジは現在二十五倍が上限となつて

いるところをございます。

○藤巻健史君 二十五倍ですね。

そうすると、要するに、仮想通貨の取引で確かにボラティリティーが大きいという話よく出ます

けれど、これは、二十五倍までFX取引でレバ

レッジが許されているということは、一%の動き

で二五%動くということですよね。十分レバレッジを利かせればFX取引もボラティリティーが高いわけで、仮想通貨がボラティリティーが高いからどうのこうのという議論にはならないんではないかということは念を押しておきたいと思いま

す。それから、SBIグループでございますけれども、このSBIグループに関する、一ヶ月間の取扱高等については公表しておりません。SBIグループは、決算説明書等において、クオーター

ベース、三か月ベースで数字等は説明して

おります。その数字によりますと、SBI証券に関し

て、二〇一七年十月から十二月の三か月間におけ

る国内株式委託売買代金は約三十一兆六千九百二十四億円、二〇一七年十二月末における口座数約四百十萬口座、それから、二〇一七年十月から二月の三か月間ににおけるFX売買代金が約四十八兆九千八百七十四億円、グループ他社を含めた二口座というところでございます。

○藤巻健史君 これをお聞きしていますと、かな

り、二分の一、三分の一ぐらいに今、これ仮想通

貨の取引額といい、口座数といい、なつていて

思うんですけどね。かなりの大きい存在に仮想通貨

の取引がなつていて、認識をしておいていた

だきたい。もうニッヂではないんだということは

十分御理解いただければと思います。

それから、もう一つお聞きしますが、FX取引

のレバレッジというのは今何倍まで許されている

んでしようか。

○政府参考人(池田唯一君) お答え申し上げま

す。

仮想通貨同士を交換する場合につきましては、

元々保有していた仮想通貨の取得価額を新たに保

有することとなる仮想通貨の時価が上回れば、経

済的利益が実現していると考えられることから、

これを所得として課税するということが原則かと

考えております。例えば、為替取引におきまし

て、そして仮想通貨同士の交換には非課税にする

というようなこと、そして交換手段として使つた

仮想通貨に関してはある程度までは非課税にする

といふようなことを、当面の間は考えていかなく

ちゃいけないんじゃないかなと思います。

あした、また明日以降またお聞きしますけれど

も、もうちょっと長い間で考えるならば、やはり

所得税というのはなかなか、インターネット社会

とか、こういう技術分野において、かなり微収

るのが難しいんです。担当税務当局も捕捉するのが難しくなつていくと思うんですね。最終的には私はやはり、例えば土地の売買、何だ、登記税登記料とか、取引税みたいに、買ったときに、法定通貨から仮想通貨に換えたときに何%とか、不動産だつたら三%、四%ですけど、一%か二%か知りませんけれども、そういう課税しか無理でないかなと私は思います。

何か、大臣がおっしゃりたいようで……

○委員長(長谷川岳君) もう時間が来ておりますので、じゃ、簡潔にお願いします。

○国務大臣(麻生太郎君) この話は、もう御存じのように、バーチャルカレンシーという言葉を直訳しているから話が何となくなつていてしまう、御存じのように。これはクリプトカレンシーとも言うんですからね、通称は。クリプトって、御存じのように、秘密という意味ですから。そういうふうなものの話なんであつて、内容なんか分かつておらぬわけですよ、みんな、何が何だか。ほとんどの人が分かつていないと思いますね、私、この話をしておられる方々も。

私どもは、そういった意味では、これはもうちょっと、ハッシュ関数なんて言葉が使われているということを知っている人はほとんどいませんよ。ハッシュ関数って言われて、ほとんど、えつ、何のことと言うんですけれども、それがいわゆるブロックチェーンの元の元ですから。そのハッシュ関数の話してこの話をしなくちゃならないんですけども。

そういう意味では、我々としては、このブロックチェーンといふものは将来の日本のいわゆる一つのノウハウとして育て得る可能性があるものだとは思つております。したがつて、中国やら韓国みたいに、ぱしゃっと開めちゃつて、なしなんだことを、そういったことをしているつもりもありませんから、多分日本が今一番この部分じや進んでおりますよ。

しかし、それによって私どもの、同時に、金融業やら消費者局やら抱えてます我々としてみれ

ば、これは、これによつて被害者が出てくるといふのは断固避けにやいかぬところですから、そういう意味では、今おっしゃるようにな分離課税にした方が間違いなく税金は捕捉しやすいですよ、総合課税よりは。しかし、それをするために、何かもうちょっとオープンにしてもらつて、実態を全部明らかにしてもらわなきやできませんよ、どうが、そんな話、幾ら言つたつて。だから、そういう話をきちんとしないと、今言つたお話は、単なる議論をあつとしているだけであつて、前に全然進まぬというのが現実なんだと思つていますので、ただ、はつきりしておりますのは、私どもはこのプロジェクトエンジニアリングというものは育て得る大きな技術になり得るものだとは思つております。

○藤巻健史君 終わります。

○風間直樹君 今日もよろしくお願いします。

最初に、公文書の改ざん問題について質疑をして、その後、議題の法案についてお尋ねをいたします。

まず、今日は人事院からお尋ねをします。

この改ざん問題ですが、ニュース等を見ていてますと、こういう問題が起きたときに、第三者による委員会みたいなものをつくって、そこに徹底調査をさせるという声が必ず紹介されるんですけども、それは非常に的を外した議論だと思つてします。

一昨日も申し上げましたように、我が国の法制度上、行政を行政監視の立場からきちっとチェックをする、そのための法律が整備をされております。その法律に基づいて関係組織が設置をされています。その一つが人事院であり、会計検査院であり、また総務省の行政評価局であり、そして最たるもののが国会と、こういうことです。

人事院ですが、内部統制機関ということですけれども、今言いましたように、行政に対しても人事院の場合は人事の観点からチェックを行うべきであります。国家公務員法に言うところの民主的視点から、人事院が今回の問題を起こした政府、財務省

をどうチェックすべきだったのかという問題意識から今日は質問します。

一昨日も議論しましたけれども、人事院によると、この国公法十七条の物すごくパワフルな調査権、これが改ざん問題では使えませんということです。この調査権は歴史上一度も使われたことがないので、私は、そもそもこれは人事院が使い方を知らないから、そして使う意思もないから、この調査権が放置されたままなんじやないかなと考えています。

今回の改ざん問題については、私、国公法の条文をそれぞれもう一回読み直してみましたがけれども、恐らく今から述べる国公法の条文が該当するんだろうと。これからそれらを読み上げますので、その後、人事院の認識を伺いたいと思います。該当されると思われる条文は、国公法の九十八条、九十九条、百一条、百二条、それから九十六条、そして最後に十七条。

まず、国公法の九十八条、「法令及び上司の命令に従う義務並びに争議行為等の禁止」という条文、「職員は、その職務を遂行するについて、命令に従い、且つ、上司の職務上の命令に忠実に従わなければならぬ。」これは今回、改ざん問題が起きたわけですから、公文書改ざんは完全に法令に従っていないことになります。

それから、九十九条、「信用失墜行為の禁止」、「職員は、その官職の信用を傷つけ、又は官職全体の不名誉となるような行為をしてはならない。」大臣おっしゃるには、佐川局長が改ざんを指示したと、現時点ではこういう判断だといふ」とですから、佐川局長のそうした行為が官職の信用を傷つけ、官職、財務省全体の不名誉となる、そういう行為、そういう事態を招いているということです。

それから、百一條、「職務に専念する義務」、「職員は、法律又は命令の定める場合を除いては、その勤務時間及び職務上の注意力のすべてをその職責遂行のために用い、政府がなすべき責を有する職務にのみ従事しなければならない。」。こ

理夫人付きの谷査恵子さんによる昭恵夫人の私的な勉強会、UZUの学校の事務局業務を主催し、同時にフェイスブックに、平日、このUZUの学校に関する投稿を行っていたという問題、この百一条にまさに抵触すると私は考えます。

次に、百二条、「政治的行為の制限」、「職員は、政党又は政治的目的のために」、抜粋して読みますが、「これらの行為に関与し、「人事院規則で定める政治的行為をしてはならない」。昨年随分議論されました。おどとしの参議院選挙の際に、昭恵夫人が自民党の候補者の皆さんへの応援に行かれた、それに夫人付きが随行された、これがこの国公法の観点から厳しく批判されたのは皆様も御記憶のとおりであります。

そして、これら今述べた条文というのが九十六条の「服務の根本基準」という部分に抵触してきます。つまり、「すべて職員は、国民全体の奉仕者として、公共の利益のために勤務し、且つ、職務の遂行に當つては、全力を挙げてこれに専念しなければならない」と。

ちょっと御紹介をしておきますけど、私、この質疑をするに先立つて、そもそも人事院という組織はどういう経緯でできたのかなど、その根拠法である国家公務員法というのはどういう歴史的な経緯があるんだろうと、いうことで資料を探してみたんですけども、興味深い資料を見付けました。

それが、この国公法を事實上作つたと言われる法律家がいまして、外国人ですが、ブレイン・フーパーという方です。この方が昭和二十四年の四月四日、参議院の委員会、当時人事委員会という委員会がこの参議院に設置されていたらしくんですが、そこで国公法の意義と近代公務員制度についてという題で講演をされているんですね。その中でこう言っています。民主主義国家にとって第一の大きな問題は、官吏が国王や皇帝に対しても責任を負うのではなく、一般国民に対して責任を有する官吏制度を打ち立てるという問題ですと。

この国王や皇帝にという部分を総理大臣にとか政府にとか置き換えてみると分かりやすいんですねけれども、今日日本の政治状況は安倍一強と言われるぐらい総理官邸が強いと言われていますけれども、日本にとって第一の大きな問題が、官僚の皆さんのがこの総理に責任を負うことじゃないんだと、国民に責任を負へ、そういう制度を打ち立てることだと、こういう趣旨のことをおっしゃつてゐる。この思いが九十六条なんだろうと思います。

はなつていいないとなるものでござります。  
したがいまして、人事行政に関する人事院の調査権を定めた国家公務員法第十七条第一項の運用に当たりましても、国家行政組織法第十条、すなわち服務の統督権は各府省にあることを明らかにした条文、こういつた、それも含めた関係法令を念頭に置いて、適切に運用をしていくということが求められているんだと思つております。

その場合は、これ私、昨日の晚ふと思つた疑問なんですかけれども、まず一つ目のお尋ね、人事官会議でこの状態、つまり、問題があるねと、疑問符が付くねなどいうことが議論されることがあるのかどうかということ。そして二つ目のお尋ね、七条の調査が行われることもあるのかということ。そして三つ目のお尋ね、それとも、この十一条の事務統括、大臣の職員服務の統督権は神聖にして侵すべからずなのか、人事院から見て、この二点、いかがでしょうか。

り、國公法に基づく、今私が読み上げた各種の条文で、皆さんが持つていらっしゃる権限をきちっと行使して、この内閣、省庁、行政機関を人事院がチェックをするということは多分起きないんでしょう。私はそう感じます。独立性がないから、今の皆さんには、なぜ、じゃ、独立性がないかと、私は人事院の人事の問題に原因があると思いますね。人事院の人事の問題、二つあります。

「これら今読み上げた条文を結合すると、十七条の「人事院の調査」、「人事院又はその指名する者は、人事院の所掌する人事行政に関する事項に関し調査することができる。」といふこの十七条の調査権にどうしてもこれつながつてござるを得ないなどいうのが国民の常識から見て明らかではないかと私は考えます。

そこで人事院にお尋ねをするんですが、昨日少し議論しました国家行政組織法の十条、この十条と今お話しした国公法の十七条、この関連について一度伺いたいんです。国家行政組織法十条はこう書いています。「各省大臣、各委員会の委員長及び各庁の長官は、その機関の事務を統括し、職員の服務について、これを統督する。」と。これが国公法十七条及び国公法全般に優先すると、昨日人事院がそういう趣旨の答弁をされましたが、その法的論理性について教えてください。

されでは、もう一二伺ひたい。例えば大臣の事務統括、これが、今人事院がおつしやるやつで、麻生大臣がやつていると、麻生大臣がだという状況だと、だから権限を行使する段階ではあるよ、一般論として、省庁による失敗した場合、あるいは世論から見て、明らかにこの統督に問題点や疑問点があるとお尋ねします。

ますか、そうすると、  
それから服務の統督、こ  
たように、今財務省が  
一生懸命やつているん  
人事院がこの国公法の  
ないと。じゃ、仮にです  
トップが、大臣がこれ  
人事院から見て、国民  
の事務統括と職員服務  
感じられる場合につい

○政府参考人(中山隆志君) 私ともとしては、現在、財務省において適切に職員の服務の統督権が行使されているというふうに認識をしておりますので、今の三点についての仮定を置いた御質問にはお答えしかねる状況でございます。

○風間直樹君 まあ現在の人事院のその組織の性質というより、皆さん、人事院職員の皆さんの著え、認識、魂というかな、その現状では恐らく無理なんでしょうね、今の答弁以上のことを期待するの。

私はこう思うんです。人事院という組織つて、院という文字が付いていますよね、人事院。この院が付く組織というのは余り多くありません。人事院、会計検査院、衆議院、参議院。現行の組織でほかにありますでしょうかね。(発言する者がある) 國土地理院。それから、歴史的な組織では例えれば枢密院などがありますが、この院と付く組織はどういう性格の組織なのかなということをつづり

つなげるべきことだと感じています。  
先日ちょっと触れましたが、我々国会も、こうした問題に際して、行政を批判し、チェックをする役割を担っていますので、今日は一つ人事院の組織について提案をしたいと思います。  
やはり、今後このような文書改さん問題あるいは森友事件のような問題が起きたときに、人事院がきちっと機能する組織になる、あるいは会計検査院がきちっと機能する組織になる、そのための努力を今日、我々国会はしなければならないと私は考えています。

そこで、これは個人的な私案なんですけれども、人事院の組織を改めて、きちんとこの国公法の各条文、特に十七条の権限を行使できる組織にするために、名前を変えることを提案したい。今まで、私は、大変失礼ですが、人事院という看板外して、例えば霞が関人事給与センターとか、そういう看板に替えた方がふさわしいと思つてます。でも、人事院にはとても優秀な職員の方大勢いらっしゃるんですよ。その皆さんのが能力を生かしていただくために、私は人事院をまず国会に移すことを検討すべきではないかと思つてます。国会に移す目的は、國權の最高機関である国会が行政を恒常に監視する活動に資するためであります。

参議院、例えばですけれども、人事行政監視院という名前で置く。そして、この人事行政監視院は、各行政機関等の長に対し資料の提出及び説明を求め、又は実地に調査することができる、これが二つのポイント。三つ目は、人事行政監視院長は、人格が高潔で、行政の民主的かつ能率的な運営に関し優れた識見を有する者の中から参議院議長が参議院の承認を得て任命する。そして最後に、人事行政監視院は、職員を独自に採用し、専門の知識を有する職員を育成するとともに、定年制の実施を徹底し、関係法人等への職員の再就職を認めない人事制度を確立する、これが非常に大事だと思っています。

今、私どもの党、立憲民主党では、この人事院を含む統治機構、我が国の統治機構、要するに、官僚機構を政府がきちんと統制、コントロールできていない、その原因として法律制度の問題があるという認識に立ちまして、統治機構調査のワーキングチームを設置しました。そこで議論を行っていますけれども、将来的に、今御紹介した構想を含む改革案を公表し、そして政権交代に備えたいと思います。その前に、現在の与党の皆さんがこうした法制度の改善、改革に着手していただくことを期待しているところです。

これは人事院に感想を求めるのも恐らく答弁に苦

行っておりますが、それは実際の地下埋設物の量を確認することを目的とするものではなく、本件

国有地の売却予定価格算定のために大阪航空局が行つた当該費用の算定が適正であつたかについて、大阪航空局が当時利用することが可能であつた既存の資料を用いるなどして行つたものでございます。

一方で、今、国会における行政監視機能の在り方についての御議論でございましたが、国会において御議論いただく事項でありまして、政府としては、各行政機関等の長に対し資料の提出及び説明を求め、又は実地に調査することができる、これが二つのポイント。三つ目は、人事行政監視院長は、人格が高潔で、行政の民主的かつ能率的な運営に関し優れた識見を有する者の中から参議院議長が参議院の承認を得て任命する。そして最後に、人事行政監視院は、職員を独自に採用し、専門の知識を有する職員を育成するとともに、定年制の実施を徹底し、関係法人等への職員の再就職を認めない人事制度を確立する、これが非常に大事だと思っています。

事だと思っています。

今、私どもの党、立憲民主党では、この人事院を含む統治機構、我が国の統治機構、要するに、官僚機構を政府がきちんと統制、コントロールできていない、その原因として法律制度の問題があるという認識に立ちまして、統治機構調査のワーキングチームを設置しました。そこで議論を行つていますけれども、将来的に、今御紹介した構想を含む改革案を公表し、そして政権交代に備えたいと思います。その前に、現在の与党の皆さんがこうした法制度の改善、改革に着手していただくことを期待しているところです。

これは人事院に感想を求めるのも恐らく答弁に苦

ますが、この正確性と有効性の定義をもう一回説明していただけますか。

○説明員(岡村肇君) お答え申し上げます。

まず、正確性の観点でございますが、決算の表示が予算執行等の財務の状況を正確に表現しているかを意味するものでございます。また、有効性の観点でございますが、事務事業の遂行及び予算の執行の結果が所期の目的を達成しているか、また効果を上げているかといった観点でございます。

以上でございます。

○風間直樹君

いや、それは分かるんですよ。そ

ういう調査を行つたというのは、それは分かる。

ただ、私が聞いてるのは、それとどまら

ず、二十五条というのは実地の調査まで皆さんに

権限を与えているんだから、そこまで今回の問題

ではすべきだったんじゃないですかということです。そうしないと、本当のところ、値引き金額の妥当性とか真相に近づけないんじゃないでしょうか。

○風間直樹君

そうすると、この正確性の観点か

ら、今回財務省が、改ざん後の文書ですか、それ

から前の文書も、国交省からかな、両方出され

たわけですね。そうですね。この正確性の観点から検査院は検査を行つたと認識をされているんでしょ

うか。

○説明員(宮川尚博君)

お答え申し上げます。

重ねてのお答えになりますが、会計検査院は、

国会からの御要請に従い、会計検査院法上与えら

れてる権限を使い、検査を実施しているとこ

ろでございます。

今回の当該費用に係る検査は、実際の地下埋設物の量を確認することを目的とするのではなく、

本件国有地の売却予定価格の算定のために大阪航

空局が行つた当該費用の算定が適正であったかに

ついて、大阪航空局が当時利用することが可能で

あつた既存の資料を用いるなどして行つたもので

ある、そういうことでござります。

○風間直樹君

ちょっとよく分からないので、ま

た後日やります。

次、二十六条ですが、「検査院は、検査上の必

要により検査を受けるものに帳簿、書類その他の

資料若しくは報告の提出を求め、又は関係者に質

問し若しくは出頭を求めることができる」。この

観点からいうと、今回財務省が行つた行為は明ら

かにこの条文に違反するという認識でよろしいで

すか。

○説明員(宮川尚博君)

お答え申し上げます。

会計検査院からの求めに對して提出された決議

書が書き換えられているということございまし

て、二十六条の規定に違反するものになり得る

のかなど考えていくところでございます。

○風間直樹君 まあ遠慮があるんですね、財務省に対して。やっぱり、日頃、いろいろ人事交流もされているし、人間関係もおあります。それはさておき、明日また検査院やります。

それで、先ほど人事院に関して提案をしましたように、検査院についても、やはり現状ではその職責を、検査院法上の職責を全うしていただくのに不十分だうと考えております。したがいまして、明日、その点について提案含めてまたやらせていただきたいと思います。

ありがとうございました。

○中山恭子君 希望の党、中山恭子でございます。

〔委員長退席、理事三木亨君着席〕

まず、質問の前に、今日の質疑を伺いながら、国有地の売買について一言申し上げたくなりました。

提出された文書を読んでの個人的な思いでござりますけれども、決裁文書に、確かに通常の決裁文書としては不要なものが書かれたり、手持ち資料と言えるものまで添付してあります。ただし、案件の処理につきましては、政治家からの陳情に対し、法律に基づき適正な時価を算出することが必要であるため価格についてはどうにもなりません。というような説明をしているなど、皆、財務局の者は適正な処理をしようと懸命に努力していた様子が見て取れます。特例的な内容となる状況の中で、財務局としては精いっぱいだったのではないかと、この処理がやっとだつたのかと考えています。そのように考える者がいることを一言付け加えておきたいと思いました。

さて、質問でございますが、まず、国税職員の定員の確保と機構の充実、処遇の改善についてお伺いいたします。

これまでにも話題になつておりますが、国税の申告件数や滞納発生額、相変わらず高水準で推移しております。また、経済取引の国際化が進み、

情報通信技術も大いに進化してまいりました。近年の変化に的確に対応した税務行政を推進していくためには、職員の研修や訓練が必要なのはもちろんでございますが、その前提として、職員の増加、定員確保がなくてはなりません。マンパワーの増加なしでは税務のコンプライアンスの向上を図ることすらできないと考えます。さらに、法人税の実調率、今回も話題になつておりますが、平成二十四年以降3%台まで低下しています。企業は、単純計算でいきますと、三十三年に一回だけ実地調査を受ければよいというようなことになります。定員の増えないことが要因であると先ほど国税庁次長からもお話をありました。このような状況が続きますと、適正、公平な課税と徴収の実現というのを国税グループはスローガンに掲げておりますが、その実現は困難となります。納税者の側から見ましても、不公平感が醸成されることになると思われます。

〔理事三木亨君退席、委員長着席〕

國税職員が国庫収入のために働いているとの自負を持つて適正、公正な税務行政を行うために、

國税職員の増加、マンパワーの増加が必須であると考えますが、大臣、御所見いかがでしょうか。

○副大臣(つゝえの賢一郎君) お答えします。

経済活動の国際化やICT化に伴う調査、微収事務の複雑化などによりまして、税務行政を取り巻く環境は厳しさを増しております。このような状況の下で、適正、公平な課税徴収を引き続き実現していくためには、税務執行体制の強化を図つていくことがとても重要だと考えております。

こうした中、平成三十年度予算におきましては、国税庁の定員はプラス七名の純増、機構では国際税務専門官プラス十四の増設などを行うこととしているところですが、引き続き厳しい財政事情ではありますけれども、業務の効率化を図りながら必要な定員、機構を確保し、税務執行体制の強化を図つてしまいたいと考えています。

また、税務の複雑性、困難性を踏まえますと、今後とも国税職員の給与水準の確保に努め、研修

の充実、これをしっかりと図つていくとともに、必要な宿舎の確保など、処遇の改善にも取り組んでいきたいと考えています。

○中山恭子君 是非、国庫収入を増加させるといふことにつながるわけでござりますので、くれぐれも御配慮いただきたいと思っております。

さて、政策の問題ではなくて言葉の問題で大変恐縮でございますが、麻生大臣は所信表明の中で、人づくり革命と生産性革命を車の両輪として、少子高齢化という最大の長期的課題に立ち向かってまいりますと述べられております。昨年十二月に取りまとめられた新しい経済政策パッケージに基づいたものであるということは承知しております。ただ、人づくりと生産性について、革命という単語が使われていることに違和感を感じております。奇異に感じました。

革命とは、ブリタニカ国際大百科事典では、一般的な意味においては、政治体制が激かつ根底的に変革されること、通常は超法規的に進行し、しばしば武装した大衆あるいは軍隊の一部による実力の行使を伴うと解説されております。したがって、君主あるいは政府首脳を非合法的な実力手段によって交代させるにすぎない政治変動は、統治形態及び社会構造の根底的な変革を伴わない限り、通常は革命の概念には含まれないと解説されております。

産業革命や技術革命といった、ある状態が急速に発展、変動するとの意味で使われているのであろうと推察しておりますが、これらは現に社会を大きく変える変動があつたことを受けて使われた言葉でございます。いずれにしましても、革命は、現状を否定し、世の中をひっくり返す意味があり、暴力、武力による権力奪取であり、日本の文化、伝統を否定、破壊することを意味するものであります。

そういった意味で、人づくりですとか生産性といつた単語に革命が付くということ、何とも言えず、ちょっと変な思いがするんですが、麻生大臣、どのようにお考えでいらっしゃいますか。

○中山恭子君 革命に相当する実績を上げるといふことは大変なことであらうと思っております。現在、パッケージは法令ではありませんけれども、現在の法令で革命との文字がどのように使われているのか少し調べてみました。法律では、貿易保険法の中で六つの条文が、六つの条文で使われ

の充実、これをしっかりと図つていくとともに、必要な宿舎の確保など、処遇の改善にも取り組んでいきたいと考えています。

○國務大臣(麻生太郎君) 基本的に賛成です、おつしやることに賛成。

一七八六年、フランス革命、ダントン、ロベスピエール、極めて悲惨な結果になつたんじゃないですかね。ロシア革命も似たようなものでしょ。そして、最近では、そうですね、十九世紀二十世紀に入つてからペルシャの、ペルシャといふ今のイランですか、イランのあの白色革命しかり。いずれも革命という名の付いたものは多大な血が流れた割には大きな生産が上がらなかつたという歴史の示すとおりだと。私は、革命といふ言葉に関してはそういう違和感を覚えるのは私も同じです。

ております。政令では二つの政令。規則では、これも二つの施行規則で使われております。ただ、この使われ方ですけれども、全て外国における戦争、革命又は内乱による為替取引の途絶といつたような使われ方として、戦争、革命、内乱と必ずセットで使われているものでござります。

法令ではないということで、そんなにこだわらなくてよいということもあるうかと思いますが、私自身はやはり、これがマスクコミ受けを狙つたものなのか、自分たちを奮起させるために使つたものなのか、いずれにしてもちょっと表現が漫画チック、少し幼稚かなと見えますので、やはり所信表明は言葉を丁寧に使っていただきたいと考えております。是非、よろしくお願ひいたします。いかがでしょうか。

ども、言葉は確かに丁寧に使わないと、ただでさえ、その言葉が分かっていても分からぬようなら、どうして話をディストート、ディストートつて、ねじ曲げる方々も世の中には大勢いらっしゃると、いうのはこの仕事長くしていきますとよくよく理解できるところなんで、今言われましたように、まことに考えている方にいたければと思ひますけれど、なかなかそうばかりはいかないのが、一億二千七百万の人口いますといろんな御意見が出るのは当然なんで、そういういた意味もよくよく拝聴しながら、いろんなことを言われる可能性を考えていいろいろやつていくと言葉がすごいほけてきますので、どの程度のバランス取るか常に頭に入れなおかないかぬところだと思います。

次に、内部留保課税についてお伺いいたします。  
昨年十二月の本委員会におきまして、内部留保課税を取り上げました。企業の内部留保は今も増加を続けており、財務省の法人企業統計調査によれば、平成二十八年度には全産業、金融業、保険業を除く全産業で四百六・二兆円に達していると

の」といいます。GDPが二十八年度で五百四十兆円くらいだったと思いますので、そうすると、GDPと比較しても七割、七五%くらいのものが別途ため込まれていて、この状況を考えますと、何とか経済成長のためにこれを使っていく方法がないものかと考えております。麻生大臣が、賃上げをせよ、設備投資を行えと何度もおっしゃられているということはよく承知しておりますが、それにもかかわらず内部留保が増加し続いている、企業は利益を給与、配当、設備投資に回さず内部留保としてため込んでいるのがまだ今の現状でございます。

木原副大臣が、そのときの委員会で、ペナルティーといふ形ではなくて、インセンティブのような形で持つていければなと御答弁がありました。また、麻生大臣は所信表明の中で、デフレ脱却と経済再生に向け、賃上げ、生産性向上のための税制上の措置を講ずることとしておりますとおっしゃられております。平成三十年度税制改正において、こうした考え方方がどのように反映されているのか、また、どのようにその効果を期待されているのか、具体的にお話いただければと思います。

○政府参考人(星野次彦君) 現在、企業収益が好調に推移している中で、企業の内部留保、委員御指摘のとおり四百兆円を超えて手元の資金、現預金が増えている状況でございます。経済界がマインドを変えて、投資拡大や賃金引上げなどに積極的に取り組むことが何よりも重要な局面になつていると考えております。そういう意味では、企業のインセンティブをいかに引き出すかということが極めて重要だと考えております。

こうした状況を見極めつつ、今般、企業の意識や行動を変革していく観点から、三十年度税制改正におきましては、賃金の引上げにつきましては、平成二十四年度に比べて一定以上増加という要件に代えまして、前年度に比べて賃金を三%以上引き上げることと、生産性の維持向上のため減額償却費総額の九〇%以上の国内設備投資を行

ことを要件に、賃金引上げ額の一五%の税額控除が受けられるという制度を盛り込んだところでございます。また、中小企業につきましては、前年度から一・五%以上の賃金引上げで足りることなし、設備投資の要件を設けないといたた、大企業と比べて一定の配慮を行つてあるところでござります。

今般の改正は、これまでの賃金引上げ実績のいかんにかかわらず、これから賃金引上げをしっかりと行おうとする企業を広くサポートする制度として、効果は小さくないものと考えております。企業における賃金引上げ、生産性向上のための設備投資が一層進むことを期待しているところでございます。

○中山恭子君 是非、これは経済成長の政策にもつながつてくるかと思ふますナレゾ、賃金のり

ことを要件に、賃金引上げ額の一五%の税額控除が受けられるという制度を盛り込んだところでございます。また、中小企業につきましては、前年度から一・五%以上の賃金引上げで足りることなし、設備投資の要件を設けないと、大企業と比べて一定の配慮を行つてあるところでござります。

今般の改正は、これまでの賃金引上げ実績のいかんにかかわらず、これから賃金引上げをしっかりと行おうとする企業を広くサポートする制度とするなど効果は小さくないものと考えております。企業における賃金引上げ、生産性向上のための設備投資が一層進むことを期待しているところでございます。

○中山恭子君 是非、これは経済成長の政策にまつながつてくるかと思いますけれども、賃金の引上げというのが非常に大きなポイントであると考えております。三%ではまだ足りない、企業によってはもう少し引上げを、大きな引上げをしていけるのではないかと要求してよろしいのではないかという思いすらあります。

成長戦略についてお伺いしたいと思います。

日本の経済、まだまだ力強さが不足していると見て、います。日常の話題の中でワーキングプアでとか子供の貧困などという言葉が使われること自体、非常に悲しいことだと思つております。僅かな地域を除いて地方経済も疲弊しています。政府としての経済認識が少し甘いのではないかななどと考えております。

ある意味では、政府の説明では数字の良いところをしているのではないかと思われることもあります。例えば、失業率が低いといって、その失業率の取り方ということもいろいろ考える必要があるでしょうし、これだけ失業率が低くなつていてもかわらず思つたほど賃金が上昇しないといふのはどうしてなのか、非常に客観的な判断が必要です。また、社会保険料の引上げや増税によつて実質賃金が目減りしているという指摘もあります。さらに、超過勤務手当の減少などから需

質的に資金がダウンしているという指摘もござります。

強い経済を回復させて、さらに維持していくためには、所得を増加させる、所得を倍増させるくらいの大胆な異次元の経済政策が必要だと考えますが、大臣、いかがでしようか。

○國務大臣 麻生太郎君 やつぱりこの七十数年間の中で、少なくとも我々は、今までにかつてないことに幾つか直面しているんだと思いますが、まず一つが、デフレというのをやったことがありませんので、デフレ対策をやつた人は日本にはいません。もちろん世界にもいないんですが、おりません。

それから、金があつて、金利を幾ら下げても企業が、個人が金を借りに来ないという前提で書かれた経済学の本も一冊も知りませんので、そういった事態もいまだかつて起きたことがないことになつておるというようなこと。

また、企業を見ますと、少なくとも債務超過まで、資産がデフレーションを起こしましたものですから、資産のデフレによつて各企業が債務超過になつております。したがいまして、債務超過のところに、金は借りられませんから、企業は基本的に借入金の返済を優先順位の一番に上げた。

結果として、銀行は大量な返済金がたまつて、結果として銀行は成り立たなくなつて、多くの銀行が九五年ぐらいから倒産ということになつて、今日では大銀行、都市銀行で昔の名前で出ている銀行は二つか三つか、そんなものしかなくなつてしまひましたので、今までで起きたことがない。

いずれも、中山先生、初めてのことが我々起きておりますので、それに対応するためにどうするかというのを考えたのがこの五年間だつたんですが。

結果として、今起きておりますことは、消費が伸びないと云ふことで、GDPが伸びない。なぜなら、GDPの約六割が個人消費。次に、設備投資が伸びない。企業が設備を投資しないから。そして、もう一つ大きいのが政府支出。これはもう

コンクリートから人へとかいうことを言っておられた方もおられた、あつ、おられる、まだ亡くなつておられませんけれど、おられましたので、そういつたことで、間違いなく政府支出もない。そうすると、その三つが一挙に減りや、GDPは全然伸びなくなるのは当たり前の話でございまして、少なくともこの五年間の間、一時期、小渉内閣のときには十四兆ぐらゐ行つていましたかね、そろそろいからざあと減つて六兆ぐらいまでおつこつたんだと思いますけれども、そういうたような状況のものを少しずつ少しずつ今増やしつつあるところですけれども、そういうた段階で、私どもがもう一個直面しておりますのは、急激に公共工事等々をやつても、今それを対応する、入札に応じるだけの人手が足りないという問題が一個出来ました。

そういうたような問題を含めながら、バランス良くある程度やらせてきていただいたおかげで、少なくともこの五年間で約四十、約五十兆のGDPが増えるというところまで来ておりますけれども、この種のバランスの取り方はなかなか難しいもので、私どもとしては、公共工事等々、いろんな意味で財政投融資を使わせていただいて、新しいものにといふので、生産性が上がるというようなものに関してはある程度積極的に公共工事等々を使つてもよろしいのではないかという考え方から事を進めさせていただいておりますけれども、いずれにしても、少しずつではありますけど、そちらの方に向に動き始め、企業も何となく設備投資ということで動き始め、先ほどちょっと例引きましたけれども、トヨタでも労組の要求額より会社の示した額の方が大きかつたなんという事態になるほど、経営者の意識も少しは変わつてきて、るんだとは思いますけれども、いずれにしても、そういうたよなことが少しずつ動き始めつつあるかなとは思つておりますけれども、少々時間が

掛かると、二十年間やつぱりデフレだったというのはなかなか大きな要素で、企業の意識、経営者の意識、また消費者の意識が変わるのは更にもう少々時間がかかるかなという感じが率直な実感です。

○中山恭子君 確かに、大臣おっしゃるとおり、長い、二十年を超えますかね、デフレというのがマインドにも大きな影響を与えていたということはよく分かつております。

ただ、それをどうやって変えていくかとなつたら、民間に頼るというのは非常に難しいということは確かにございまして、アベノミクスの中でも、日銀が取つた大胆な金融緩和というの、これは一つ大きな評価できるものだつたと考えておりますが、やはりこれに対応する財政出動についてはまだまだ不足しているのではないかと考えております。

財政政策の中でも最も重要なものの、社会資本整備、今もう老朽化していますし、新しい技術がたくさんあるわけですから、社会資本整備のための公共事業を思い切つて大胆に拡大していくということをお考えいただけたらと思つております。

国交省の試算では、維持管理費用がもう三・六兆円になつてくるというようなことでござりますし、その公共事業の予算というのは、ほぼずつと六兆円前後で推移しているということでござります。三・五兆円、六兆円が維持管理費に使われるということであれば、新たにしっかりとした社会資本整備をしていくことというのは喫緊の課題であろうと考えております。

しかも、麻生大臣いつもおっしゃられているように、質の高いインフラ投資が重要だと考えております。六兆円台の公共事業というよりは、もうある意味ではこれも倍増していくことが必要になつているのではないかと考えております。

シムズ博士がおつしやつているという、これ昨年二月の丸山穂高委員の質問にあつたことでございますが、シムズ理論というのも一度考えていただけたらと思つております。大臣のお考えが

（○國務大臣（麻生太郎君）） 公共工事イコール悪といふイメージが長いこと続いておりましたですからね、そういうのを意図的につくられた方々がいっぽいいらつしゃいますし、そういうたような状況の中が続いておったというのは、この国にとっては不幸だったと思いますけれども。

少なくともこの五年間の間、公共工事というものが中で減らしていった結果、これは一番高かつたのは小渕内閣のときだたと思いますが、それから一貫して公共工事は減つております。麻生内閣のときに前年で増えたのは、麻生内閣以外は全部減つておりますので、そういう意味ではずっと減り続けてきたんだと思いますが、民主党の政権で更に下がっておりますので、そういうたきから今、少しづつ少しづつということありますけれども、六兆を切つておりましたので、それを六兆円まで戻して、更に今少しづつということになつておるんだと思いますが。

一番大きなところで、やっぱりメンテナンスというところに関する意識というのが非常に問題で、大月のトンネルの崩落事故というのがあれは民主党政権のときに起きましたけれども、あれは不幸な事故なんですが、あいつたメンテナンスというようななものに關しても、いろんな意味でもつときちんととしたものをやらないとななかなか、一番最初に切られる部分がそこですから、そういったことを含めまして安全、安心ということを考えると極めて大きい。

同時に、そういうのに金だけ掛ければいいといふんじゃなくて、今ドローンという技術ができましたので、そういういた意味では、公共工事の中の、打音というか、トントンやっていくことですけれども、そういうたものはドローンでできるといふようなことも今新しく開発されつつありますので、そういうものになりますと一举に生産性も上がりますし、効率も上がりますので、いろんなことを考えながらやつていかにやいかぬと思つておりますけれども。

いざれにしても、人手の不足とかいろんな含めのと、生産性が必ず上がるといふこと、そういったよつなことを総合的に考え方をさせて、この国の生産性向上のためにはインフラ整備というのは極めて重要な問題だと自覚しております。

○中山恭子君 ありがとうございました。

○藤末健三君 国民の声の藤末健三でござります。

私は、所得税法につきまして様々な細かい指摘をさせていただきたいと思っております。

まず、一つにございますが、前回の財政金融委員会で御指摘申し上げましたけれど、仮想通貨、そしてトーケンに対する課税につきまして聞かせていただきたいと思います。

仮想通貨につきましては、基本的に、投機的なものであれば雑所得ベースで課税する、また、これから企業がICO、イニシャル・コイン・オファーリングなどで、事業がまだ確立、走っていないのにトーケンでお金を集めた場合には売上計上されるという形で議論が進んでいるわけでございまが、特にこのICOに関しましては、事業の資金を集め、それから事業を始めるという中で、トーケンを出してお金を集めた時点で課税をされると、そのお金の支払だけでも非常に大きな負担になり、事業を展開する上で大きなマイナスになると思いますが、その点につきまして、現状の解釈を財務省に、そしてまた金融庁、経産省共にこの問題をどう考えるかについて御回答ください。お願ひします。

○政府参考人(藤井健志君) 御説明いたします。

いわゆるイニシャル・コイン・オファーリング、ICOとは、トーケンと呼ばれる電子的な証票を発行して仮想通貨等の資金調達を行ふ行為の総称であると承知しております。

それで、ICOによつて仮想通貨を得た場合の課税関係については、発行されるトーケン、証票の性質が様々であるため一概にお答えすることは困難でございますけれども、例えば、資金調達者がイベント参加権を表象したトーケンを販売し

て、そのトーケンの対価としてビットコインなどの仮想通貨を受領した場合には、その受領した財産的価値はトーケンを販売した収益として法人税や所得税の課税対象となります。

あるいは、資金調達者が発行するトーケンが何の権利も表象しない場合、資金提供者が行うビットコインなどの仮想通貨の拠出は反対給付を伴わない寄附と認識される場合がございます。そうした場合には、その寄附が例えば個人間で行われるときは、その寄附を受けた財産的価値は贈与税の課税対象となります。その寄附が今度は法人間で行われるときは、その寄附を受けた資金調達者は収益として法人税の課税対象となり、寄附をした側の資金提供者、この場合は法人ですけれども、それは寄附金として損金算入限度額の範囲内において損金となる、こういう取扱いと現行法ではあります。

○藤末健三君 ジヤ、金融庁と経済産業省にお聞きしたいんですけど、先ほどの財務省は相当踏み込んで回答いただいたんで、今までの見解よりも、これは、連携してやつていただけるかどうかをちょっとお聞かせいただけますか。恐らく、財務省の今の見解をこのまま進めますとICOは機能しなくなると思うんですよ。

それで、本当に金融庁の方が頑張つていただき、クリプトカレンシーの、仮想通貨のこの法的な枠組みというのは世界の中でも進んでいると言われている中で、恐らくICOも日本でやろうという動きが出ていくわけですが、その点につきまして、金融庁、経産省の見解をお聞かせください。お願いします。

○政府参考人(池田唯一君) お答え申し上げま

す。

ICOのトーケンを始めましたので、税務上の取扱いについては、最終的には税務当局の所管に関するものであると考えております。また、会計上の処理基準については、民間の基準設定主体として企業会計基準委員会がございます、そちらの方で策定されるものであると考えております。

す。

同時に、金融庁におきましては、今般、仮想通貨交換業等に関する研究会というものを設置させ

ていただきたいと思つています。このICO、について制度的な対応を検討することとしておりまして、その中で今御指摘のICOをめぐる問題

についても議論いたくことを考へておるところです。こうした研究会における議論を踏まえまして、ICOの会計処理や税務処理の問題についても金銭庁としても適切に対応していくべきと考えております。

また、ただいま申し上げました研究会には関係省庁にもオブザーバーとして参加いただくことを予定しております。御指摘の経産省を含め関係省庁とは適切に連携してまいりたいというふうに考えてございます。

○政府参考人(木村聰君) お答え申し上げます。

ICOにつきましては、国境を越えたグローバルな資金調達が可能といった利点が指摘されておりまして、民間の調査によりますれば各国において新たな資金調達が行われているものと承知しております。その一方で、ICOに便乗した詐欺の事例が報道され、また、マネーロンダリングに使われる懸念も指摘されているものと承知しているところでございます。こうしたことと踏まえますれば、ICOにつきましては、新たな資金調達手法の普及とICOで発行されるトーケンの利用者保護の観点から、その動向を注視することが必要であると考えられます。

経済産業省といたしましては、我が国におけるICOの活用実態及びその可能性につきまして民間事業者のニーズを踏まえることが必要であると考え、情報収集に努めてまいります。その上で、以上でございます。

○藤末健三君 是非、財務省の税の部隊とも連携をしていただきたいとお願いしたいと思います。

私は、このICOの議論は何かと申しますと、

まさしく規制を緩めればいいという話ではございませんで、適正な規制をいち早く世界の中で確立していただきたいと思つています。

この状況ですと、例えばお金を集めてその事業が実施されなくとも、倒産したとしても、その出資者と申しますか、お金を出した人間には何も返つてきませんし、また、情報開示の義務も法的には今は状況だと私は思っています。実質的にICOとかあとはクラウドファンディングのような形で資金を集めている中において、是非とも金融庁におかれましては、金商法との関係も、金融商品取引法との関係等も含めて議論していただきたいとお願いします。

例えば、昨年でございますけれど、アメリカのSECにおいては、そのトーケンの性質によっては、例えば利益の配分にトーケンを使った場合には証券関係の法律の対象にするというような見解も出ておりますので、そういうことも含めて、国際的な位置付けはどうかということを見ていただきたいと思います。急いでいただきたいんですね、是非。恐らく、どんどんどんどんICOが外国も含めて進めばまた被害が出て、何だという話でまた規制がするというイタチごっこになると思いますので、是非お願いしたいと思います。

続きまして、ちょっと税制でございますけれど、教育ローンの金利や奨学金の金利に関する減免措置について文科省にお聞きしたいと思います。今、政府の努力によりまして、私自身もずっと奨学金が今年度の四月からできたような状況の中で、今お金を返している人たち、聞いていますと、例えば大学卒業時点で四百万円の奨学金を、負担がありますよという人もいっぱいいます、

制的な支援を検討すべきだと思うんですが、いかがでしょうか。住宅ローンみたいに金利に対する優遇措置を教育ローンにも提供する、奨学金にも提供することを是非検討していただきたいんです

が、文科省の見解をお聞かせください。

○政府参考人(信濃正範君) 文部科学省では、教育に係る学生や親の負担、経済的負担を軽減するために、委員会御案内いただきましたとおり、今年度から給付型奨学金を新たに創設するというこ

とを始めました。それから無利子奨学金についても、貸与人員の増員による残存適格者の解消、それから低所得世帯の子供たちに係る成績基準の実質的な撤廃、所得運動返還型制度の創設などを進めております。今、委員からは、これらに加えて、住宅ローン控除のような税額控除制度を教育ローンに設けてはと御提案をいただきました。まず、教育ローンなんですが、これを借りた場合、返済が困難になるというのはどういう人がと  
いうと、低所得者層が多いだろうと思います。こういう人たちが非課税あるいは税額が少ないという状況にございますので、仮に税額控除のようないくつかの税制上の措置を設けたとしてもその効果は限定的であろう、こう考えております。  
一方で、給付型の奨学金制度、それから貸与型の奨学金制度、これらを更に充実するということは、学生にとっても分かりやすい効果が大きいと考えておりますので、まずはこの奨学金制度の充実、それから返還困難者に対する救済措置、これをしっかりとやっていきたいと、こう考えておるところでございます。  
○藤末健三君 是非、文科省におかれましては、もう信濃さんも昔一緒に仕事をしていましてよく存じ上げてますので、前向きに検討は幅広くやっていただいた方がいいと思いますので、お願いしたいと思います。  
続きまして、中小企業の事業承継に関する税制につきまして、今回大きく充実していただいたことを非常にうれしく思います。この事業承継のお

話につきましては、是非ともMアンドAをもつと議論をしていただきたいなと思っております、MアンドAによる事業の承継につきまして。なぜかと申しますと、これは中小企業庁のデータを見ますと、二十年以上前、この中小企業の事業の承継のデータを見ますと、親族に対する承継が八五%、親族外が一五%ということござりますが、最新のデータを見ますと、今親族に承継するのが三五%、そのほか六五%が親族外というデータがございます。恐らく推定するに、この中でもほかの企業などに企業の権利を売り渡すというMアンドAが非常に大きいんではないかと思っておりまして、是非検討を深めていただきたいと思います。

それは何かと申しますと、資金的な事業の継承も大事だと思うんですが、恐らくこれらの企業に大事なことは経営者だと思いますね。経営をするその主体がきちんと能力を持った方が来ていいただくこと、もう一つございますのは、やはりもう既に事例がございますけれど、例えば食品の関係の企業がMアンドAによつてグループ化され、それによつて新たなシナジーが生まれている事例がもう既にございますので、そういうMアンドAによる事業の承継を中小企業庁としてどう考えるか、教えていただきたいと思います。お願いします。

○政府参考人(吾郷進平君) お答え申し上げます。

委員御指摘の他者へのMアンドAにつきましては、中小企業が抱える後継者の問題のこの厳しい現状を踏まえますと、非常に重要な選択肢というふうに私ども考えております。

こうした認識の下、御審議をいただいております。

す税制関連法案におきましても、事業承継税制の抜本改正に加えまして、MアンドAによる親族外への承継につきましても、登録免許税あるいは不動産取得税の軽減といった税制上の優遇措置を中心めで盛り込ませていただいております。

また、税制だけではなくて予算の支援といいたしまして、後継者難の事業者と、それからビジネスを拡大しようとする事業者のマッチングを支援す

る

事業引継ぎ支援センターを全国に今展開しております。年々相談件数、マッチング成約件数も増加しております。平成三十年度当初予算案においては、この事業引継ぎ支援センターの体制や窓口を強化するための経費を計上させていただいております。

この事業引継ぎ支援センターでございますけれども、全国各地で案件が入りますと、これを各地のセンターの間で共有をいたしまして広域的にMアンドAのマッチング支援を行つていただけます。

ございます。この先は、これを民間の保有するデータベースとも連携をさせて、より精度の高いマッチングを行うことができるよう拡充を図つてしまひたいと考えているところでございます。

○藤末健三君 是非、引継ぎセンター、支援セン

ターの有効活用をやつていただきたいと思いま

す。

実際にデータを見ますと、もうこの数年でどんどんどんどんMアンドAを望む方々の件数が増えておりますので、恐らく地方自治体においてマッチングしてサポートするつて難しいと思うんです。そこには非民間の方々の活力を入れていただきたいということがまず一つありますし、可能であれば、そういう民間の企業も今ちよつと寡占状態でございますので、競争環境を整えるべく政府に資金的な支援も含めて議論をしていただければと思います。これ、大きなトレンドがもう来ていいると思いますので、是非中小企業庁の方もウォッチいただきたいと思います。

続きまして、郵政のユニバーサルサービスに対する税制上の問題について御質問させていただきたく思います。

午前中に徳茂委員からも多分質問があつたといふふうに思いますが、この郵政民営化ができたときに附帯決議がございました、その十五番に

付

いております。

何があるかと申しますと、消費税の減免措置など

の税制の検討を行つて実現するということを附帯決議に書いてござります、十五番目に。

これは何かと申しますと、元々一つのグループ内の企業であった、一つの企業体でグループ組織内にあつた郵便貯金とかんば生命が外部化されることによりまして、郵便会社、局ネットワークとの関係において約二兆円近くの委託費が払われているところで、それに消費税が掛かるようになつたと。本来、内部化されれば消費税が掛からなかつたものに消費税が掛かるようになり、それに対する対策をきちんとつくるべしということを附帯決議にしております。

そしてまた、改正されました郵政民営化法、改

正時におきましては七条の二というのがございまして、全国にあまねく公平に利用できるような郵便局ネットワークを維持するということ、そしてこの郵便局ネットワークには公益性、地域性が十分發揮するようになります。そして、大事なことは、七条の三ございまして、政府は前条に規定する責務の履行の確保が図られるよう必要な措置を講ずるものとするというふうに書いてございまして、この必要な措置というもののについての、消費税に対する必要な措置につきまして総務省の見解をお聞かせください。お願いします。

○政府参考人(巻口英司君) お答え申し上げま

す。

御指摘のございました消費税についてでございま

ますが、民営・分社化に伴い発生した追加負担の解消やユニバーサルサービスを確保する観点から、平成十七年度より毎年度特例措置の創設を要望してまいりました。その結果としまして、平成三十年度予算税制改正大綱におきまして、郵政事業のユニバーサルサービスを確保するための負担金制度を創設する方向であることを踏まえ、平成三十年に同制度が法制化されることを前提に税制改正の検討は行わないこととするところとされ、議員立法による負担金制度の法制化の動きについて盛り

込まれたところでございます。

このように、郵政事業のユニバーサルサービスを安定的、継続的に確保するための制度創設に向けた議員立法の検討が行われることについて

は大変有意義なものだと考えております。

本件につきましては、引き続き与党の中で議論

がなされるものと考えておりますが、総務省とし

てはその動向を見守つてまいりたいと思っており

ます。

○藤末健三君 是非、こちらの方は国会の方で、

立法府の方で主導して行うわけでございますが、

様々なサポートを総務省の方にもお願ひしたいと

いうことを申し上げておきます。我々も頑張ります。

そこで、よろしくお願いいたします。

続きまして、建設現場の安全に対する支援の税制上の措置ということについて御質問させていた

だときたいと思います。

○藤末健三君 是非、こちらの方は国会の方で、

立法府の方で主導して行うわけでございますが、

様々なサポートを総務省の方にもお願ひしたいと

いうことを申し上げておきます。我々も頑張ります。

そこで、よろしくお願いいたします。

昨年三月から建設職人基本法、建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に関する法律というものが施行されておりまして、これは議員立法でございます。全党派が一致して作った法律でございまして、この法律におきまして、十三条に省力化及び生産性の向上にも配慮した材料、資機材及び施工方法の開発及び普及を促進するものとすると書いてあります。安全を確立するとともに、省力化や生産性向上に資するものを普及させていくことがあります。

そこで、七条においては、政府はこのための財政上、税制上の措置をやらなきやいけないと

いうふうに書いてございまして、是非とも税制上

におきまして、この建設現場で働く方々が安全に

働けるような環境整備、この基本法の精神を実現

していただきたいと思うんですが、関係省庁の見

解をお聞かせください。お願いします。

○政府参考人(青木由行君) お答えいたします。

委員御指摘のとおり、建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に関する法律、いわゆる建設

職人基本法がございますが、こちらにおきまし

て、建設工事従事者の安全及び健康の確保を図るために、建設工事の安全な実施や生産性の向上に配意した材料、資機材等の普及を促進するものとされていいるところでございます。

国土交通省といたしましては、例えば工事の仕様書におきまして、施工に当たり適用する基準といたしまして安全な工法のガイドラインを位置付けるといった取組のほか、また、この安全衛生経費が下請まで適切に支払われる、こういったことが大変重要なまいりますので、実態調査の上、実効ある施策を検討することいたしているところでございます。

本日いたしました委員の御指摘につきまして、法の趣旨にのっとりまして関係省庁と連携いたしまして、現場の実態、業界全体のニーズ等を踏まえつつ検討させていただきたいと思います。

○政府参考人(及川洋君) お答えいたします。

経済産業省といたしましても、建設現場における労働災害をなくすためには、建設工事従事者の安全及び健康の確保が大変重要であると認識しております。こうした観点から、経済産業省では、建設現場での足場からの転落事故を防ぐため、先行型手すりや爪先板など仮設資機材の日本工業規格いわゆるJIS規格を制定してきたところがございます。これら資機材の標準化を進めることは、安全な仮設資機材の普及を促すとともに、建設工事従事者の方々の安全性の確保に資する所存でございます。

議員から税制の御指摘をいたいたところでございますが、建設現場の安全性、生産性の向上は非常に重要であると認識しております。主務省庁においてその必要性や効果について検討がなされるものと考えてございます。経済産業省といたしましても、仮設資機材に係る必要な情報提供を行ふ等により、これに協力していきたいと考えております。

○政府参考人(田中誠一君) 厚生労働省といたし

ましても、建設職人基本法の趣旨あるいは同法に基づく基本計画の内容を踏まえまして、関係省庁と連携しつつ、現場の実態、業界全体のニーズ等をよくお聞かせいただきながら検討してまいりたいと考えております。

○藤末健三君 是非進めたいだきたいと思いま

す。

麻生大臣、これはちょっと提案でございますけれど、是非、この建設現場で働く方々なんですが、昭和四十七年に亡くなっている方が大体二千四百人おられたと。そして、平成二十八年には二百九十四人まで減つております。これは閣議決定された中の文書から読ませていただきいています。

○政府参考人(及川洋君) お答えいたします。

経済産業省といたしましても、建設現場における労働災害をなくすためには、建設工事従事者の安全及び健康の確保が大変重要であると認識しております。こうした観点から、経済産業省では、建設現場での足場からの転落事故を防ぐため、先行型手すりや爪先板など仮設資機材の日本工業規格いわゆるJIS規格を制定してきたところがございます。これら資機材の標準化を進めることは、安全な仮設資機材の普及を促すとともに、建設工事従事者の方々の安全性の確保に資する所存でございます。

議員から税制の御指摘をいたいたところでございますが、建設現場の安全性、生産性の向上は非常に重要であると認識しております。主務省庁においてその必要性や効果について検討がなされるものと考えてございます。経済産業省といたしましても、仮設資機材に係る必要な情報提供を行ふ等により、これに協力していきたいと考えております。

○政府参考人(田中誠一君) 厚生労働省といたし

働安全衛生規則が春から見直されるということがございますので、是非、先ほど申し上げた機材の問題のみならず、広く、やはりきちんと規則の見直しをやっていただきたいというふうに思っておられます。

また、厚労省におかれましては、経費の問題、積算の問題がございますので、やはり明確に、安全

のための経費は除外して、入札の対象から外していただきたいんですね。ですから、何が起きるか

というと、入札を全体に対し掛けますと、とにかく安全経費から削つていこうという動きがござ

りますので、厚労省の直轄事業はもう変わつてい

ますけれど、民間の事業はまだ変わつておりますので、是非厚労省が主導的にやつていただきた

いと思います。

あと最後、三つ目でございますが、三省庁に申し上げたいのは、是非この基本計画、昨年六月に

作成してもらった基本計画にも、諸外国の知見や

施策の動向を把握して、そして政策を決めていこ

うということがございますので、私自身もドイツ

とかデンマークを見てきましたけれど、イギリス

などを見てきましたけれど、是非、外国の知見

を、状況を把握するということをお願いさせてい

ただきたいと思います。よろしくお願ひいたしま

す。

そして次に、また税制の関係でございますが、

国外の転出時にかかる税制について御質問申し上げたいと思います。

平成二十七年に国外転出時課税制度というのが

できまして、何かと申しますと、一億円以上の有

価証券を有して海外に行くときには、課税逃れが

出ないよう、その対外移出時の資産を国に預け

なきやいけないという、同等なやつ。例えば一億

円を海外に持つて、例えばほかの会社をMアンド

Aしたいたいと思ったときに一億円を預けていかな

きやいけないという制度がございまして、これが

何かと申しますと、大きな会社においては資金調

達力がありますので調達できるということですそれ

ほど問題じやないんすけれど、上場していない会社が例えばアメリカの会社を買いたいですよというときに、じゃ、十億円です、十億円を預けれ

るかというと、なかなかできない。

一方で、株式を預けて、未上場の場合は株式を

預けるんですけどいう制度もありますけれど、

ただ、未上場会社が自分の会社を担保に例えれば國

に預けるとすると、何が起きるかと申しますと、

取締役会を通さなきやいけなかつたり、極端な場

合、定款によつては全株主の同意を得なきやいけ

ないようなことになりかねないということもござ

ります。

また、厚労省におかれましては、経費の問題、積算の問題がございまして、やはり明確に、安全

のための経費は除外して、入札の対象から外していただきたいんですね。ですから、何が起きるか

というと、入札を全体に対し掛けますと、とにかく安全経費から削つていこうという動きがござ

りますので、厚労省の直轄事業はもう変わつてい

ますけれど、民間の事業はまだ変わつておりますので、是非厚労省が主導的にやつていただきた

いと思います。

あと最後、三つ目でございますが、三省庁に申

し上げたいのは、是非この基本計画、昨年六月に

作成してもらった基本計画にも、諸外国の知見や

施策の動向を把握して、そして政策を決めていこ

うということがございますので、私自身もドイツ

とかデンマークを見てきましたけれど、イギリス

などを見てきましたけれど、是非、外国の知見

を、状況を把握するということをお願いさせてい

ただきたいと思います。よろしくお願ひいたしま

す。

そして次に、また税制の関係でございますが、

国外の転出時にかかる税制について御質問申し上げたいと思います。

平成二十七年に国外転出時課税制度というのが

できまして、何かと申しますと、一億円以上の有

価証券を有して海外に行くときには、課税逃れが

出ないよう、その対外移出時の資産を国に預け

なきやいけないという、同等なやつ。例えば一億

円を海外に持つて、例えばほかの会社をMアンド

Aしたいたいと思ったときに一億円を預けていかな

きやいけないという制度がございまして、これが

何かと申しますと、大きな会社においては資金調

達力がありますので調達できるということですそれ

ほど問題じやないんすけれど、上場していない会社が例えば國

に預けるとすると、何が起きるかと申しますと、

取締役会を通さなきやいけなかつたり、極端な場

合、定款によつては全株主の同意を得なきやいけ

ないようなことになりかねないということもござ

ります。

一方で、株式を預けて、未上場の場合は株式を

預けるんですけどいう制度もありますけれど、

ただ、未上場会社が自分の会社を担保に例えれば國に預けるとすると、何が起きるかと申しますと、

取締役会を通さなきやいけなかつたり、極端な場合、定款によつては全株主の同意を得なきやいけないようなことになりかねないということもござります。

また、厚労省におかれましては、経費の問題、積算の問題がございまして、やはり明確に、安全

のための経費は除外して、入札の対象から外していただきたいんですね。ですから、何が起きるか

というと、入札を全体に対し掛けますと、とにかく安全経費から削つていこうという動きがござ

りますので、厚労省の直轄事業はもう変わつてい

ますけれど、民間の事業はまだ変わつておりますので、是非厚労省が主導的にやつていただきた

いと思います。

また、厚労省におかれましては、経費の問題、積算の問題がございまして、やはり明確に、安全

のための経費は除外して、入札の対象から外していただきたいんですね。ですから、何が起きるか

というと、入札を全体に対し掛けますと、とにかく安全経費から削つていこうという動きがござ

りますので、厚労省の直轄事業はもう変わつてい

ますけれど、民間の事業はまだ変わつておりますので、是非厚労省が主導的にやつていただきた

いと思います。

りましたこの制度自体は、株式のキャピタルゲインにつきましては、売却等により実現した時点で納税者が居住する国において課税することが原則でございまして、これを利用して、巨額の含み益を有する株式を保有したまま国外転出をし、キャピタルゲイン非課税国において売却をするということにより課税逃れを行うことが可能となつております。こういった課税逃れを防止する観点から、主要国の多くが国外転出時の含み益を国外転出前の居住地国で課税をしているということでございまして、日本におきましても、主要国と足並みをそろえて、巨額の含み益を有する株式等を保有して国外転出する方に対して、その未実現のキャピタルゲインに課税する特例を設けたところでございます。

御指摘のような海外に例えれば駐在員として赴任されるなど国外転出が一時的なものであり、資産売却を行うことなく帰国を予定している方等に配慮して、適切な担保提供等を要件とした納税猶予の仕組みを設けているところでございます。

こういった納税猶予の制度、また担保の提供、これによつて企業の海外進出の障害になつてゐるかどうかという話でござりますけれども、納税猶予制度におきましては、納税猶予が終了した場合には納税していく必要がある一方で、対象者は国外に転出している状況にあることを踏まえば、課税の実効性を確保するための措置を転出前に講じておく必要があることは御理解をいただきたいと思います。

その上で、委員御指摘のとおり、企業のグローバル活動は重要な課題と認識しておりますので、まずは具体的にどのような課題が存在しているのか等について、関係省庁、経産省等々も含めて勉強を進めていくことが重要と考えております。

○政府参考人(木村聰君) お答え申し上げます。国外転出時課税制度では、先ほど財務省さんからも御答弁がございましたように、国外転出が一時的な場合、適切な担保提供等を要件といたしま

させていただきます。

○渡辺喜美君 今、副総裁言及されました共同声明も、ちょっと古いですね。これは民主党政権の時代、なおかつ白川総裁の時代ですよ。したがって、私は新たなアコードを作つてもいいのではないかと思いますね。

たしか若田部教授の時代にはそういう御主張をしておられたような気がいたしますが、いかがでございましょうか。

○参考人(若田部昌澄君) 確かに、若田部教授の時代にそのような主張をしていたのは事実でございまして、これにつきましては実際に書いたものがあります。若田部教授、まあ経済学者としての意見はそのとおりでござります。

ただ、一点、共同声明自体は民主党政権ではなくて安倍政権が登場してからものでございまして、その下で行われたものだということでござります。

ですので、私としては、その中において、これは黒田総裁が常々指摘しておりますけれども、金融政策と財政政策のシナジーというのは非常に重要である。それは、その二〇一三年一月の政府と日銀の共同声明の精神をそのまま引き継いでいるというふうには考えております。

○渡辺喜美君 前回もお話ししたことあります  
が、アメリカの保護主義的攻勢が相当むちやく  
ちやですよね。中間選挙を控えているということ  
もあるんでしょ。

また、貿易赤字や財政赤字、これから軍事力を  
増強する、大減税をやる、当然これは財政赤字が  
増えていきますね。そうすると、この赤字のファ  
イナンスという問題が出てくる。

昔は、伝統的には強いドルはアメリカの利益と  
いう呪文を唱えるのが普通であった。しかし、こ  
の政権は、トランプ大統領とムニューション財務長  
官が、まあほげと笑つ込みよろしく、強いドルだ  
弱いドルだつて、こう交互に立場を変えて、ダボ  
ス会議辺りでは、強いドルと言つていたムニュー

シン長官が弱いドルがアメリカの利益みたいなことを言い始めちゃつたのですから、これ債券相

場から崩れてきちやつたわけですね。

○参考人(若田部昌澄君) 日米共通の利益というのとは何か。日本はデフレから脱却をするということですね。アメリカは長期金利の上昇を適度に抑制していくということでありましょう。また、安全保障上の問題を考えいまして、これにつきましては実際に書いたものがありますが、まあ中国も自分で自分の首を絞

めめるような米国債売却はやらないでしようけれども、どうでしょうかね。これだけ貿易戦争だ何だかんだ言われるようになると、なかなか中国が新規の米国債購入については慎重になつてくるんではないかと。

そういうことを考えますと、やっぱり日米共通の利益で、日本銀行が米国債を購入するという金融政策を取つてもいいと思いますが、若田部副総裁、いかがでございましょうか。

○参考人(若田部昌澄君) お答え申し上げます。まず、特定の国の特定の政策についてはコメントを差し控えさせていただきます。

一般的に言つて、世界経済において自由貿易が極めて重要な位置を持つことは明らかではございますが、しかし、特定の国の特定の政策についてコメントをすることは差し控えさせていただきます。

その上で、日本銀行が金融政策の手段として米国債を購入すべきではないかというのが質問の御趣旨だと思いますが、もしもこの米国債の購入とするものであるならば、これは日本銀行法上、外國為替相場の安定を目的とする外國為替の売買は

が、それについては差し控えさせていただきたいと思います。

○渡辺喜美君 隨分事務方のレクチャーが進んでおるようでございまして、私が昔、中原審議委員から御下問を受けまして、内閣法制局で、日銀法上、日銀は外債の小売ができるかという質問をし

たことがあります。内閣法制局の見解であります。前回、麻生大臣もおっしゃられたように、為替介入を意図するということであればそれはできな

いということでありましょうが、日銀は国債八十兆円買取りということすらできないわけじゃないですか。今、四十兆円ぐらいしかできていなければ御退室いただいても結構でござります。

○参考人(星野次彦君) お答え申し上げます。まず、源泉徴収制度でございますけれども、給付所得に対する源泉徴収制度とは、月々の給与の支払時に給与の支払者が一定の税額を徴収して納付するものでありますけれども、この制度は昭和十五年に導入されたと承知をしております。ま

た、この関連で、年の最後の給与を支払う際に給与の総額に対する最終的な税額と年間を通じて納付された源泉徴収税額との過不足を調整するいわゆる年末調整制度、これは昭和二十二年に導入されたと承知をしております。

また、法人税でございますけれども、我が国において明治二十年、一八八七年に所得税が創設されまして、この所得税が明治三十二年、一八九九年に分類所得税として全面的に改組され、個人の納税者の範囲が明確化されるとともに、法人に対しても所得税が課税されるようになつたところでございます。その後、昭和十五年、一九四〇年になりまして所得税の大幅な改正が行われ、これまで第一種の所得として所得税において課税されてきた法人税が所得税から切り離され、「八%」の比例税率の独立の租税として創設されたものと承知をしております。

○渡辺喜美君 要は、源泉徴収制度も法人税法も

におきまして米国債の購入が望ましいのかということになりますと、いろいろと問題点があるのでないかというふうに考えております。

○渡辺喜美君 これは引き続き、また国会にお越しいただくことが度々あるつかと思いますので、もし国会の御議論をお聞きになられたければ残つていただいても結構でござります。

○参考人(星野次彦君) これは引き続き、また国会にお越しいただくことが度々あるつかと思いますので、もし国会の御議論をお聞きになられたければ残つていただいても結構でござります。

○渡辺喜美君 これは引き続き、また国会にお越しいただくことが度々あるつかと思いますので、もし国会の御議論をお聞きになられたければ残つていただいても結構でござります。



(辰巳孝太郎委員資料)

## 法律相談文書の抜粋

### 廃棄物混合土壤が

本件報告書（契約書第5  
条）記載の地下埋設物等  
と同一視できない場合

本件報告書（契約書第5  
条）記載の地下埋設物等と  
同一視できる場合

### 契約書6条の処理に従う

当該廃棄物等を除去  
しなくても、契約書  
の目的（学校校舎等  
建設、運営）を達成  
できる？

YES

契約の目的は達成でき  
るが、（国が既に減額  
評価した）貸付額に見  
合わない品質の学校用  
地と評価される？

NO

債務不履行又は瑕  
疵担保責任に基づ  
く契約解除、損害  
賠償請求の可能性  
がある。事実関係  
を詳細に調査した  
上で早急に対処す  
べき。学校が開設  
できないことに伴  
う損害賠償請求を  
負う可能性もある。

瑕疵担保に基づく損害賠償  
責任負担の可  
能性がある。  
事実関係を詳  
細に調査した  
上で対処すべ  
き。

(藤巻健史委員資料)

### 賛同者一覧

「仮想通貨（暗号通貨）売買  
利益への課税を株式と同じ  
申告分離課税へ！」

(風間直樹 委員資料)

平成 30 年 3 月 22 日 参議院附設金融委員会  
立憲民主党 風間直樹  
出席：会計検査院法・国会公務員法・総務省監置法より抜粋  
風間直樹事務所作成資料

平成 30 年 3 月 22 日 参議院附設金融委員会  
立憲民主党 風間直樹  
出席：会計検査院法・国会公務員法・総務省監置法より抜粋  
風間直樹事務所作成資料

◎会計検査院法

第二十一条 会計検査院は、日本国憲法第廿一条の規定により國の収入支出の決算の検査を行う外、法律に定める会計の監査を行う。

2 会計検査院は、専門会計検査を行い、会計処理を監査し、その適否を期し、且つ、是正を図る。

3 会計検査院は、正確性、合理化、経済性、効率性及び有効性の観点その他の会計検査上必要な趣旨から検査を行うものとする。

第二十四条 会計検査院の検査を受けるものは、会計検査院の定める前項の別種により、

當時に、計算書及び証明書類を、会計検査院に提出しなければならない。

2 國が所有し又は保管する現金、物品及び有価証券の受取についても、前項の計算書及び

証明書類に代えて、会計検査院の指定する他の書類を会計検査院に提出することができる。

第二十五条 会計検査院は、専門会計検査に屬する場合は、これに応じなければならない。

この場合において、実地の検査を受けるものは、これに応じなければならない。

第二十六条 会計検査院は、検査上の必要により書類を受けるものに就き、書類その他の遺失若しくは毀損の提出を認め、又は同様の書類若しくは遺失を請求することができる。この

場合において、帳簿、會計その他の資料若しくは遺失の提出の求めを受け、又は質問され若しくは出題の求めを受けた者は、これに応じなければならぬ。

第二十七条 会計検査院の検査を受ける者は、直ちに、その旨を会計検査院に報告しなければならない。

1 会計検査院のある部屋が準備したとき

2 現金、有価証券その他の財産の亡失を差しとせば

第二十八条 会計検査院は、検査上の必要に応じて、公共団体その他の者に対し、資料の提出、證言等を依頼することができる。

◎国家公務員法

第三条

2 人事院は、法律の定めるところに従い、給与その他の勤務条件の改善及び人事行政の改善に關する勅令、規則並びに任免、給与、研修の制度及び実施並びに当該研修による調査研究、分類、統計、告白の処理、最高に係る機関の保持その他の職員に関する人事行政の公正の確保及び機能の強化の推進のための調査研究並びに監督、監査、採用試験又は採用規則等と一報

第三条 総務省は、行政の基本的な制度の管理及び監督を通じた行政の総合的かつ効率的な運営の確保、地方自治の本旨の実現及び政治の基盤の確立、自立的な地域社会の形成、国と地方公共団体及び地方公共団体相互間の連絡協調、情報の収集並び方式による適正かつ円滑な組織の構築及び機能、監察の公平かつ標準的利用の促進及び保護、調査監査の適正かつ適切な実施の確保、公務に係る諭戒の迅速かつ適正な諭戒、監査、採用試験又は採用規則等と一報

公務又は各級の組織における活動を通じた国民の生命、身体及び財産の保護を図り、並びに他の行政機關の所掌に属しない行政監視及び法律（法律に基づく命令を含む。）で總務省に属させられた行政事務を遂行することを任務とする。

第四条 総務省は、前条第一項の任務を遂行するため、次に掲げる事務をつかさどる。

十二 各行政機關の業務の実施状況の評価（当該行政機關の政策についての評価を除く。）及び監視を行うこと。

ことができる。

3 人事院は、第一項の監査（監査の対象に係る倫理の基準に關して行われるものに限る。）に關し必要があると認めるときは、当該監査の為の監査である場合は、監査に出席を求めて監査し、又は同

真の規定により指名された方に、監査監査の監査する場所（監査として監査している場所を監査する）に立ち入り、監査監査その他の必要な動作を執らせ、又は監査監査に監査させることができる。

4 前項の規定により立入検査をする者は、その身分を示す證明書を携帯し、開示者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

5 第三項の規定による立入検査の結果は、犯罪検査のために認められたものと解してはならない。

平成30年3月22日 参議院財政金融委員会  
立憲民主党、風間正樹  
出席：参議院規則・国務行政組織法・財務省設置法より抜粋  
風間直樹等所作成資料

◎参議院規則

第42条の2 委員会が審査又は調査を行つときは、政府に対する委員の質疑は、國務大臣又は内閣官房副長官、副大臣若しくは大臣議員に対じて行う。

第42条の3 委員会は、前条の規定にかわらず、行政に関する細目的又は技術的専門について審査又は調査を行う場合において、必要があると認めたときは、政局參議人の出席を求めて、その請けを聽く。

◎国家行政組織法

(行政機関の設置、廃止、任免及び明示書等)

第三条 國の行政機関の組織は、この法律でこれを定めるものとする。  
2 行政機関のため置かれる國の行政機関は、省、委員会及び府とし、その設置及び廃止は、別に法律の定めるところによる。

(行政機関の長の権限)

第五条 各省の長は、それぞれ各大臣とし、内閣法（昭和二十二年法律第五号）にいう主任の大臣として、それぞれ行政機関を分担管理する。

(行政機関の長の権限)  
第十条 各省大臣、各委員会の委員長及び府の長は、その機関の業務を統括し、職員の服務について、これを監督する。

(審議官及び府の次長等)

第十八条 各省には、審議官一人を置く。  
2 審議官は、その省の長である大臣を別け、省務を整理し、各部門及び機関の業務を監督する。

◎財政会計監査法

第十九条 國家行政組織法第三条第二項の規定に基づいて、財務省に、国税庁を置く。

2 国税庁の長は、国税厅長官とする。

(任命)

第十九条 國税庁は、内閣院の趣旨かつ公平な賦課及び徴収の実現、酒類業の健全な運営及び税理士業務の適正な運営の確保を図ることを任務とする。



平成三十年四月十一日印刷

平成三十年四月十一日發行

參議院事務局

印刷者  
國立印刷局

U